

平成20年第1回西予市議会定例会会期日程表

会期3月4日(火)～3月19日(水)

(会期16日間)

月 日	曜日	日 程	備 考
3月 4日	火	本会議(開会)	・理事者提案説明
3月 5日	水	本 会 議	・一般質問・質疑 ・即決議案採決及び委員会付託
3月 6日	木	常任委員会	
3月 7日	金	常任委員会	
3月 8日	土	休 会	
3月 9日	日	休 会	
3月10日	月	常任委員会	
3月11日	火	常任委員会	
3月12日	水	常任委員会	
3月13日	木	常任委員会	
3月14日	金	休 会	
3月15日	土	休 会	
3月16日	日	休 会	
3月17日	月	休 会	
3月18日	火	休 会	
3月19日	水	本会議(閉会)	・委員長報告 ・質疑・討論・採決

平成20年第1回西予市議会定例会会議録(第1号)

1. 招集年月日 平成20年3月4日
 1. 招集の場所 西予市議会議場
 1. 開 会 平成20年3月4日
 午前10時00分
 1. 散 会 平成20年3月4日
 午後 3時34分

1. 出席議員

- 1番 田 中 剛
 2番 松 山 清
 3番 宇都宮 明宏
 4番 松 島 義幸
 5番 元 親 孝志
 6番 嶋 川 武文
 7番 沖 野 健三
 8番 森 川 一義
 9番 亀 井 秀男
 10番 名 本 修三
 11番 河 野 作生
 12番 藤 井 朝廣
 13番 浅 野 泰義
 14番 浅 野 忠昭
 15番 三 好 幸夫
 16番 岡 山 清秋
 17番 酒 井 宇之吉
 18番 兵 頭 勇
 19番 山 本 英男
 20番 山 本 昭義
 21番 梅 川 光俊
 22番 鍵 原 芳和
 23番 菊 地 ミスギ
 24番 宇都宮 二郎
 25番 岡 田 周三
 26番 山 本 安男
 27番 平 野 武男
 28番 大 竹 忠盛
 29番 二 宮 元
 30番 坂 本 隆重
 31番 浅 野 豊重

1. 欠席議員

なし

1. 会議録署名議員

- 8番 森 川 一義
 9番 亀 井 秀男

1. 地方自治法第121条により
 説明のため出席した者の職氏名

- 市 長 三 好 幹 二
 副 市 長 別 宮 静
 副 市 長 三 好 藤 治
 教 育 長 二 宮 宇 明
 会 計 管 理 者 森 英 二
 総務企画部長 清 水 忠 夫
 産業建設部長 安 藤 芳 夫
 生活福祉部長 武 田 勉
 教 育 部 長 上 甲 福 重
 明浜総合支所長 小 玉 岩 康
 野村総合支所長 三 瀬 通 忠
 城川総合支所長 吉 良 孝 一
 三瓶総合支所長 鶴 岡 康 年
 消防本部消防長 中 野 竹 夫
 総 務 課 長 炭 倉 貞 明
 財 政 課 長 河 野 敏 雅
 企画調整課長 清 水 享 司
 監 査 委 員 池 畠 賢 治

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

- 事 務 局 長 九 鬼 則 夫
 議 事 係 長 井 上 千 浪

1. 議 事 日 程 別紙のとおり

1. 会 議 に 付 し た 事 件 別紙のとおり

1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

議 事 日 程

1 会議録署名議員の指名

(8 番 森川一義、9 番 亀井秀男)

2 会期の決定

(3月4日～3月19日 16日間)

3 議案第 8号 西予市立三瓶中学校屋内
 運動場改築工事変更請負
 契約について

議案第 9号 多田地区生活改善工事第
 17工区工事変更請負契
 約について

議案第 10号 多田地区生活改善工事第
 21工区工事変更請負契
 約について

- | | | | | |
|---|-----------|--|-----------|---|
| 4 | 議案第 1 1 号 | 西予市一般廃棄物処理施設等建設基金条例制定について | 議案第 2 5 号 | 西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 1 2 号 | 西予市後期高齢者医療に関する条例制定について | 議案第 2 6 号 | 西予市居宅介護支援事業所設置条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 1 3 号 | 西予市職員の期末手当及び勤勉手当の特例に関する条例制定について | 議案第 2 7 号 | 西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 1 4 号 | 西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 2 8 号 | 西予市小集落改良住宅管理条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 1 5 号 | 西予市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 2 9 号 | 西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 1 6 号 | 西予市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 3 0 号 | 西予市明浜ふるさと創生館条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 1 7 号 | 西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 3 1 号 | 西予市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 1 8 号 | 西予市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 3 2 号 | 西予市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 1 9 号 | 西予市特別会計条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 3 3 号 | 西予市単独市営住宅条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 2 0 号 | 西予市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 3 4 号 | 西予市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 2 1 号 | 西予市母子家庭医療費助成条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 3 5 号 | 西予市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 2 2 号 | 西予市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 3 6 号 | 西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 2 3 号 | 西予市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 3 7 号 | 市道路線の廃止について |
| | 議案第 2 4 号 | 西予市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 3 8 号 | 市道路線の認定について |
| | | | 議案第 3 9 号 | 西予市営土地改良事業の施行について |
| | | | 議案第 4 0 号 | 字の区域を新たに画することについて |

議案第 4 1 号	平成 1 9 年度西予市一般会計補正予算(第 6 号)	議案第 5 7 号	平成 2 0 年度西予市老人保健特別会計予算
議案第 4 2 号	平成 1 9 年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第 2 号)	議案第 5 8 号	平成 2 0 年度西予市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 4 3 号	平成 1 9 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第 2 号)	議案第 5 9 号	平成 2 0 年度西予市介護保険特別会計予算
議案第 4 4 号	平成 1 9 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号)	議案第 6 0 号	平成 2 0 年度西予市簡易水道事業特別会計予算
議案第 4 5 号	平成 1 9 年度西予市老人保健特別会計補正予算(第 3 号)	議案第 6 1 号	平成 2 0 年度西予市農業集落排水事業特別会計予算
議案第 4 6 号	平成 1 9 年度西予市介護保険特別会計補正予算(第 4 号)	議案第 6 2 号	平成 2 0 年度西予市公共下水道事業特別会計予算
議案第 4 7 号	平成 1 9 年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第 5 号)	議案第 6 3 号	平成 2 0 年度西予市上水道事業会計予算
議案第 4 8 号	平成 1 9 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 3 号)	議案第 6 4 号	平成 2 0 年度西予市病院事業会計予算
議案第 4 9 号	平成 1 9 年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第 4 号)	議案第 6 5 号	平成 2 0 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算
議案第 5 0 号	平成 1 9 年度西予市上水道事業会計補正予算(第 4 号)	5 議案第 1 号	西予市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
議案第 5 1 号	平成 1 9 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第 2 号)	追加 議案第 6 6 号	西予市農林漁業後継者住宅条例の一部を改正する条例制定について
議案第 5 2 号	平成 2 0 年度西予市一般会計予算	議案第 6 7 号	西予市病院事業職員の諸手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 5 3 号	平成 2 0 年度西予市授産場特別会計予算	意見書案第 2 号	市立宇和島病院の保険医療機関指定継続を求める意見書(案)の提出について
議案第 5 4 号	平成 2 0 年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	本日の会議に付した事件	
議案第 5 5 号	平成 2 0 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算	1	会議録署名議員の指名
議案第 5 6 号	平成 2 0 年度西予市国民健康保険特別会計予算	2	会期の決定
		3	議案第 8 号 西予市立三瓶中学校屋内運動場改築工事変更請負契約について
		議案第 9 号	多田地区生活改善工事第 1 7 工区工事変更請負契約について

	議案第 10号	多田地区生活改善工事第 21工区工事変更請負契 約について	議案第 24号	西予市国民健康保険条例 の一部を改正する条例制 定について
4	議案第 11号	西予市一般廃棄物処理施 設等建設基金条例制定に ついて	議案第 25号	西予市介護保険条例の一 部を改正する条例制定に ついて
	議案第 12号	西予市後期高齢者医療に 関する条例制定について	議案第 26号	西予市居宅介護支援事業 所設置条例の一部を改正 する条例制定について
	議案第 13号	西予市職員の期末手当及 び勤勉手当の特例に関す る条例制定について	議案第 27号	西予市隣保館条例の一部 を改正する条例制定につ いて
	議案第 14号	西予市職員の勤務時間、 休暇等に関する条例の一 部を改正する条例制定に ついて	議案第 28号	西予市小集落改良住宅管 理条例の一部を改正する 条例制定について
	議案第 15号	西予市職員の育児休業等 に関する条例の一部を改 正する条例制定について	議案第 29号	西予市廃棄物の処理及び 清掃に関する条例の一部 を改正する条例制定につ いて
	議案第 16号	西予市一般職の任期付職 員の採用に関する条例の 一部を改正する条例制定 について	議案第 30号	西予市明浜ふるさと創生 館条例の一部を改正する 条例制定について
	議案第 17号	西予市職員の給与に関す る条例の一部を改正する 条例制定について	議案第 31号	西予市農業集落排水事業 分担金徴収条例の一部を 改正する条例制定につい て
	議案第 18号	西予市単純な労務に雇用 される職員の給与の種類 及び基準を定める条例の 一部を改正する条例制定 について	議案第 32号	西予市営住宅管理条例の 一部を改正する条例制定 について
	議案第 19号	西予市特別会計条例の一 部を改正する条例制定に ついて	議案第 33号	西予市単独市営住宅条例 の一部を改正する条例制 定について
	議案第 20号	西予市使用料及び手数料 条例の一部を改正する条 例制定について	議案第 34号	西予市特定公共賃貸住宅 条例の一部を改正する条 例制定について
	議案第 21号	西予市母子家庭医療費助 成条例の一部を改正する 条例制定について	議案第 35号	西予市水道事業の設置に 関する条例の一部を改正 する条例制定について
	議案第 22号	西予市重度心身障害者医 療費助成条例の一部を改 正する条例制定について	議案第 36号	西予市簡易水道及び愛媛 県条例水道の設置に関す る条例の一部を改正する 条例制定について
	議案第 23号	西予市デイサービスセン ター条例の一部を改正す る条例制定について	議案第 37号	市道路線の廃止について
			議案第 38号	市道路線の認定について
			議案第 39号	西予市営土地改良事業の

	施行について	議案第 56号	平成20年度西予市国民健康保険特別会計予算
議案第 40号	字の区域を新たに画することについて	議案第 57号	平成20年度西予市老人保健特別会計予算
議案第 41号	平成19年度西予市一般会計補正予算(第6号)	議案第 58号	平成20年度西予市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 42号	平成19年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)	議案第 59号	平成20年度西予市介護保険特別会計予算
議案第 43号	平成19年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第2号)	議案第 60号	平成20年度西予市簡易水道事業特別会計予算
議案第 44号	平成19年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	議案第 61号	平成20年度西予市農業集落排水事業特別会計予算
議案第 45号	平成19年度西予市老人保健特別会計補正予算(第3号)	議案第 62号	平成20年度西予市公共下水道事業特別会計予算
議案第 46号	平成19年度西予市介護保険特別会計補正予算(第4号)	議案第 63号	平成20年度西予市上水道事業会計予算
議案第 47号	平成19年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)	議案第 64号	平成20年度西予市病院事業会計予算
議案第 48号	平成19年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)	議案第 65号	平成20年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算
議案第 49号	平成19年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)	5 発議第 1号	西予市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
議案第 50号	平成19年度西予市上水道事業会計補正予算(第4号)	追加 議案第 66号	西予市農林漁業後継者住宅条例の一部を改正する条例制定について
議案第 51号	平成19年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第2号)	議案第 67号	西予市病院事業職員の諸手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 52号	平成20年度西予市一般会計予算	意見書案第2号	市立宇和島病院の保険医療機関指定継続を求める意見書(案)の提出について
議案第 53号	平成20年度西予市授産場特別会計予算		
議案第 54号	平成20年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算		
議案第 55号	平成20年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算		

開会 午前10時00分

議長 ただいまの出席議員は31名であります。これより平成20年第1回西予市議会定例会を開会いたします。

三好市長より今定例会招集のあいさつがありません。

三好市長。

三好市長 平成20年第1回西予市議会定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

3月の声を聞き、厳しい寒さも幾分和らぎ、春の薫りが漂う昨今でございます。本日はちょっと揺り戻しで少し寒くなっておりますが、そういう中、本日は年度末を控え公私ともにご多忙のところ本定例会にご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、西予市は合併から丸4年を迎えようとしておりますが、私はこの間、多くの皆様に助けられ、そして支えていただいたことで、市長として果たせられた1期4年の重責を全うすることができ、非常に考え深く思いを起こしているところでございます。

振り返りますと、合併当初から国の三位一体の改革によって思わぬ行財政問題に直面し、市民の皆様、そして議員各位には多大なご迷惑をおかけしておりましたが、しかし皆様方の深甚なるご理解とご協力を賜ったことによりまして、これまでスムーズな行政運営を図ることができました。このようなご理解の下で合併前に協議策定いたしましたまちづくり建設計画の主な事業も順次完成し、皆様方の負託におおむねこたえることができたのではなかろうかと私なりに思っているところでございます。特に合併しなければ極めて困難であろうと思われる大型事業も、この4年間の中で遂行できたということは、5つの町それぞれの方々に、このような大きな喜びと期待、そしてこれからのまちづくりに弾みをつけることができたものとこのように思っているところでございます。ここに改めまして、議員各位の皆様にあらゆる施策面でご尽力を賜りましたことに衷心より感謝を申し上げます。

さて、本定例議会におきましては、議員の皆様からの一般質問をお受けするとともに、私の平成

20年度の市政に対する所信の一端を申し上げるほか、条例制定3件、改正23件、工事請負契約関係等7件、平成19年度補正予算11件、平成20年度当初予算14件の合計58案件につきましてご審議をお願い申し上げます。

諸議案の提案理由につきましては、上程の際にご説明いたしますので、大きな節目となる平成20年度の市政運営の方向づけを行うため、何とぞ慎重にご審議をいただき、それぞれご決定を賜りますようお願い申し上げます。簡単でございますが、招集のごあいさつとさせていただきます。

議長 次に、前定例会以降における諸般の報告及び監査委員から提出された例月出納検査報告書及び定例監査報告書は、お手元に配付のとおりでありますので、お目通し願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありであります。

(日程1)

議長 まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今回の会議録署名議員に8番森川一義君、9番亀井秀男君の両名を指名いたします。

(日程2)

議長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今回の会期は、本日から3月19日までの16日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、今回の会期は、本日から3月19日までの16日間と決定いたしました。

(日程3)

議長 次に、日程第3、議案第8号「西予市立三瓶中学校屋内運動場改築工事変更請負契約について」から議案第10号「多田地区生活改善工事第21工区工事変更請負契約について」までの3件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

上甲教育部長。

上甲教育部長 議案第8号「西予市立三瓶中学校屋内運動場改築工事変更請負契約について」提案理由のご説明を申し上げます。

本契約につきましては、平成19年第3回定例会において議決いただき、請負金額3億870万円で、株式会社一宮工務店と契約を締結し、現在施工中であります。このたび体育館周辺などの整備が必要となったため630万円を増額し、請負金額3億1,500万円とする工事変更請負仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものであります。

なお、一宮工務店の代表取締役につきましては、井上歳久氏から興相安に交代されており、今回の変更契約は興相氏との契約となっております。

変更内容につきましては、お手元に配付しております資料をご参照ください。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 安藤産業建設部長。

安藤産業建設部長 議案第9号「多田地区生活改善工事第17工区工事変更請負契約について」、議案第10号「多田地区生活改善工事第21工区工事変更請負契約について」一括して提案理由のご説明を申し上げます。

多田地区生活改善工事につきましては、農業集落排水事業と営農飲雑用水事業の管路を同時に施工する工事であり、農業集落排水事業が平成21年度、営農飲雑用水事業が平成22年度供用開始を目指し整備を進めているところであります。

最初に、議案第9号の第17工区工事につきましては、平成19年8月10日に株式会社西田興産と工事請負契約を締結し、現在工事請負金額1億3,631万8,000円で施工中であります。このたび現地精査の結果、計画しておりました推進工法において設計変更の必要が生じたため2,831万円増額し、議会への議決要件を超える請負金額1億6,462万8,000円とする工事変更請負仮契約を去る平成20年2月22日に締結いたしましたので、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第10号の第21工区工事につきましては、さきの平成20年第1回臨時会で

四国通建株式会社宇和島営業所と請負金額1億6,556万3,000円とする工事変更請負契約の議決をいただき現在施工中であります。このたび第17工区工事と同じく平成20年2月22日に同様の理由により443万4,000円増額し、請負金額1億6,999万7,000円とする工事変更請負仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものであります。

なお、変更内容につきましては、お手元に配付しております資料をご参照いただきたいと思います。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

まず、議案第8号に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 次に、議案第9号に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 次に、議案第10号に関する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第8号から議案第10号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なし認め、そのように決定いたしました。

討論の通告がありませんので、討論を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

まず、議案第8号「西予市立三瓶中学校屋内運動場改築変更請負契約について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第9号「多田地区生活改善工事第1

7工区工事変更請負契約について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第10号「多田地区生活改善工事第21工区工事変更請負契約について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり決定いたしました。

(日程4)

議長 次に、日程第4、議案第11号「西予市一般廃棄物処理施設等建設基金条例制定について」から議案第65号「平成20年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」についてまでの55件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

武田生活福祉部長。

武田生活福祉部長 議案第11号「西予市一般廃棄物処理施設等建設基金条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

現在西予市におけるし尿処理施設、ごみ焼却施設、火葬場等のいわゆる一般廃棄物処理施設等のほとんどが経年による老朽化が著しく、財政状況が厳しい中ではありますが、近い将来改築を余儀なくされているところでございます。このような状況の中、市民の皆様の協力のもと、平成18年度から取り組んでおりますごみ減量化の成果の一部を原資として、関連する施設建設関係の事業財源として活用するため、今後必要となる建設に係る基金を新たに設けることといたしました。本条例は、その効果的な運用を図るため、地方自治法第241条の規定に基づき制定するものであります。

次に、議案第12号「西予市後期高齢者医療に関する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現のため、健康保険法等の一部を改正する法律が施行され、老人保健法が平成20年4月から

高齢者の医療の確保に関する法律に改められ、新たな後期高齢者医療制度が創設されました。

本県においては、すべての市町が加入する愛媛県後期高齢者医療広域連合が主体となり、高齢者が安心して医療を受けられるよう市町と共同して運営に当たります。

広域連合では、去る平成19年11月に広域連合議会において、愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例を議決制定し、広域連合が行う本制度における医療給付及び保険料の賦課などの基本的な事務について定めたところでございますが、これを受けまして、関係市町における各種申請、届け出等の受け付け、被保険者証の交付、保険料の徴収等の事務について定めるため本条例を制定するものでございます。

以上、2議案ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 清水総務企画部長。

清水総務企画部長 議案第13号「西予市職員の期末手当及び勤勉手当の特例に関する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本市では国の三位一体改革やこれに伴う県予算の見直し等による大変厳しい財政事情等を考慮し、平成18年度及び平成19年度において管理職手当等の減額措置を実施し、人件費削減に取り組んでいるところであります。この取り組みにより一定の成果を得ることはできましたが、現状といたしましては、いまだ非常に厳しい状況が続いております。本条例はそうした状況を踏まえ、管理職手当の減額措置については廃止し、期末手当及び勤勉手当の職務加算を50%減額する特例措置については、平成20年度も継続して実施するため制定するものであります。

続きまして、議案第14号「西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について」から議案第18号の「西予市単なる業務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」関連がございますので、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が施行されることに伴い、職員の育児休業及び育児短時間勤務等につ

いて所要の改正を行うものであります。

以下、条例ごとに主な改正の内容をご説明いたします。

まず、議案第14号の「西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、育児短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の週休日及び勤務時間の割り振り等を加えることに伴い改正するものであります。

議案第15号の「西予市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、再度の育児休業をすることができる特別の事情の内容及び育児短時間勤務制度の導入に伴う関係規定の整備並びに育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整等に関して所要の改正を行うものであります。

議案第16号の「西予市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、改正後の育児休業法との条ずれを整えるものであります。

議案第17号の「西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、育児短時間勤務をすることとなった職員の給料及び手当について、その者の勤務時間数に応じて定められる額を規定するものであります。

議案第18号の「西予市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」は、育児のための部分休業の対象となるこの適用を拡大するとともに、勤務時間内における部分休業の取得時間の制限を加えるものであります。

続きまして、議案第19号「西予市特別会計条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、特別会計の廃止と新設に伴うものであります。西予市港湾整備事業特別会計につきましては、旧三瓶町で実施した港湾整備事業の円滑な運営と経理の適正を図るために設置したものであります。当事業における借入金の償還が今年度をもって完了することにより廃止するものであります。

また、西予市後期高齢者医療特別会計については、後期高齢者医療制度が平成20年4月1日から施行されることに伴い、75歳以上の高齢者を対象とする独立した医療制度として運営されるこ

とから、円滑かつ適正な会計処理を行うため新たに設置するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長 武田生活福祉部長。

武田生活福祉部長 議案第20号「西予市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

現在住民基本台帳カードにつきましては、交付手数料として1枚につき500円を徴収しておりますが、平成15年8月の交付開始から本年2月末までの本市における交付枚数は397枚で、人口に対する普及率は0.9%と普及及び利用が進んでいない状況となっております。このたび平成20年度から平成22年度の3年間に限りカードの交付手数料を無料化する市町村に対して、手数料にかわる国の支援を受けることとなりました。公的身分証明書として、また電子自治体構想の基礎としての住民基本台帳カードの普及を図り、住民の利便性に寄与するため初回の交付に係る手数料について、3年間に限り無料とするため本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第21号「西予市母子家庭医療費助成条例の一部を改正する条例制定について」、議案第22号「西予市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例制定について」関連がございますので、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、健康保険法の一部を改正する法律の施行により老人保健法が平成20年4月から高齢者の医療の確保に関する法律に改められ、後期高齢者医療制度が施行されることに伴うものであります。

改正の主な内容につきましては、後期高齢者医療制度の施行に伴う受給資格証の自己負担に変更はありませんが、条例中の用語の変更を行うものであります。

また、重度心身障害者医療費助成条例においては、重度心身障害者に該当する者のうち、療育手帳の交付を受けた者の基準を具体的に定めるものであります。

次に、議案第23号「西予市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例制定について」提

案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、現在6カ所で実施しておりますデイサービスセンターのうち、既存施設の機能統合及び民営化等に伴い3カ所を廃止することに伴うものであります。

主な内容でございますが、三瓶デイサービスセンターについては、現在三瓶町で建設中の特別養護老人ホームへ移転し、宇和町社会福祉施設協会が直営することによるものであります。西予市いきがいデイサービスセンターについては、西予市游の里デイサービスセンターへ機能統合するものであります。

また、身体障害者デイサービスについては、障害者自立支援法の施行による障害福祉サービス事業の変更によるものであります。

なお、今回の改正によりこれまでのサービスの質あるいは量の変更を伴うものではございません。

次に、議案第24号「西予市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、健康保険法等の一部を改正する法律の施行により国民健康保険法の改正が行われたことに伴うものであります。

主な改正内容につきましては、就学前の被保険者における2割負担期間の延長、70歳以上の被保険者に係る一部負担割合の改定、葬祭費の支給要件の追加及び保健事業に係る対象項目の削除等であります。

次に、議案第25号「西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、後期高齢者医療制度の施行及び保険料率の激変緩和措置を平成20年度においても適用することによるものであります。

平成20年度より後期高齢者医療制度が施行されることにより、保険料について年金からの天引きが可能な者については、介護保険料に加え後期高齢者医療保険料として徴収するとともに、年金額が一定基準以下の者については、納付書により納付となります。

また、後期高齢者医療制度及び介護保険制度に伴い、ともに保険料として徴収することから、延滞金の取り扱いについて整合させるものであります。

続いて、地方税法の改正に伴う影響を受けた者に対し、激変緩和措置として平成18年度から20年度にかけて保険料を段階的に引き上げ、基準額とする措置を講じておりましたが、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令において、平成20年度の保険料についても激変緩和措置の延長が介護保険財政運営状況等から市町村の判断により可能となったことから、その対象者について措置を講じるものであります。

次に、議案第26号「西予市居宅介護支援事業所設置条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

居宅介護支援事業所は、介護保険から居宅での介護サービスの給付を受けるため、対象者や家族の状況を含めその対象者に適した介護サービス計画を作成する機関でございます。

明浜町、城川町においては、平成12年の介護保険制度の施行当時は、民間の事業所の開設が少なかったため、不足する介護サービス計画作成担当者を補うため有資格者を配置し、町の直営事業として運営してまいりました。

近年、介護保険制度の改正により要支援、要介護認定者のうち要支援1、2と判定された者については、地域包括支援センターが主に担当することとなり、居宅介護支援事業所で担当する対象者が減ったことや制度の定着とともに明浜町においては、民間事業所の開設や近隣からの事業参入もあり、対象者への対応が可能となるこれらの見込みから明浜居宅介護支援事業所を廃止するものであります。

次に、議案第27号「西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、本県の最低賃金が昨年10月に引き上げられたことに伴い、その最低賃金を基礎に算定している隣保館館長の報酬額を増額改定するものであります。

次に、議案第28号「西予市小集落改良住宅管理条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

公営住宅において暴力団員がかかわるさまざまな問題が発生している状況を踏まえ、国からの通達も受けて公営住宅からの暴力団排除に向けた取り組みが全国的に進められております。本市にお

きましても、市営住宅等における暴力団排除に取り組むため関係条例の改正を今議会に上程しておりますが、本条例につきましても、これらの動きに連動し、改良住宅の適正利用と入居者の安全と平穩を確保するため、入居資格等に暴力団排除を明記するとともに、警察との連携強化及び情報交換の円滑化を図るよう改正するものであります。

次に、議案第29号「西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、一般廃棄物の収集運搬業及び処分業並びに浄化槽清掃業の許可業者の従業員に対する身分証の交付の廃止及び許可申請手数料の改定に伴うものであります。

本市では、許可業者より届け出のあった従業員に対して身分証の交付を定めておりましたが、法的な必須条件はなく、また県内の他市町においても許可業者の従業員に対して市から身分証の交付はしていない状況からこれらを廃止し、あわせて事務負担軽減を図るものであります。

また、許可申請手数料につきましては、近隣市町と同額程度にあわせるものであります。

以上、10議案ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 安藤産業建設部長。

安藤産業建設部長 議案第30号「西予市ふるさと創生館条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

都市山村との交流を深め、地域の活性化を図ることを目的とした当施設は、設置当初からかんきつ類の委託加工を行っておりますが、当該業務については、条例上の定め及び使用料の規定がなく、その管理運営を行っているあけはまシーサイドサンパーク株式会社が、施設運営の一環で利用者から応分の加工料を徴するという形態をとってまいりました。これに関しまして、平成19年度から運営を開始したみかめ海の駅では、同様の業務について使用料等を条例で定めた利用料金制度を採用しており、運営形態からすると、ふるさと創生館においても同様の規定を設けることが適当であります。

今回の改正は、ふるさと創生館の業務に農産物の委託加工を追加し、委託加工に係る使用料を定

めるものであります。

次に、議案第31号「西予市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市の農業集落排水処理施設については、供用開始後に加入する場合の分担金を17万円と定めておりますが、新規に加入される方は、これとは別に地元維持管理組合へ負担金として3万円が納入されております。維持管理組合においては、接続の奨励や処理施設の清掃等の業務を実施いたしておりますが、平成18年度からの経営統合に伴い、維持管理業務全般が市の管理業務に移管されたことにより、供用開始後数年経過した組合においては、平成20年度内に解散する方向で検討されております。

今回の改正は、供用開始後に加入する場合の分担金について、維持管理組合の業務に係る経費を加算し20万円以内と定め、施設の適正な管理運営と公平な受益者負担を図るものであります。

次に、議案第32号「西予市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について」、議案第33号「西予市単独市営住宅条例の一部を改正する条例制定について」、議案第34号「西予市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定について」関連がございますので、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

公営住宅における暴力団員の不法不当行為については、公営住宅の不正入居や不正使用、家賃滞納や傷害事件等さまざまな問題が全国的に発生しており、昨年4月20日は、東京都町田市の都営住宅において、暴力団員による立てこもり発砲事件が発生したことを受け、平成19年6月には、国土交通省住宅局長から公営住宅における暴力団排除についての通達も出されているところであります。

今回の改正は、このような状況を踏まえ、本市の市営住宅等におきましても、入居時及び入居後の資格要件に暴力団員でないことを加え、警察との連携強化及び情報交換の円滑化を図ることにより、市営住宅から暴力団員を排除するとともに、入居を未然に防ぎ、市営住宅入居者等の生活の安全と平穩の確保を図るものであります。

なお、本件議決後は、暴力団排除に向け西予警察署と協定を結ぶ予定であり、平成20年4月1日の条例施行にあわせて準備を進めることといた

しております。

次に、議案第35号「西予市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、平成20年4月1日から野村上水道に統合される坂石の一部と既に野村上水道から供給を受けております釜川の一部を給水区域に新たに加えるとともに、片川、大西、中通川、鎌田、栗木、西の区域につきましては、その全区域が給水区域に含まれるわけではないことが判明したことからそれらの一部に改めるものであります。

次に、議案第36号「西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、坂石簡易水道が野村上水道に統合されること及び水道料金徴収事務が市に移管される市の条例水道の水道使用料金並びに城川町において中山間地域総合整備事業で建設しておりますカゲノツケ共同給水施設の給水区域及び水道使用料金を新たに定めることによるものであります。

また、今回の改正にあわせて現在廃止しております城川町寺野条例水道ほか6施設の水道使用料金につきまして条例上の整備をいたしております。

次に、議案第37号「市道路線の廃止について」、議案第38号「市道路線の認定について」関連がございますので、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

今回2路線の廃止と4路線の認定をお願いするものであります。

朝立47号線は、地区内における重要な生活道路として機能している道路であり、今回路線の延長に伴い全線廃止後再認定するものであります。

田之筋地区70号線は、浄水施設の管理、養鶏施設の生産性の向上等に係る重要な路線であり、今回路線の延長に伴い全線廃止後再認定するものであります。

続いて、朝立62号線は、朝立47号線の支線としての新規認定であります。

蔵貫22号線は、県道と市道を結ぶ連絡道としての新規認定であります。

なお、本件に係る市道の認定につきましては、

さきの2月13日及び22日に開催いたしました西予市道路格付専門委員会において承認をいただいているものであります。

次に、議案第39号「西予市営土地改良事業の施行について」提案理由のご説明を申し上げます。

本案は平成20年度に城川町嘉喜尾地区において県単独土地改良事業を施行することに伴い、西予市営土地改良事業施行条例第5条の規定により議会の議決を求めるものであります。

事業内容につきましては、城川町嘉喜尾地区の奥山池改修工事、堤体延長74メートルを施工するもので、これにより効率的な農業経営を図るものであります。

以上、10議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 清水総務企画部長。

清水総務企画部長 議案第40号「字の区域を新たに画することについて」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市土地開発公社が事業実施主体として施工していますさくら団地宅地造成事業は、西予市宇和町明石、新城に行政地区にまたがる開発区域面積2万8,016.41平米、全体区画数82区画の住宅団地の造成事業であります。

団地形成後合筆、分筆等の土地登記作業を行った上で一般分譲するに当たり、団地の区域をもって一行政区として取り扱うことから大字名をさくらとして字の区域を新たに画することが必要となるため、地方自治法第260条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 三好市長。

三好市長 議案第41号「平成19年度西予市一般会計補正予算(第6号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、物件費等の事業費確定による増減額と工事請負費の入札減少金、事業の不採択による減額などが主なものであります。

このほかバス路線維持対策補助金や住宅新築資金特別会計繰出金及び社会福祉施設協会本部補助金を計上しております。

また、民間保育所運営負担金や大野ケ原育成牧場経営損失負担金、平成20年度から実施します小・中学校の共同事務化に伴う事務費、改修費、さらに庁舎建設事業基金、災害対策基金及びごみ処理経費削減に伴う活用事業として一般廃棄物処理施設等建設基金の積立金を計上しております。

歳入につきましては、事業費の確定等に伴い分担金、国県支出金及び繰出金等については減額し、市税及び地方交付税については増額いたしております。

これらによりまして、本会計の補正額は、歳入歳出予算それぞれ4億1,413万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を241億6,904万円とするものであります。

以上、ご説明してまいりましたが、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

議長 河野財政課長。

河野財政課長 それでは、予算書に沿って補足説明をさせていただきます。

今回の補正予算は、事業費の確定による調整が主なものでございます。

まず、歳出につきまして説明をさせていただきます。

36ページをお開き願います。

5目13節宿日直業務委託料マイナス230万円ですが、これは野村の5支所の宿直を午後11時までに変更したことによる減額であります。

次に、37ページでございますが、9目13節ソフトウェア開発保守委託料294万円ですが、これは平成20年4月から始まります後期高齢者医療システムの開発費であります。

43ページをお開き願います。

3目19節生活交通バス路線維持確保対策事業費補助金4,832万5,000円ですが、これは市民の生活交通バス路線を維持確保するために、市内20路線にわたる過疎バス路線維持対策補助金を計上しております。

45ページをお開き願います。

1目19節施設協会本部補助金921万8,000円ですが、これはケアハウスれんげ軽費老人ホーム事務費補助金と宇和游の里健康センター職員の退職に係る経費であります。

同じく2目18節機械器具費購入130万2,000円ですが、これは城川特別養護老人ホーム寿楽苑の業務用洗濯機が壊れましたので、その購入費であります。

47ページをお開き願います。

7目28節住宅新築資金等貸付事業特別会計繰出金472万9,000円ですが、これは償還金の未納に対する繰出金であります。

48ページをお開き願います。

2目19節民間保育所運営費負担金559万9,000円ですが、これは宇和施設協会の保育園と三瓶ひまわり保育園の運営に対する負担金ですが、保育入所児の増による負担金を計上しております。

50ページをお開き願います。

2目13節予防接種委託料127万8,000円ですが、これはBCGや3種混合等の予防接種受診者の増加によるものであります。

54ページをお開き願います。

1目21節四国労働金庫預託金250万円ですが、これは西予市内の勤労者に対する住宅建設資金や教育資金の融資枠拡大のための預託金であります。

56ページをお開き願います。

4目19節大野ケ原育成牧場経営損失負担金244万5,000円ですが、これは西予市の大野ケ原育成牧場を愛媛県酪農業協同組合連合会に指定管理委託をしているところでありますが、このところの酪農情勢の悪化により経営を圧迫しておりますので、助成支援をするものであります。

59ページをお開き願います。

2目19節西予市産材木造住宅建設促進事業補助金454万3,000円ですが、当初50戸の助成を予定しておりましたが、8戸分の追加をするものであります。

73ページをお開き願います。

2目15節工事請負費335万円につきましては、県の財政健全化対策により学校事務職員が年々削減されております。そのため平成20年度

から市内小・中学校の事務を各中学校で共同実施することとし、城川を除く4中学校の事務室の改修費を計上しております。城川中の事務室改修につきましては、平成20年度で実施することとしております。

75ページをお開き願います。

1目15節工事請負費452万6,000円ありますが、これは今年度小・中学校のグラウンドの夜間照明の点検を実施したところ、落下等の危険箇所の指摘がありましたので、その改修に係る経費であります。

78ページをお開き願います。

3目15節工事請負費マイナスの1億800万円ありますが、これは三瓶中屋内運動場改築工事費の確定によるものであります。

81ページをお開き願います。

2目15節工事請負費150万円につきましては、笠置峠古墳整備事業における工種の変更によるものであります。

87ページをお開き願います。

2項1目基金費におきまして、庁舎建設事業基金に1億18万円、次のページ、災害対策基金に5,007万6,000円、一般廃棄物処理施設等建設基金に6,000万円を積み立てております。

なお、一般廃棄物処理施設等建設基金の6,000万円につきましては、ごみ処理経費削減に伴う活用事業を充てております。

次に、89ページであります。28節城川地域育英資金貸付基金繰出金100万円につきましては、旧魚成村出身の山内豊次氏の孫に当たられます埼玉県在住の山内豊太郎氏から寄附をいただきましたので、その意思を尊重し城川地域育英資金貸付基金に繰り出すものであります。今後9年間毎年100万円の寄附をしたいとの申し入れをいただいております。

次に、歳入であります。11ページをお開き願います。

1項市民税につきましては、三位一体の改革によります税源移譲で市民税の増額を見込んでおりましたが、個人所得の低迷等により個人市民税につきましては減額修正をさせていただいております。

法人市民税及び2項固定資産税につきましては、増額修正をしております。

14ページをお開き願います。

1目1節普通交付税5億7,767万3,000円ありますが、これは普通交付税の決定によるものであります。19年度の交付決定額は102億7,301万1,000円となりました。

20ページをお開き願います。

7目2節学校建設費国庫補助金4,442万3,000円ありますが、これは三瓶中屋内運動場改築に係る補助金であります。

26ページをお開き願います。

1目1節土地売払収入109万2,000円ありますが、これは城川魚成川河川改修に係る土地売払収入であります。

同じく4目1節有価証券売払収入240万円につきましては、有限会社オービーシステムの解散に伴う出資金の返納金であります。

次に、27ページでございます。1目1節財政調整基金に4億2,945万7,000円、12目1節減債基金に2億円を繰り戻しております。

34ページをお開き願います。

7目2節義務教育施設整備事業マイナス1億3,880万円ありますが、これは三瓶中屋内運動場改築工事の確定による起債の減額であります。

以上、説明とさせていただきます。

議長 暫時休憩いたします。再開は11時20分。(休憩 午前11時04分)

議長 再開いたします。(再開 午前11時20分)

武田生活福祉部長。

武田生活福祉部長 議案第42号「平成19年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、貸付金返済の滞納による償還金の貸付金元利収入を472万9,000円減額し一般会計から同額472万9,000円を繰り入れさせていただいております。これによりまして歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,636万5,000円とするものでございます。

以上、審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長 上甲教育部長。

上甲教育部長 議案第43号「平成19年度育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第2号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳出につきましては、貸付者の減に伴い貸付金234万円を減額し、歳入については、償還金を64万2,000円、寄附金を6万9,000円増額し、差額305万1,000円を予備費に計上するものであります。これにより歳入歳出予算の総額は5,915万7,000円となります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 武田生活福祉部長。

武田生活福祉部長 議案第44号「平成19年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

まず、事業勘定予算からご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳出では、医療費の増額に伴う保険給付費の増額、共同事業拠出金、老人保健拠出金及び介護納付金確定に伴う調整、歳入では、実績見込みによる国民健康保険税、繰入金の調整及び国県支出金、療養給付費等交付金並びに共同事業交付金の確定に伴う調整が主なものであります。

5ページの歳出では、総務費を138万4,000円増額、保険給付費を6,310万円増額、老人保健拠出金を233万2,000円増額、介護納付金を71万円減額、共同事業拠出金を5,200万9,000円減額、保健事業費を422万4,000円減額、諸支出金を264万6,000円増額いたしております。

3ページの歳入では、国民健康保険税を769万円減額、国庫支出金を6,083万7,000円減額、県支出金を232万7,000円減額、療養給付費等交付金を6,670万7,000円増額、共同事業交付金を5,840万5,000円減額、繰入金を7,611万2,000円増額、諸収入を104万1,000円減額いたしました。これによりまして既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ1,251万9,000

円を増額し、事業勘定予算の歳入歳出予算の総額を61億6,738万2,000円と定めるものであります。

次に、診療施設勘定予算についてであります。今回の補正の主な内容につきましては、歳出では、総務費と医業費の精算による調整、歳入では、外来収入の精算による減額とそれに伴う一般会計繰入金、事業勘定繰入金の増額でございます。

それでは、診療所別にご説明申し上げます。

22ページ、俵津診療所の歳出では、総務費を50万円減額、医業費を92万5,000円増額いたしました。

21ページの歳入では、診療収入を280万円減額、繰入金を272万5,000円増額、諸収入を50万円増額し、歳入歳出予算の総額を8,247万6,000円といたしました。

次に、30ページ、狩江診療所の歳出では、総務費を25万円増額、医業費を230万円増額いたしました。

29ページの歳入では、繰入金を235万円増額、諸収入を20万円増額し、歳入歳出予算の総額を6,677万7,000円といたしました。

次に、36ページ、高山診療所の歳出では、総務費を53万円減額、医業費を43万円増額いたしました。

35ページの歳入では、診療収入を180万円減額、繰入金を170万円増額し、歳入歳出予算の総額を7,664万1,000円といたしました。

次に、44ページ、田之浜診療所の歳出では、総務費を20万円減額、医業費を50万円増額いたしました。

43ページの歳入では、診療収入を20万円増額、諸収入を10万円増額し、歳入歳出予算の総額を1,997万円といたしました。

次に、49ページ、坂石診療所の歳入では、診療収入を27万1,000円減額、繰入金では他会計繰入金を25万9,000円増額、事業勘定繰入金を1万2,000円増額いたしましたので、歳入歳出予算の総額に変更はございません。

次に、57ページ、惣川診療所の歳入では、診療収入を42万6,000円減額、繰入金では他会計繰入金を113万3,000円増額、事業勘定繰入金を70万7,000円減額いたしました。

ので、歳入歳出予算の総額に変更はございません。

次に、66ページ、土居診療所の歳出では、総務費を515万4,000円減額、医業費を450万円減額いたしました。

65ページの歳入では、診療収入を268万円減額、手数料を18万8,000円減額、繰入金では他会計繰入金を24万円減額し、事業勘定繰入金を320万1,000円増額、諸収入を74万7,000円減額し、歳入歳出予算の総額を1億3,458万9,000円といたしました。

次に、76ページ、杉之瀬出張診療所の歳出では、総務費を644万3,000円減額、医業費を10万円減額いたしました。

75ページの歳入では、診療収入を666万9,000円減額、手数料を1,000円減額、諸収入を12万7,000円増額し、歳入歳出予算の総額を1,239万円といたしました。

次に、84ページ、遊子川出張診療所の歳出では、総務費を33万8,000円減額、医業費を30万1,000円減額いたしました。

83ページの歳入では、診療収入を85万3,000円減額、繰入金を14万円増額、諸収入を6万9,000円増額、手数料を5,000円増額し、歳入歳出予算の総額を471万3,000円といたしました。

次に、92ページ、二及診療所の歳出では、医業費を150万円増額いたしました。

91ページの歳入では、診療収入を150万円増額し、歳入歳出予算の総額を4,828万8,000円といたしました。

次に、98ページ、周木診療所の歳出では、医業費を100万円増額いたしました。

97ページの歳入では、診療収入を100万円増額し、歳入歳出予算の総額を4,675万3,000円といたしました。

次に、議案第45号「平成19年度西予市老人保健特別会計補正予算（第3号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、事業の年度末精算に当たり歳入歳出ともに調整を行うもので、歳入歳出それぞれ721万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を68億145万6,000円といたしました。

内容の主なものにつきましては、まず歳出で

は、総務費の総務管理費で不用額の見込まれる人件費563万7,000円の減額、3月中に郵送しなければならない後期高齢者の保険証の郵送方法の変更に伴う通信運搬費152万7,000円の増額、後期高齢者医療広域連合経費市町村分担金700万円の減額など1,089万円を減額いたしました。医療諸費では見込み以上の支出を要したため、老人医療費支給費350万円、診療報酬審査支払手数料17万2,000円を増額いたしました。

次に、歳入につきましては、第三者納付金の増額等に伴い、医療費交付金136万7,000円、医療費国庫負担金91万1,000円、医療費県負担金22万8,000円をそれぞれ減額し、今年度交付見込み額との差額が生じたため審査支払手数料交付金83万2,000円、医療費適正化補助金69万3,000円をそれぞれ減額いたしました。

また、繰入金においては、医療給付費繰入金を327万2,000円増額し、事務費等では、繰入金を919万3,000円減額いたしました。諸収入では、納付実績額の増加に伴い第三者納付金を273万4,000円増額いたしております。

次に、議案第46号「平成19年度西予市介護保険特別会計補正予算（第4号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、年度末精算に当たり歳入歳出ともに調整を行うものでございます。

まず、事業勘定では、歳入歳出それぞれ1億4,963万円を減額いたし、歳入歳出予算の総額を43億1,161万5,000円にいたしました。内訳としまして、4ページの歳出では、総務費で介護報酬改定に伴うシステム改修経費を218万4,000円増額し、事務的経費を11万5,000円減額し206万9,000円増額いたしました。

次に、保険給付費では、要介護、要支援の対象者の増減による支出科目内での調整を行い、1億4,165万1,000円を減額いたしております。

次に、地域支援事業費では、介護予防事業費と包括的支援事業、任意事業費の精算として1,004万8,000円を減額いたしました。

3ページの歳入では、保険料を601万3,0

00円減額し、各事業費に応じた負担金や交付金等を見込んで分担金及び負担金を35万8,000円、国庫支出金を4,203万1,000円、県支出金を2,659万円、支払基金交付金を6,614万7,000円、繰入金の一般会計繰入金を2,769万6,000円それぞれ減額し、財源不足を行うため介護給付費準備基金から1,947万5,000円を増額し、繰り入れることといたしております。

次に、施設勘定予算についてであります。明浜特別養護老人ホーム勘定の歳入歳出それぞれ828万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億4,081万9,000円にいたしました。内訳といたしましては、22ページの歳出では、総務費は主に人件費における不用額の調整で2,351万9,000円減額し、サービス事業費は賄材料費の減額、入所者の介護に必要な消耗品を増額し、サービス事業費全体で30万2,000円を増額いたしました。

また、基金積立金を1,990万3,000円増額し、予備費を497万2,000円減額いたしております。

21ページの歳入につきましては、サービス収入の実績を見込み799万5,000円、分担金及び負担金で2,000円減額し、財産収入として基金利子収入を14万9,000円増額し、諸収入を44万1,000円減額し、県支出金を3,000円増額いたしております。

次に、明浜居宅介護支援勘定では、歳入歳出それぞれ150万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,204万7,000円にいたしました。

本勘定は今年度末の事業所の廃止を予定いたしております。打ち切り決算とし、予算補正を行ったものでございます。内訳といたしましては、32ページの歳出では、総務費は主に人件費の不用額の調整で156万4,000円減額し、サービス事業費を7万7,000円増額し、予備費を1万5,000円減額いたしました。

31ページの歳入につきましては、サービス収入を14万4,000円、繰入金を135万8,000円それぞれ減額いたしております。

次に、明浜デイサービス勘定では、歳入歳出それぞれ310万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を3,266万8,000円にいたし

ました。内訳といたしましては、ほかの勘定と同様に、42ページの歳出では、総務費は主に人件費の不用額の調整で175万円減額し、サービス事業費を4万円、予備費を481万4,000円それぞれ増額いたしております。

41ページの歳入につきましては、サービス収入で利用者の実績を見込み277万5,000円、諸収入では生きがい通所事業受託収入の増額を見込み32万9,000円を増額いたしました。

次に、49ページからの城川居宅介護支援勘定ですけれども、歳入におけるサービス収入の増額に伴う繰入金の減額で、歳入歳出予算の総額に増減はございません。補正の内訳といたしましては、サービス収入を150万円増額し、繰入金を150万円減額いたしております。

以上、3議案ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 安藤産業建設部長。

安藤産業建設部長 議案第47号「平成19年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、野村地区、城川地区において施設整備費に充てる歳入財源の組み替えと坂石簡易水道が野村上水道に統合されることに伴う工事負担金を計上するものであり、歳入歳出それぞれ325万円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億2,127万3,000円と定めるものであります。

歳出では、事業費の施設整備費において、先ほど申しあげました水道施設統合に係る上水道事業への工事負担金325万円を増額計上いたしております。

歳入につきましては、工事分担金892万2,000円、工事補償金598万円を増額し、県補助金66万2,000円、基金繰入金429万円、簡易水道事業債670万円を減額いたしております。

次に、地方債の補正でございますが、簡易水道事業債及び過疎対策事業債の限度額をそれぞれ2,480万円に補正するものでございます。

次に、議案第48号「平成19年度西予市農業

集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入におきまして、浄化槽市町村整備推進事業県補助金に国からの補助金が含まれていたことによる歳入科目の調整、供用開始処理区における新規加入金の減額及び消費税還付金収入の増額とそれに伴う繰入金を減額するもので、歳入のみの補正となります。

内容につきましては、新規加入金482万円、浄化槽市町村整備推進事業県補助金316万5,000円、一般会計繰入金295万9,000円を減額し、消費税還付金等の雑入を777万9,000円、国庫補助金で循環型社会形成推進交付金316万5,000円を増額いたしております。これによります歳入歳出予算の総額には、変更はございません。

次に、議案第49号「平成19年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、事業費の年度末精算に当たり不用額等の調整を行うもので、歳入歳出予算からそれぞれ3,176万7,000円減額し、歳入歳出予算を8億7,851万6,000円と定めるものであります。

歳出につきましては、事業費を精査した結果、不用額を減額するもので、事業推進費で36万円、施設整備費で793万円、施設管理費で1,452万4,000円、公債費で895万3,000円それぞれ減額するものであります。

歳入といたしましては、分担金2,106万円、繰入金1,476万1,000円の減額と事業収入384万6,000円、雑入20万8,000円を増額であります。

なお、宇和浄化センター建設工事に係る事業費の確定に伴い継続費の補正を行っております。

また、今年度中に平成20年度の西予市浄化センター維持管理業務の契約事務を行うため債務負担行為を設定いたしております。

次に、議案第50号「平成19年度西予市上水道事業会計補正予算（第4号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、宇和上水道事業の第4次拡張事業における地方債の減額と野村及び三瓶上水道事業の県工事に伴う配水管移設に係る補償金及び工事請負費を調整するものであります。

まず、収益的収入及び支出の補正についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、収入のみの補正となっており、坂石簡易水道を野村上水道に統合することに伴う加入金52万5,000円を増額計上いたしております。これによりまして収益的収入の総額は6億4,316万9,000円となっております。

次に、資本的収入及び支出の補正であります。支出におきましては、工事請負費を1,350万円減額いたしております。これは予定しておりました三瓶朝立地区国道378号線の配水管移設工事を県工事の進捗状況にあわせて行う必要があるためであります。

収入におきましては、工事負担金324万2,000円を減額いたしております。これは先ほど申し上げました野村地区の坂石簡易水道の統合に伴う工事負担金325万円の増額と貝吹地区の県工事に伴う配水管移設工事補償金160万8,000円の増額及び三瓶地区における県工事との調整による工事補償金810万円の減額によるものであります。

また、宇和上水道において企業債を500万円減額いたしており、これに伴い起債の限度額を6,500万円に変更いたしております。

以上によりまして、資本的収入の総額は2億5,918万3,000円、資本的支出の総額は5億8,360万6,000円となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を補てんする財源を第3条括弧書きのとおりに改めております。

以上、4議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 三好副市長。

三好副市長 議案第51号「平成19年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）」についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的支出で施設事業費用の給与費、材料費、経費を調整するものでありまして、これによる収益的収入及び支出の既決予定額に変更はございません。

主な内容は、給与費の給料及び賃金を減額し、入所者、通所者の利用者増に伴う材料費の紙おむ

つ代や給食材料代と経費の電気料と燃料費を増額調整させていただいております。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 暫時休憩いたします。再開は13時10分、1310です。(休憩 午前11時50分)

議長 再開いたします。(再開 午後1時10分)

三好市長。

三好市長 議案第52号について、平成20年度予算並びに諸議案のご審議をお願いするに当たり、今後の市政運営の所信並びに予算編成の概要を申し上げます。

平成の世となり20年が経過し、気がつけば昭和がだんだん遠く懐かしく感じるほどになってまいりました。10年が一つの時代の区切りといたしますと、平成20年は次の時代につなげるためのステップとなる新たな10年の始まりの年ではなからうかと思っております。このような年の始まりに西予市もいよいよ5年目に入って節目の年を迎えております。私は就任から今日までグローバルに考え、ローカルに実践するという基本理念もと、合併に当たって策定しました西予市建設計画を基本に据え、市民の皆様のご理解、ご協力のもと計画に盛り込まれた緊急性の高い主要事業を着実に実施してまいりました。先般、地方自治施行60周年の記念大会で、西予市が総務大臣表彰を受賞いたしました。これは合併で誕生しました西予市のこれまでのまちづくりに対するいろいろな取り組みに対して評価していただいた結果であると同時に、西予市が全国から表彰を受けるだけの地域に今日なりつつあると、なってきたというあかしではなからうかと思っております。最近特に西予の名前を冠する組織、会社、営業所が目立ってまいりました。市民の皆様のお心の中にも言葉にも、素直に西予市と発することができるようになってきたものと感じております。

西予市発足から4年が経過し、西予市としての第1段階の基礎づくりが終了いたしました。次のステップの始まりを迎えるに当たり、西予市の取り組まなければならない課題について述べさせていただきます。

まず、第1点目でございますが、昨年のこの席で建設計画に掲げていた第1段階の幕を閉じ、第2ステージの幕を上げていきたいと申し上げましたが、進めております市役所本庁建設やケーブルテレビも本年度は基本設計、実施設計、工事施工の段階に入っております。

本庁舎建設につきましては、厳しい財政事情でございますが、老朽化による耐震性の問題、行政事務の効率化の課題などなど避けて通れない重要案件であり、国の財政支援が受けられます平成23年3月完成を目指して取り組んでまいります。

ケーブルテレビにつきましては、いろいろとご心配をいただいた点も承知をしております。昭和の合併は、主に道路網の整備で移動時間の短縮を図ってまいりました。そして平成の合併は、まず情報網の整備による伝達時間の短縮を図るべきであると確信しております。平成の大合併により広域化が進み、西予市のような地理的条件では、道路網の整備だけでは限界がございます。特に高速通信網であるADSLにつきましても、市内3局しか整備されていないのが現状であり、今後とも採算のとれない地域については、事業者による整備は見込めないため、情報環境の地域間格差は予想をはるかに超え、近い将来を見据えたとき、情報の過疎は地域の過疎を加速的に助長するおそれがございます。この事業は地上波デジタルに対するテレビ放送網整備を進め、難視聴地域における共聴設備利用者の便宜が図れると同時に、インターネットを利用できる環境整備もできます。全国、全世界から情報を受信でき、みずからも発信できるようになり、活用次第で産業の活性化にもつながります。木の葉で村おこしとして有名な徳島県上勝町のお年寄りもインターネットを使って所得を上げておられます。西予市の近未来を見据えたとき、ぜひとも必要な事業であると思っておりますし、国、県の財政支援が受けられます今が絶好の機会だと思います。ぜひ皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

第2点目の大きな命題は、限界集落対策と都市基盤の整備でございます。

まず、限界集落対策の問題でございます。

今西予市では337の自治会がありますが、その19%が限界集落でございます。問題は、現在の各実態の人口構成から見ると、仮に出生、死

亡、転入、転出などの人口移動がなかった場合、約10年後には実に69%が限界集落になると推測されることをごさいます。中山間地の集落を守り、根を張って生活している地域の人々が安心して生活を維持できるよう、先ほどのケーブルテレビ事業もその施策の一つでございますが、今からそのための施策を講じる必要があります。

次に、都市基盤の整備でございますが、都市計画マスタープランを昨年策定いたしました。西予市の今後の市街地のあり方を都市計画マスタープランにあらわしたわけでございますが、やはり南予の中心としてこの西予市はなっていくであろうし、ならざるを得ません。本市を取り巻く南予各市町との位置関係から考えれば、本市は南予地域を有機的に連携させる場合の重要な結節点となり、交通、物流の要衝として生活経済圏及び流通経済圏の拠点となる要素を十分備えております。

また、そうした拠点づくりに欠かせない開発の余地がある土地も十分に有しております。こうした近隣市町にはないこの西予市が持っております立地条件と土地という財産をしっかりと把握をして、南予の中心となるべく都市機能をしっかりとつくっていかねばなりません。過疎が進む南予にあって、この南予が活性化する手段として、都市基盤の整備による南予中核機能づくりを西予市の役目として位置づけることも必要であろうと思っております。限界集落対策と都市基盤の整備のこの2つの命題は、西予市の行政課題として取り組む元年として本年を位置づけて提言していきたいと思っております。

第3点目は、市民の生命にかかわる医療の問題でございます。

今やどの自治体も医療制度改革などによりまして医師の確保が非常に困難をきわめ、医師不足は経営状況を悪化させ、病院経営の存亡に係る大きな問題となっております。国も医師の公的病院離れ対策としていろいろな対策を講じ始めておりますが、ここしばらくは現状の医師不足の解消は非常に困難であると思っております。こうした状況の中、本市が経営しております2つの病院と10の診療所を今後どのような医療提供体制に整え、経営基盤を構築していくべきかが喫緊の重要課題でございます。

第4点目は、老朽化した公共施設の問題でございます。

西予市は昭和55年1月に供用開始しました東部衛生センターと昭和56年4月に供用開始しました西部衛生センターの2カ所です尿処理を行っておりますが、両施設とも供用開始から25年以上を経過し老朽化が進み、いつ機能停止に陥るか懸念されております。

また、昭和56年以前に建築された小・中学校や公民館など公的施設の耐震対策の問題もでございます。耐震補強を含め施設の統廃合を視野に入れた計画的な対応が必要であろうと思っております。

第5点目は、将来を見据えた財政構造の構築でございます。

西予市は就任当初から国の三位一体の改革の影響により大変厳しい財政運営を余儀なくされてまいりました。国の財政改革の波は、今年度は国会のねじれ現象で一時的に停止したかのように見えますが、国の多額の債務は解消されておらず、今後とも強力に押し寄せてまいります。財政力の乏しい当市におきましては、国の政策に翻弄されがちでございますが、これに対応するためには、人件費、公債費、扶助費、施設の維持管理費などの経常経費を抑えた弾力のある財政基盤の構築が必要でございます。そのためにも行政組織機構の見直しを積極的に進め、組織の効率化、スリム化に努める必要があると考えております。平成20年度は福祉事務所に社会福祉課と高齢福祉課、教育委員会に教育総務課を新たに新設し組織の効率化を図るとともに、山積みする諸問題に取り組んでまいります。

今、産みの苦しみを味わっておりますが、地域の活力は経済からをモットーに、必ずやこの苦しみがあしたの活力ある西予市になるものと思っております。昨年の広報の市長随想で不易流行ということを書かせていただきました。変わるべきものは変わろう。変えなくていいものは変えない、このことを不易流行という言葉であらわさせていただきました。西予市の基盤づくりをしている私たちは、歴史に学びながら改革を恐れぬ大胆な発想と行動とともに変えるべきでない不易を是とする我慢強さが大切であります。このことが後世の納得する西予市になると信じておるところでございます。

以上、西予市の5年目の節目を迎えるに当たり私の所信を述べさせていただきました。

それでは次に、平成20年度予算案の概要についてご説明いたします。

平成20年度の予算は、次の3つの基本的な考えのもとで予算編成をいたしております。

その第1点目として、西予市行政改革大綱及び同集中改革プランの推進に積極的に取り組み、行政改革を着実に実行する予算、2点目として、行政評価に基づき施策枠予算による予算分権化の推進を図り、事業を実施する予算、第3点目は、財政健全化法を踏まえ、健全化に向けて具体的に取り組む予算、また市を挙げて取り組んでまいりましたごみ減量1億円減額運動でございますが、市民の皆様のおかげをもちまして1億1,500万円減額することができました。財政の厳しい状況ではございますが、このお金の一部を還元することとし、その有効活用につきましてごみ処理経費削減に伴う活用事業検討委員会の中で検討をいただきました。検討の結果、さらなるごみ減量対策の推進、住宅用火災報知機設置助成、幼児に対する外来医療費の無料化、一般廃棄物処理施設等建設基金の設置の4つの提案をいただきましたので、これらの提案を尊重し、早速基金につきましては平成19年度予算に、その他につきましては平成20年度予算に反映させていただいております。

この3つの方針のもとで平成20年度各会計は、一般会計232億3,400万円、特別会計144億5,810万円、公営企業会計46億1,099万6,000円、全会計では423億309万6,000円となり、一般会計では、前年度比1.4%の増で、3億3,200万円の増額となっております。

以下、一般会計予算案の新規事業と主な事業について、款項の区分を基準とした目的別分類でご説明をさせていただきます。

初めに、議会費でございますが、議会活動を広く市民に周知するための議会だよりの経費や各常任委員会及び庁舎建設等特別委員会への研修費を計上しております。総額で2億219万4,000円としております。

次に、総務費でございますが、冒頭で申し上げましたとおり、CATV事業と庁舎建設事業に係る経費を計上させていただいております。

CATV事業につきましては、平成20年度から本体工事に着手し、本年度は宇和町と野村町の

中心部を中心に工事を実施いたします。

また、CATVセンター庁舎の改修、スタジオ施設も整備し、平成21年4月の一部運用開始を目指しております。

庁舎建設事業につきましては、基本設計及び実施設計委託料を計上しております。

また、ごみ処理経費削減に伴う活用事業として、誇れる地域づくり事業に1,000万円を増額し、より充実を図っております。

そのほか平成20年度は市長、市議会議員の改選期でございますので、その選挙に係る経費を計上しております。総額で33億3,410万2,000円としております。

次に、民生費でございますが、急速な高齢化の進展に伴う国の医療制度改革により平成20年4月から老人医療制度にかわり、75歳以上の後期高齢者を対象とする新たな後期高齢者医療制度が施行されますので、それに係る経費を計上させていただきます。

また、少子化対策として乳幼児医療費助成事業、病児・病後児保育事業、妊婦健診事業の取り組みの強化をいたしております。そのうち乳幼児医療費助成事業には、ごみ処理経費削減に伴う活用事業費を充当し、就学前乳幼児の外来医療費の無料化を図っております。総額で56億4,600万1,000円としております。

次に、衛生費でございますが、市民の健康維持を図るための各種健康診断委託やごみなどのじんかい処理、し尿処理に係る経費を計上いたしております。そのうち八幡浜市に委託しております可燃ごみ処理の契約が平成25年3月をもって終了いたしますので、八幡浜市、西予市、伊方町の3市町で八幡浜ブロックごみ処理広域化計画推進協議会を立ち上げ、今後の処理施設建築について協議をしているところでございますが、その適地選定業務に係る負担金と廃棄物の環境型社会の形成を図るため、地域計画を策定する経費を新規に計上しております。この地域計画を策定することにより、これらの施設整備に国の交付金を活用することが可能となります。この2事業に対してさらなるごみ減量対策としてごみ処理経費削減に伴う活用事業費を充当しております。総額で17億4,524万2,000円としております。

次に、農林水産業費でございますが、私は常々西予市の経済の基本は第1次産業からと思ってお

ります。これまでも国・県の施策を積極的に取り入れ、また市独自の施策も積極的に取り組んできたところでございますが、第1次産業の低迷が続く、後継者もなかなか育たず大変危惧しているところでございます。このような中、このところのバイオエタノール燃料の需要拡大や原油の高騰による影響で輸入飼料が高騰し、畜産農家の経営を大変圧迫しております。このままでは西予市の重要な地場産業の衰退を招くおそれがございますので、その緊急対策として、畜産粗飼料に係る間接経費に対する支援をすることにより、県下最大の畜産団地の維持を図り、産業の発展を促進したいと考えております。

また、森林の有する多面的機能が十分に発揮されるような適切な森林整備の推進を図るため、森林所有者等が行う施業実施区域の明確化作業、歩道の整備等に対する補助金を計上しております。

このほか水産費として田之浜・高山漁港整備、国道378号バイパス改良に伴う負担金、周木漁港整備の三瓶漁港用地舗装等を計上しております。総額で31億8,110万7,000円としております。

次に、商工費でございますが、城川のどろんこ祭りが年々盛んになっておりますことは、大変喜ばしいところでございます。

しかしながら、この祭りに欠くことのできない牛の確保が大変困難になっております。こうした現状を踏まえ、無形民俗文化財御田植え祭りを保存・伝承するための補助金を計上しております。

また、雇用創造推進事業として、西予市の特産品開発及び地域ブランド化を図るため、西予市地域雇用創造促進協議会に対する委託料を計上しております。総額で3億8,739万1,000円としております。

次に、土木費でございますが、本市の道路の改良は、昭和の高度成長時代から各町で精力的に実施され、戦後の道路事情を知っている者といえます。格段の感のあるところでございますが、西予市の広大な地域を見渡してみますと、まだまだ必要な箇所が残っております。公共事業は西予市民の生活の大きな一端を担っている側面もございまして、引き続き推進していきたいと思っております。県補助事業も削減され、三位一体の影響で大変厳しい状況でございます。この上暫定税率が見直されますと、現状

を維持することさえ厳しくなっております。この点につきましては、全国の自治体とも連携をとりながら強く国に働きかけていきたいと思っております。

平成20年度は緊急性の高いものから市道改良として、宇和町では旧町地区277号線改良ほか9本、野村町では本町法正支線改良ほか13本、城川町では本村窪ケ市線改良ほか3本、三瓶町では垣生24号線改良ほか2本の改良工事費を計上しております。

また、河川改修工事や都市下水路整備費の計上、そのほか公共下水道の建設事業費や償還金に充当するための繰出金などをそれぞれ計上しております。総額で17億6,323万7,000円としております。

次に、消防費におきましては、火災災害に速やかに対応できる体制整備を図るため、小型動力ポンプ積載車3台、小型動力ポンプ車3台の整備を計画し、耐震性貯水槽を5カ所設置することとしております。

また、ごみ処理経費削減に伴う活用事業として、一般住宅に設置が義務づけられました住宅用火災報知機の普及を図るための補助経費を計上しております。その上、災害対策費として自主防災組織の拡充を図るため、その結成に伴う助成補助金を計上しております。総額で8億6,759万4,000円としております。

次に、教育費でございますが、ご存じのとおりAEDこれは自動体外式除細動器でございますが、これは救急現場で一般の人でも簡単に安心して電気ショックを行うことができる機器で、平成19年度に市内の5つの中学校に設置したところでございます。平成20年度は市内26の小学校に設置し、緊急事態に備えたいと考えております。このことによりまして、西予市内すべての小・中学にAEDを設置することとなります。

施設整備につきましては、平成19年度から継続事業としております大野ヶ原小学校校舎及び給食室改築工事に係る経費を計上し、平成20年11月末完成を目指します。

また、三瓶中学の屋内体育館につきましては、平成19年度工事でこの3月中に完成いたしますが、平成20年度からは、昭和39年度建築で老朽化が目立っております宇和中学校屋内体育館の改築に取りかかりたいと存じます。そのための実

施設計に係る経費を計上しております。

文化体育事業としましては、これまでは学校教育の中で開智・開明学校姉妹館交流事業として宇和中学生の修学旅行で長野県松本市を訪問交流していたところですが、平成20年度からはこれを廃止し、西予市内の全中学の2年生から20名の希望者を募り、新たに開智・開明学校姉妹館交流青少年派遣事業を計画いたしましたので、その経費を、また「スポーツ立市せいよ2017」の基本目標であります総合型地域スポーツクラブの設置育成とジュニアスポーツの充実を図るための経費を計上いたしております。総額で2億3,054万9,000円としております。

以上、歳出予算の目的別の概要でございましたが、続きまして、歳入につきましてご説明いたします。

まず、市税につきましては、三位一体の改革の一環として行われた税源移譲、個人住民税における住宅ローン控除、定率減税の廃止、所得状況などを考慮し市民税におきましては、4,192万6,000円の減額、固定資産税におきましては、新築家屋の増、宅地課税負担調整措置費等を考慮して3,828万9,000円の増額とし、市税総額では1億5,977,000円の減額としております。

一方、地方譲与税につきましては、平成18年度ベースに算出し5億7,573,000円の減額としております。利子割交付金、配当割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金につきましては、平成19年度実績見込み額と同額を計上し、地方特例交付金につきましては、減収補てん特例交付金の創設、平成19年度見込み額をもとに1,678万8,000円の減額といたしました。

地方交付税につきましては、地方財政計画で対前年比1.3%の増としていることとなっていること、地方再生対策費が創設されたこと等をもとに2億9,711万2,000円の増額といたしました。

国庫支出金及び県支出金につきましては、三位一体の改革による国庫補助金負担金改革等の影響による減があるもののCATV整備事業の実施等により平成19年度より3億7,470万9,000円の増額を見込んでおります。

市債につきましては、CATV整備の実施等に

よって1億2,360万円の増額となっておりますが、合併特例債、過疎債並びに辺地債等の財政上有利な起債を活用しております。

以上、説明をしてみました。平成20年度の予算は、将来を見据えた大型事業を計画しておりますので、前年度比3億3,200万円、1.4%の増とし、前年度に比較し増額の予算となっております。

また、合併当初の予算規模から比較いたしますと約61億円の減額予算となっておりますが、これも子々孫々まで過重な負担が残されないための行財政改革のあかしであると思っておりますので、どうかよろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます。私の市政運営に関する一端と平成20年度予算の概要について申し上げるものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明をいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長 河野財政課長。

河野財政課長 それでは、まず初めに、平成20年度当初予算編成の概況についてご説明を申し上げます。

平成20年度当初予算編成に当たっては、市税が景気回復、企業誘致、税源移譲等による影響もわずかなものにとどまり、横ばい状況が続くことが見込まれ、また地方交付税につきましては、都市と地方の格差是正のための上乘せ措置いわゆる地方再生対策費が措置されるものの、国の歳出・歳入一体の改革による国庫補助負担金等の削減が一層進展していくものと考えられ、必要な一般財源の確保が困難となる極めて厳しい予算編成を強いられることとなりました。

そこで、本年度におきましても、平成17年度から導入しました早期退職制度、平成18年度から実施しております職員手当や特別職給与の一部カット等の継続による人件費の削減、普通建設事業費の削減等、事務事業全般にわたり徹底した歳出の見直しと各種施策の優先順位についての厳しい選択を行いました。

また、行政評価システムを導入しての施策枠予算により限られた財源を必要な事業に重点的、効率的に配分した予算とすることといたしましたの

で、骨格予算ではなく、通常予算とさせていただいております。

また、平成20年度から財務会計システムを株式会社RKKコンピューターサービスに変更し、また事務単位での行政評価システムを導入した関係上、平成20年度から予算書の表示を一部変更しております。

それでは、予算書に沿って新規事業並びに主な事業についてご説明申し上げます。

まず、歳出につきまして説明させていただきます。

54ページをお開き願います。

3目24節の投資及び出資金320万円の計上ではありますが、これは平成20年10月に公営企業金融公庫が解散し、そのかわりに新たに地方公共団体が共同して地方公営企業等金融機構が設立されるに伴う出資金であります。

62ページをお開き願います。

12目情報推進事業費12億7,412万3,000円ではありますが、これは難視聴対策及び高速通信網の整備を行うCATV整備事業に係る経費であります。平成20年度から宇和町と野村町の中心部を中心に本体工事に着手し、またCATVセンター局舎の改修、スタジオ施設も整備し、平成21年4月の一部運用を目指しております。西予市全域運用は、平成23年4月を予定しております。

65ページをお開き願います。

18目庁舎建設事業費4,507万円でありますが、これは庁舎建設基本設計と実施設計に係る経費であります。庁舎の完成は平成23年3月を予定しております。

81ページをお開き願います。

1目15節工事請負費3,538万5,000円ではありますが、これは本町2丁目コミュニティーセンター及び手都合コミュニティーセンター新築工事に係る工事費であります。次に、19節誇れる地域づくり活動事業費補助金2,436万円は、住民が自主的に行う地域整備や地域づくりなどの特色ある地域づくり活動事業に要する経費に対する補助金ではありますが、うち1,000万円はごみ処理経費削減に伴う活用事業を充てております。

92ページをお開き願います。

3目28節繰出金7億5,263万円であります。

すが、これは介護保険事業勘定繰出金と老人保健特別会計繰出金であります。

95ページをお開き願います。

4目20節その他扶助費2億2,742万7,000円ではありますが、これは重度心身障害者が疾病または負傷のため医療機関にかかった場合、その医療費の一部を助成するものであります。

99ページをお開き願います。

8目15節工事請負費4,800万円でありますが、これは地方改善施設整備事業で、野村町市道奈良野名場連線道路改良に係る経費であります。

同じく9目19節療養給付費負担金5億735万3,000円ではありますが、これは平成20年4月から始まる75歳以上を対象とした後期高齢者医療制度により愛媛県後期高齢者医療広域連合が医療関係の事務を実施することとなりましたので、その広域連合に対する負担金であります。また、28節繰出金2億2,376万1,000円ではありますが、これは愛媛県後期高齢者医療広域連合が実施します医療関係事務以外の事業費につきましては、後期高齢者医療特別会計で経理することとなりますので、その特別会計への繰出金であります。

101ページをお開き願います。

1目20節医療扶助費6,560万円でありますが、これは少子化対策事業として、平成20年4月から乳幼児医療助成制度を拡充し、就学前の乳幼児医療を無料化するものであります。この経費のうち2,320万円は、ごみ処理経費削減に伴う活用事業を充てております。同じく児童生活扶助費1億4,100万円でありますが、これは母子家庭の自立を目的として助成する児童扶養手当であります。

111ページをお開き願います。

1目28節繰出金8,834万8,000円ではありますが、これは田之浜診療所ほか4診療所に対する繰出金であります。

116ページをお開き願います。

6目13節妊婦健診委託料635万9,000円ではありますが、これは地域の子育て支援事業として、平成20年4月から妊婦健康診査の充実を図るため健診回数を現在の2回から5回に拡大支援するものであります。

120ページをお開き願います。

2目13節広域可燃ごみ処理委託料2億1,310万3,000円ではありますが、これは八幡浜市に委託しております可燃ごみ処理委託料であります。同じく13節循環型社会形成推進計画策定業務委託料200万円ではありますが、これはごみの循環型社会の形成を図るための地域計画策定業務に係る経費であります。地域計画を策定することにより汚泥処理センター等の整備に国の交付金を活用することが可能となります。この200万円は、ごみ処理経費削減に伴う活用事業を充てております。同じく19節八幡浜ブロックごみ処理広域化計画推進協議会地区部会負担金200万円ではありますが、これは八幡浜市への可燃ごみ処理委託が平成25年3月までとなっておりますので、西予市、八幡浜市、伊方町の2市1町の共同ごみ処理中間処理施設に係る適地選定協議を行うための業務委託料200万円であります。この経費につきましても、ごみ処理経費削減に伴う活用事業を充てております。

132ページをお開き願います。

4目19節畜産産地粗飼料流通緊急支援事業補助金1,400万円ではありますが、これはバイオエタノール燃料の需要拡大と原油の高騰により輸入飼料が高騰し、畜産農家の経営を圧迫しておりますので、畜産粗飼料に係る間接経費分を緊急支援するものであります。

141ページをお開き願います。

2目15節工事請負費3億2,833万9,000円ではありますが、これは宇和町の林道竜王線と林道成谷線の舗装工事、野村町の林道中筋鉢ヶ森線、林道白木ヶ城支線及び林道小振鍵山線開設工事に係る工事費であります。

148ページをお開き願います。

2目15節工事請負費3,952万5,000円ではありますが、これは三瓶町、明浜町における魚礁整備工事と明浜町における増殖礁整備工事に係る経費であります。

151ページをお開き願います。

4目15節工事請負費3億9,790万円ではありますが、これは明浜町田之浜地区、高山地区の特定漁港整備工事、明浜町高山漁港漁村再生交付金工事、三瓶町周木漁港漁村再生交付金工事、三瓶漁港用地舗装工事に係る経費であります。同じく19節国道378号線改良事業負担金8,205万8,000円ではありますが、これは国道37

8号線改良事業として、三瓶町垣生漁港漁村再生交付金事業及び明浜町俵津バイパス道路改良事業に係る負担金を計上しております。

155ページをお開き願います。

3目17節土地購入費1,987万6,000円ではありますが、これは宇和町旭町商店街公営駐車場のための用地購入に係る経費であります。

157ページをお開き願います。

4目19節市観光協会補助金2,644万円ではありますが、このうち城川町のどろんこ祭り事業として知られております無形民俗文化財のお田植え祭りに必要な代かき牛10頭の確保が大変困難になり、その存続が危ぶまれておりますので、その代かき牛確保のための補助金500万円を計上しております。地元負担金500万円と合わせて1,000万円の基金を積み立て、仮称であります。お田植え祭り基金運用委員会で運用する予定であります。

164ページをお開き願います。

2目15節工事請負費5,094万8,000円ではありますが、これは宇和町の拝立A、日向屋敷B、明浜町の明浜10地区、野村町の大西1地区、城川町の下組地区、岩本地区、下遊子地区のそれぞれのがけ崩れ防災対策工事を行うものであります。

また、明浜町の県営下谷急傾斜地崩壊対策事業に伴うモノレール及びスプリンクラー敷設がえ工事も計上しております。

168ページをお開き願います。

3目15節工事請負費5億6,800万円ではありますが、これは宇和町の高田地区103号線、石城地区28号線、石城地区165号線、石城地区185、2-7号線、旧町地区96号線、旧町地区181号線、187号線、277号線、田之筋地区135号線、下宇和地区6号線のそれぞれの改良工事を行うものであります。

また、明浜町では、すてきな集落整備事業による道路改良、野村町では、荷刺大西鎌田西線、湊筋田之筋線、馬地惣財久線、中筋大洲線、古市線、岡上線、深山線、本町法正支線、阿下釜川線の改良工事と惣川袴原線、中通川大谷線、大峰線、松之越茶堂線の舗装工事、荷刺大西鎌田西線のり面防災工事を行います。

城川町では、本村窪ヶ市線、下高野子線、日浦線の改良工事と中川原橋改修工事を計上しており

ます。

三瓶町では、蔵貫13号線、垣生24号線、嶋山1号線の改良工事を行うものであります。

次に、169ページでございますが、4目の高速道路周辺整備事業7,705万円につきましては、高速道路周辺であります宇和町の下宇和地区36号線、林道白水線、林道赤滝線の改良工事と稲生地区流末排水路、下宇和28号B水路、下宇和28号C水路、島岩水路、古屋ノ谷水路の整備工事を行うものであります。

170ページをお開き願います。

3目15節工事請負費1,000万円ですが、これは三瓶町神子浦河川改良に係る経費であります。

173ページをお開き願います。

5目のまちづくり交付金事業費4,979万円につきましては、宇和町において商店街及び卯之町町並み舗装整備と案内板の設置を行うものであります。

180ページをお開き願います。

1目19節住宅用火災警報器設置推進事業補助金700万円ですが、これは一般住宅に設置が義務づけられました住宅用火災警報器の普及を支援するため、ごみ処理経費削減に伴う活用事業として、1個当たり1,000円、2個を限度として補助するものであります。

182ページをお開き願います。

3目15節工事請負費2,618万円ですが、これは耐震性貯水槽新設工事に係る経費であります。5カ所を計画しております。

次に、183ページでございますが、18節備品購入費1,657万4,000円につきましては、小型動力ポンプ積載車3台と小型動力ポンプ3台の購入に係る経費であります。

184ページをお開き願います。

4目19節自主防災組織活動育成補助金368万2,000円ですが、これは大規模災害から身を守るために自助・共助の考えのもと、市民により自主的に結成され、自発的な地域防災活動を行う自主防災組織に対して活動育成助成を行うものであります。

191ページをお開き願います。

1目14節リース料317万3,000円のうち160万6,000円につきましては、かねてから要望があり、平成19年度に市内5中学校に

設置いたしました自動体外式除細動器AEDであります。平成20年度は市内小学校26校に設置するものであります。皆田小学校は既に設置しておりますので、このことによりまして西予市内全小・中学校にAEDを設置することとなります。

193ページをお開き願います。

3目学校建設費1億2,063万1,000円ですが、この主なものは、平成19年度から継続事業としてあります大野ケ原小学校改築に係る経費であります。そのほか中筋小学校屋内運動場屋根改修工事、市内小学校遊具改修工事等を計上しております。

198ページをお開き願います。

3目学校建設費1,513万9,000円ですが、この主なものは、宇和中学校屋内運動場改築に係る実施設計委託料であります。

223ページをお開き願います。

5目19節開智・開明学校姉妹館交流青少年派遣事業補助金100万円ですが、これは平成19年度まで宇和中学校の修学旅行で長野県松本市を訪れ交流を重ねてきたところであります。平成20年度からこれを廃止し、新たに西予市の全中学校の2年生から希望を募り松本市に派遣をするものであります。派遣人数は20名を予定しております。

224ページをお開き願います。

1目7節嘱託職員賃金225万2,000円ですが、これは愛媛大学と連携して専門的知識を有する指導者を雇用し、「スポーツ立市せいよ2017」の基本目標であります総合型スポーツクラブの設立、育成とジュニアスポーツの充実を図るものでございます。

次に、歳入でございますが、13ページをお開き願います。

1項1目個人市民税であります。三位一体の改革の一環の税源移譲、個人住宅における住宅ローンの控除、定率減税の廃止、所得状況平成19年度の実績見込み等を考慮し、前年度比較7,604万6,000円の減額といたしました。

同じく2項1目固定資産税におきましては、新家屋の増、平成19年度の実績見込み、宅地課税負担調整措置等を考慮し4,164万5,000円の増額を見込んでおります。

17ページをお開き願います。

1項1目地方交付税108億1,505万円につきましては、地方財政計画では、対前年度比1.3%の増となっていること、地方再生対策費が創設されたこと等を勘案し、前年度比較2億971万2,000円の増額を見込んでおります。

26ページをお開き願います。

8目1節地域情報通信基盤整備推進交付金3億1,100万円ではありますが、これはCATV整備事業に係る国庫補助金であります。

次に、27ページでございますが、1目3節情報基盤整備事業費県補助金7,889万7,000円ではありますが、これにつきましてもCATV整備事業に係る県補助金であります。

43ページをお開き願います。

1目1節総務管理債9億2,470万円ではありますが、これはCATV整備事業庁舎建設事業補償金免除繰上償還に係る借換債の発行によるものであります。

同じく2目民生債の前年度比較5億円の減額につきましては、三瓶特別養護老人ホーム建設事業の終了によるものであります。

以上、説明とさせていただきます。

議長 暫時休憩いたします。再開は午後2時25分再開です。(休憩 午後2時14分)

議長 再開いたします。(再開 午後2時25分)

武田生活福祉部長。

武田生活福祉部長 議案第53号「平成20年度西予市授産場特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

特別会計予算の1ページをお開きください。

本予算の歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ2,386万1,000円としております。

歳出の主なものは、施設授産場の事務費で人件費等1,616万2,000円、事業費で賃金等769万9,000円であります。

歳入では、手袋加工賃等の施設授産場事業収入484万3,000円、繰入金で一般会計繰入金及び保護施設事務費繰入金の1,901万6,000円でございます。

次に、議案第54号「平成20年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」について提案

理由のご説明を申し上げます。

17ページからとなります。

本予算の歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ1,374万9,000円としております。

19ページの歳出の主なものは、住宅新築資金並びに改良資金に借り入れしている公債費の元金1,141万3,000円と利子228万4,000円の1,369万7,000円であります。

18ページの歳入の主なものは、償還金の1,259万4,000円で、その内訳は住宅改修資金貸付金元利収入37万円及び住宅新築資金等貸付金元利収入1,222万4,000円でありませぬ。

また、県支出金の住宅新築資金等貸付事業費県補助金115万3,000円を計上いたしております。

以上、2議案ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 上甲教育部長。

上甲教育部長 議案第55号「平成20年度育英会奨学資金貸付特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

ページ数27ページからになります。

この奨学資金は、西予市出身の優秀な学生、生徒であって、経済的理由により就学が困難な者に対し、定額を無利子で貸し付けるものであります。本予算は、新規貸付予定者64名、継続貸付者87名、計151名の貸付金及び運営費を合わせ5,759万5,000円を計上いたしました。

歳入は償還金5,036万円及び前年度繰越金700万円などを計上し運営するものであります。

なお、奨学資金の貸し付けに当たっては、西予市育英会理事会に諮り、公正な決定運営を図ることといたしております。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

議長 武田生活福祉部長。

武田生活福祉部長 議案第56号「平成20年度西予市国民健康保険特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

予算書の方は37ページからになります。

国保特別会計予算につきましては、事業勘定予算と10の診療所勘定予算で構成されております。

まず、事業勘定予算より説明を申し上げます。

平成20年度の予算編成に当たりましては、国民健康保険事業の適正かつ安定的な運営を図るため医療費の動向、医療制度改正の対応等、国が示す留意事項に基づき編成をいたしました。今後とも保険給付費、介護給付金の増加が見込まれることなどから、財政状況は一層厳しい状況になることが予想されますので、健全な財政運営のための最重要課題であります保険税収入の確保や医療費適正化対策等を考慮し、必要な経費を計上いたしました。

また、平成20年度からは本格的に制度改正が行われることに伴い、歳入では7款前期高齢者交付金、歳出では3款後期高齢者支援金等を新設いたしました。

それでは、まず41ページの歳出の主なものは、1款総務費9,921万7,000円、2款保険給付費40億6,594万6,000円、3款後期高齢者支援金等6億2,328万7,000円、4款老人保健拠出金1億319万4,000円、5款介護納付金2億7,585万8,000円、6款共同事業拠出金6億3,189万1,000円、7款保健事業費8,208万円、8款基金積立金74万円、10款諸支出金617万円、42ページの11款予備費を1,700万円計上いたしました。

続いて、39ページの歳入の主なものにつきましては、1款国民健康保険税9億8,207万円、4款国庫支出金12億6,575万1,000円、5款県支出金1億7,686万7,000円、6款療養給付費等交付金3億5,679万1,000円、7款前期高齢者交付金20億3,600万円、8款共同事業交付金5億8,688万4,000円、9款財産運用収入74万円、10款繰入金4億7,515万4,000円、40ページに行きまして、12款諸収入2,456万6,000円を計上いたしております。

以上によりまして、事業勘定予算は歳入歳出それぞれ59億538万3,000円といたしました。

次に、診療施設勘定予算についてご説明を申し

上げます。

各診療所の受診者は減少傾向にございまして、診療収入も減収が見込まれ、一般会計からの繰入金に頼る傾向が強くなり、年々厳しい経営を余儀なくされておりますが、経費節減に努め、物心両面にわたる経営の改善に積極的に努め、今後とも地域になくはならない診療所づくりを目指す所存であります。

なお、坂石診療所につきましては、20年度より休止といたしております。

明浜町の各診療所勘定歳入歳出予算総額及び診療収入の占める割合並びに一般会計繰入金は、43、44ページの俵津診療所が8,285万8,000円であり、診療収入は6,440万6,000円でありまして、診療収入が占める割合は78%で、一般会計繰入金は1,715万3,000円であります。

45、46ページの狩江診療所は6,346万5,000円であり、診療収入は4,255万9,000円で、割合は67%で、一般会計繰入金は1,544万9,000円であります。

47、48ページの高山診療所におきましては7,476万1,000円で、診療収入は4,146万円、割合は55%で、一般会計繰入金は3,220万2,000円であります。

49、50ページの田之浜診療所は1,972万3,000円で、診療収入は1,414万1,000円、割合は72%で、一般会計繰入金は542万2,000円であります。

野村町の診療所勘定予算総額は、51、52ページの惣川診療所が906万2,000円で、診療収入は759万4,000円、割合は84%で、一般会計からの繰入金はございません。

城川町の各診療所勘定予算総額は、53、54ページの土居診療所が1億2,427万1,000円で、診療収入は8,814万9,000円、割合は71%、一般会計繰入金は1,812万2,000円であります。

55、56ページの杉之瀬出張診療所が1,458万1,000円で、診療収入は1,450万9,000円、割合は99%、57、58ページの遊子川出張診療所が399万6,000円で、診療収入は342万4,000円、割合は86%で、いずれも一般会計からの繰入金はございません。

三瓶町の各診療所勘定予算総額は、59、60ページの二及診療所が4,398万4,000円で、診療収入は4,264万6,000円、割合は97%、61、62ページの周木診療所が4,633万1,000円で、診療収入は4,488万7,000円、割合は97%で、いずれも繰入金はございません。

なお、本予算につきましては、2月25日に開催いたしました国保運営協議会におきまして慎重なご協議をいただきまして、本日ご提案を申し上げる次第でございます。

次に、議案第57合「平成20年度西予市老人保健特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

平成20年度の老人保健特別会計におきましては、平成20年4月より老人保健制度にかわり後期高齢者医療制度が施行されるため、平成20年3月までの診療に係る分までが対象となり、予算の大部分は医療諸費となります。

それでは、217ページをお開きください。

本予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,548万円と定めるものであります。

歳出の主なものにつきましては、219ページからとなっておりますが、1款総務費で69万3,000円、2款医療諸費で5億8,473万3,000円を計上いたしました。医療諸費につきましては、医療給付費は平成20年3月診療分のみを予算計上いたしております。

また、予備費として5万円を計上いたしました。

218ページに戻っていただきまして、歳入につきましては、1款支払基金交付金で2億9,722万2,000円、2款国庫支出金で1億8,833万4,000円、3款県支出金で4,708万3,000円を計上いたしました。これはそれぞれ医療給付費に対する交付金となります。

次に、4款繰入金を4,783万5,000円計上いたしております。これは一般会計からの繰入金で、医療費給付費に対する繰入金と事務費に対する繰入金となります。

次に、6款諸収入を500万5,000円を計上いたしました。主なものは、損害賠償請求事務による第三者納付金となります。

次に、議案第58号「平成20年度西予市後期

高齢者医療特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

急速な高齢化の進展や医療技術の高度化に伴い、公的医療保険制度が危機的な状況を迎える中、国は国民皆保険を堅持し、医療保険制度を持続可能なものとするため、高齢者世代と現役世代の負担を明確化し、超高齢社会を展望した新たな医療制度改革大綱を策定いたしました。これに基づきまして、平成18年6月には健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、老人保健法が平成20年4月から高齢者の医療の確保に関する法律にかわり、新たな後期高齢者医療制度が創設されることとなりました。これを受けて愛媛県内のすべての市町で構成する広域連合が設立されましたが、西予市も高齢者が安心して医療を受けられるよう広域連合と相互に連携、協力を図りながら運営を行ってまいるところでございます。今回はそのための最初の予算編成となりますが、これまでの老人保健と違ひまして、医療の給付等について広域連合が財政負担を負いますので、本市といたしましては、それ以外の窓口業務、保険料賦課徴収業務、保健事業等に関する予算計上が主なものでございます。

それでは、231ページをお開きください。

本予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,200万円と定めるものでございます。

歳出の主なものにつきましては、233ページからとなっておりますが、1款総務費で4,802万1,000円、その内訳といたしましては、総務管理費が4,474万9,000円、徴収費が327万2,000円となります。総務管理費につきましては、職員給与費、窓口業務等に係る庶務事業経費で、徴収費につきましては、後期高齢者医療保険料の賦課徴収義務に係る経費を計上いたしました。

次に、2款後期高齢者医療広域連合納付金で5億7,813万7,000円計上いたしました。これは西予市から広域連合へ納付金として納めるものになります。

次に、3款保健事業費で1,509万4,000円計上いたしました。これは後期高齢者を対象に実施する健康診査事業の経費となります。

また、予備費で74万6,000円を計上いたしました。

232ページに戻っていただきまして、歳入につきましては、主なものとして、1款後期高齢者医療保険料として4億313万6,000円を計上いたしました。

内容につきましては、特別徴収及び普通徴収により被保険者から徴収した後期高齢者医療保険料となります。

次に、3款繰入金として2億2,376万1,000円計上いたしました。これは一般会計からの繰入金となります。

また、5款諸収入として1,510万1,000円を計上いたしております。これらの主なものは、受託事業収入1,509万4,000円で、これは後期高齢者の健康診査事業の実施に伴います広域連合からの受託事業収入となります。

次に、議案第59号「平成20年度西予市介護保険特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

それでは、249ページをお開きください。

本予算の事業勘定については、主に要介護状態または要支援状態の者に対し必要な保険給付を行うことと要介護状態となることを予防することを目的に予算計上をいたしております。

また、サービス施設勘定を設け、市直営で福祉の増進を図ることを目的として、施設サービスや通所介護サービスを提供するための予算を計上いたしました。

まず、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ44億3,793万2,000円と定めるものであります。

続いて、明浜特別養護老人ホーム勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億3,541万6,000円、明浜デイサービス勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,718万9,000円、城川居宅介護支援勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,194万1,000円といたしております。

事業勘定予算で253ページの歳出の主なものにつきましては、1款総務費の総務管理費で9,734万9,000円、賦課徴収費130万9,000円、介護認定審査会費3,478万4,000円、2款の保険給付費の介護サービス等諸費で35億9,520万円、介護予防サービス等諸費3億720万円、その他諸費で468万円、高額介護サービス等費で8,500万円、特定入所

者介護サービス等費1億9,900万円、3款の地域支援事業費の介護予防事業費で2,067万2,000円、包括的支援事業2事業費で8,851万7,000円であります。

251ページの歳入の主なものにつきましては、1款保険料で介護保険料6億3,959万4,000円、2款の分担金及び負担金で、地域支援事業の実施に伴います利用者の負担金で683万5,000円、4款国庫支出金で国庫負担金が7億3,054万7,000円、国庫補助金で4億31万5,000円、5款県支出金で県負担金の6億3,155万6,000円、県補助金では1,393万4,000円、6款支払基金交付金で13億510万6,000円、8款繰入金で一般会計からの繰入金6億9,750万4,000円、基金繰入金1,207万2,000円を計上いたしております。

次に、明浜特別養護老人ホーム勘定会計予算でございますが、256ページの歳出の主なものは、1款総務費の施設管理費で2億9,446万4,000円、2款サービス事業費の居宅サービス事業費で215万9,000円、施設介護サービス事業費3,779万9,000円でありませう。

255ページの歳入の主なものにつきましては、1款サービス収入の介護給付費収入で2億5,747万2,000円、自己負担金収入4,661万6,000円、特定入所者介護サービス費等収入で3,072万6,000円を計上いたしております。

次に、明浜デイサービス勘定会計予算でございますが、258ページの歳出の主なものにつきましては、1款総務費の施設管理費で2,472万7,000円、2款サービス事業費の居宅サービス事業費で240万5,000円を計上いたしております。

257ページの歳入の主なものにつきましては、1款サービス収入の介護給付費収入で1,800万1,000円、介護予防支援費収入180万円、自己負担金収入361万2,000円、3款繰入金で、明浜特別養護老人ホーム勘定会計からの繰入金50万円、5款の諸収入で生きがい通所事業受託収入320万円を計上いたしております。

次に、城川居宅介護支援勘定会計予算ござい

ます。

260ページの歳出の主なものにつきましては、1款総務費の施設管理費で2,050万円、2款サービス事業費の居宅介護支援事業費で144万円であります。

259ページの歳入の主なものにつきましては、1款サービス収入の介護給付費収入で1,421万5,000円、介護予防支援費収入43万3,000円、2款の繰入金の他会計繰入金で、これは一般会計からの繰入金729万1,000円を計上いたしております。

以上、4議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 安藤産業建設部長。

安藤産業建設部長 議案第60号「平成20年度西予市簡易水道事業特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

平成20年度に実施します事業の主なものとして、多田地区営農飲雑用水事業を昨年に引き続き行います。

また、中筋簡易水道橋梁架設に伴う配水管添架工事、横林簡易水道取水施設改良工事を行うこととし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億5,849万7,000円と定めるものであります。

まず、歳入歳出予算からご説明申し上げます。

ページ349ページでございますが、歳出の主なものとして、事業費の総務管理費において、中山間総合整備事業負担金として4,876万円を計上し、このほか職員給与費等を合わせて1億7,394万8,000円を計上いたしております。

また、ページは351ページでございますが、施設整備費においては、工事請負費で多田地区営農飲雑用水事業の渠工事受託分5,600万円、単独分1,880万円のほか中筋簡易水道橋梁架設に伴う配水管添架工事600万円、横林簡易水道取水施設等改良工事460万円、委託料で三瓶南簡易水道南水源地変更認可委託料400万円を計上し、このほかの工事請負費及び委託料、土地購入費等を合わせまして1億1,319万円を計上いたしております。このほか公債費償還金6,945万9,000円、予備費190万円を計上いたしております。

これらに対する財源の主なものとして、事業収入で給水収入1億1,690万3,000円、一般会計繰入金8,674万3,000円を含む繰入金1億1,082万8,000円、諸収入で受託事業収入5,752万円、市債4,860万円、このほか分担金及び負担金、繰越金、諸収入等を見込み充当いたしております。

次に、地方債でございますが、多田地区営農飲雑用水施設事業に係るものとして、限度額を4,860万円と定めるものでございます。

次に、議案第61号「平成20年度西予市農業集落排水事業特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

平成20年度の西予市農業集落排水事業における主な事業といたしましては、汚水処理施設を実施しております8地区の施設の維持管理業務と継続して事業を進めております宇和町多田地区、明間地区の施設整備であります。

また、明間地区におきましては、平成19年度より地理的条件から農業集落排水事業において整備することができない地区について、浄化槽市町村整備推進事業の認可を受け整備を進めておりますが、平成20年度におきましては、合併浄化槽11基の設置を計画いたしております。

それでは、本予算の歳入歳出予算でございますが、歳入歳出総額をそれぞれ6億8,862万5,000円と定めるものでございます。

ページ375ページでございますが、歳出の主なものは、事業費の施設管理費で6,573万5,000円計上しておりますが、これは処理施設に係る光熱水費1,562万5,000円、くみ取り等の手数料2,223万8,000円、機械器具保守点検委託料2,128万円等でございます。

次に、376ページの施設整備費であります。3億7,033万8,000円を計上いたしております。工事設計のための委託料1,109万3,000円、処理施設管路移設及び合併浄化槽設置整備のための工事請負費3億2,271万3,000円及びこれに関する事務費、人件費等を計上いたしております。

次に、公債費であります。今までに建設された施設整備に対する元利償還金で、2億5,205万2,000円を計上いたしております。

また、予備費として50万円を計上いたしてお

ります。

ページ371ページでございますが、歳入の主なものにつきましては、汚水処理に伴う施設使用料6,122万円、施設整備事業における受益者の分担金1,092万1,000円、供用開始地区における新規加入者の負担金500万円、浄化槽市町村整備推進事業における国庫補助金259万5,000円、県補助金93万6,000円、農業集落排水資源循環統合補助事業における県補助金1億8,340万円、市債の元利償還並びに施設整備費等として一般会計繰入金2億7,698万1,000円、前年度からの繰越金977万2,000円、消費税還付金等の諸収入520万円、市債1億3,260万円を充当いたしております。

次に、ページ366ページの継続費であります。これは明間地区農業集落排水処理施設建設事業費、総額2億1,114万円でありまして、平成20年度、平成21年度の継続費の設定であります。

なお、367ページの地方債の限度額、起債の方法、利率、償還の方法を第3表により定めております。

次に、議案第62号「平成20年度西予市公共下水道事業特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

西予市の公共下水道事業については、平成16年度末より供用を開始している野村処理区では平成11年度から、平成18年度末に供用を開始している宇和处理区では平成12年度からそれぞれ事業に着手いたしております。

平成20年度に実施する主な事業につきましては、宇和处理区では、延長約3,000メートルの管路整備工事を、野村処理区では、延長約2,190メートルの管路整備工事を及び野村浄化センター污泥処理施設設備工事をそれぞれ予定いたしております。

それでは、本予算の歳入歳出予算でございますが、歳入歳出総額をそれぞれ8億7,740万円と定めるものであります。

ページ394ページでございますが、歳出の主なものとしたしましては、事業費の施設管理費で6,186万9,000円計上いたしておりますが、これは主に宇和、野村両処理区の維持管理費用と公共下水道接続奨励金に係るもので、施設維

持管理に係る消耗品費、光熱水費等の需用費1,335万6,000円、浄化センター維持管理委託料等の委託料3,376万3,000円、公共下水道接続奨励金1,129万2,000円等を計上しております。

次に、395ページの施設整備費の事業推進費の52万7,000円でございますが、宇和处理区における公共下水道事業の推進及び普及促進などに要する経費を計上いたしております。

397ページの施設整備費では、6億7,328万1,000円を計上しておりますが、主なものとしては、管路実施設計、浄化センター建設工事委託料等の委託料を8,800万円、管路整備工事に関します工事請負費5億1,490万円及びこれに関連する事務費、人件費等を計上いたしております。

また、今までに建設された施設整備に対する元利償還金で1億4,190万3,000円を計上いたしております。

財源としたしましては、施設使用料3,397万1,000円、公共下水道事業費分担金5,250万円、公共下水道国庫補助金2億5,760万円、市債の元利償還金及び施設整備費等として一般会計繰入金を2億1,328万4,000円、前年度繰越金110万円、消費税の還付金等を雑入として924万5,000円及び市債として3億970万円を充当いたしております。

なお、388ページに地方債の限度額、起債の方法、利率、償還の方法を第2表により定めております。

続きまして、議案第63号「平成20年度西予市上水道事業会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

平成20年度においては、宇和上水道事業において、第4次拡張事業として、電気計装設備の更新を昨年度に引き続き実施してまいります。

また、野村上水道事業において、西、坂石配水池計装設備設置工事、三瓶上水道事業において、朝立送配水管移設工事を予定いたしております。

まず、1ページの業務の予定量についてご説明いたします。

給水戸数につきましては、宇和上水道事業5,710戸、明浜上水道事業2,160戸、野村上水道事業2,403戸、三瓶上水道事業3,100戸の合わせて1万3,373戸を予定いたして

おります。

また、西予市全体における1日平均給水量を1万2,135立米、年間総給水量を442万9,230立米と予定いたしております。

続いて、収益的収入及び支出についてご説明申し上げます。

13ページからでございますが、費用の主なものでは、営業活動に係る営業費用として5億4,223万3,000円、企業債償還金利息等の営業外費用として8,332万3,000円、このほか特別損失、予備費と合わせまして水道事業費用の総額を6億3,335万6,000円とし計上いたしております。

これに対し、11ページからになるんですが、収益の主なものは、営業活動に基づく給水収益の6億1,937万2,000円でありましたが、これを含む営業収益で6億2,640万6,000円、営業外収益で1,055万7,000円を見込み、このほか特別利益と合わせて水道事業収益の総額を6億3,699万3,000円と見込んでおります。

次に、資本的収入及び支出についてご説明いたします。

13ページでございますが、支出の主なものは、宇和上水道事業における第4次拡張事業の工事請負費2,000万円及び老朽管の布設がえ管路改良工事4,000万円、野村上水道事業における西、坂石配水池計装設備設置工事1,100万円、三瓶上水道事業における朝立送配水管移設工事請負費1,350万円であり、これらを含む建設改良費として2億2,976万1,000円を計上いたしております。

また、企業債償還金1億648万3,000円、予備費100万円を合わせまして資本的支出の総額を3億3,724万4,000円とし計上いたしております。

これに対しまして、23ページでございますが、資本的収入の主なものは、企業債1,640万円であり、このほか工事負担金、他会計繰入金を合わせて資本的収入の総額を6,113万5,000円と見込んでおります。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を補てんする財源は、総則第4条括弧書きの説明のとおりであります。

続きまして、2ページの地方債でございます

が、三瓶上水道事業における朝立送配水管移設工事に伴う建設改良費と9月に繰上償還及び借りがえを行うことが決定しております公庫資金の借換債に係るもので、限度額を1,640万円と定めるものでございます。

また、一時借入金の限度額を2億4,000万円、棚卸資産購入限度額を1,600万円とそれぞれ定め、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として職員給与費1億587万1,000円、交際費10万円と定めるものでございます。

なお、一般会計からのこの会計へ受ける補助金は、企業債償還金に充てるための2,673万9,000円であります。

以上、4議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 三好副市長。

三好副市長 議案第64号「平成20年度西予市病院事業会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

公営企業会計予算書の123ページからになります。

第2条の業務予定量からご説明申し上げます。

病床数は一般病床210床、療養病床52床、感染病床2床の合計264床であります。

年間患者数は、入院7万7,015人、外来13万1,706人で、1日平均患者数は、入院211人、外来542人を見込んでおります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。

収入は、第1款事業収益30億5,119万円を計上いたしておりますが、その主な内訳は、外来、入院の診療収入、室料の差額、人間ドックや検診収入などの医業収益29億1,890万5,000円、企業債利息に対する一般会計補助金など医業外収益が1億3,224万5,000円でございます。

支出では、第1款事業費用として30億5,119万円を計上いたしておりますが、その主な内容は、職員の人件費や事務費、材料費、経費等の医業費用が29億3,479万7,000円、企業債の支払い利息などの医業外費用が1億1,635万3,000円でございます。

次に、第4条資本的収入及び支出についてご説明を申し上げます。

まず、収入で、第1款資本的収入として2,987万4,000円を計上いたしております。内訳として、出資金2,987万3,000円は、企業債の償還に係る一般会計負担金でございます。

次に、支出で、第1款資本的支出として1億4,786万1,000円を計上いたしております。その内訳は、建設改良費5,151万2,000円、企業債償還金9,634万9,000円であります。建設改良費の主なものは、宇和病院では、骨塩定量測定装置、人工呼吸器などでございます。野村病院では、公共下水道整備事業工事、高圧蒸気滅菌装置などでございます。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額1億1,798万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものでございます。

第3条及び第4条のご説明をいたしました但、詳細につきましては、病院事業会計予算実施計画及び宇和病院、野村病院の予算明細書に記載しておりますので、ごらんいただきたいと存じます。

次に、第5条では、一時借入金の限度額を5億円と定めさせていただいております。

第6条といたしまして、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与17億8,057万3,000円、交際費310万円と定めております。

第7条は、棚卸資産の購入限度額を6億5,000万円と定めるものでございます。

次に、議案第65号「平成20年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」についてご説明を申し上げます。

予算書は155ページからになります。

介護保健施設は、介護保険サービスの中核を担う施設としての役割がますます期待をされております。介護老人保健施設つくし苑の事業につきましては、老人の心身の状況に応じた適切な介護及び機能訓練、必要な医療等を提供し、日常生活の自立と家庭復帰を支援し、地域に親しまれ信頼される施設を目指してサービスの提供に努めてまいります。

それでは、まず業務の予定量についてご説明いたします。

入所定員は80床で、1日当たりの通所定員は25名であります。

入所者数は、年間2万8,835人で、1日平均79人、入所率98%を予定し、通所者数では年間7,500人で、1日平均25人を予定しており、合わせまして年間の療養者数を3万6,335人と見込んでおります。

次に、収益的収入及び支出の予定額でございますが、歳入歳出それぞれ4億754万8,000円とするものであります。

収入では、施設運営事業収益が4億712万8,000円で、その内訳は施設介護給付費収益3億3,267万4,000円、居宅介護給付費収益6,530万4,000円、その他施設運営事業収益91万5,000円であります。

また、施設運営事業外収益で42万円を計上いたしております。

一方、支出では、施設運営事業費用が3億8,776万5,000円で、その内訳は給与費2億9,895万9,000円、材料費3,358万1,000円、経費2,400万1,000円等であります。

施設運営事業外費用では、企業債利息等1,978万3,000円を計上いたしております。

次に、資本的収入及び支出でございますが、資本的収支のみで建設改良費3,379万7,000円を計上いたしております。

なお、資本的収入が資本的支出額に対して不足する額につきましては、全額過年度損益勘定留保資金で補うようにいたしております。

また、一時借入金の限度額を5,000万円、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与2億9,895万9,000円、交際費5万円、棚卸資産購入限度額を300万円とそれぞれ定めるものでございます。

以上、2議案につきましてよろしくご決定いただきますようお願いを申し上げます。

(日程5)

議長 次に、日程第5、発議第1号「西予市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

14番浅野忠昭君 発議第1号「西予市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

昨年3月に市議会議員の定数を定める条例が改正され、次の一般選挙から市議会議員の定数は24人と定められているところです。これに伴い委員会のあり方について議会運営委員会を中心に協議してまいりましたが、当面現在の3常任委員会で、委員の定数については、各常任委員会とも8人と定めることとするために本条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議の上、ご賛同くださいますようお願いを申し上げます。

議長 提出者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

発議第1号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論の通告はありませんので、討論を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

発議第1号「西予市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について」は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

暫時休憩いたします。(休憩 午後3時21分)

議長 再開いたします。(再開 午後3時24分)

お諮りいたします。

ただいま市長から提出されました議案第66号「西予市農林漁業後継者住宅条例の一部を改正する条例制定について」及び議案第67号「西予市病院事業職員の諸手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」の2件と意見書案第2号「市立宇和島病院の保険医療機関指定継続を求め

る意見書(案)の提出について」を本日の日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしと認めます。よって、3件を本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

(追加)

議長 まず、追加日程第1、議案第66号「西予市農林漁業後継者住宅条例の一部を改正する条例制定について」及び議案第67号「西予市病院事業職員の諸手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」の2件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

安藤産業建設部長。

安藤産業建設部長 議案第66号「西予市農林漁業後継者住宅条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本市における公営住宅からの暴力団排除につきましては、今議会におきまして市営住宅及び改良住宅でその取り組みのための条例改正を上程しているところですが、後継者住宅につきましても同様の措置が必要と判断し、暴力団排除に関する規定を加えるものであります。

なお、今回の改正にあわせ市営住宅条例と運用面での整合性をとるため所要の規定を加えております。今後は市営住宅等と同様に警察との連携を図り、住宅の適正な管理運営に努めてまいりたいと存じます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 三好副市長。

三好副市長 議案第67号「西予市病院事業職員の諸手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

地域手当は、平成17年の人事院勧告で地域の民間企業水準を公務員給与に適切に反映するように、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員の給与水準の調整を図るため、従来の調整手当制度にかえて新たに設けられた制度でございますが、医師及び歯科医師におきましては、特例として在勤する地域にかかわらず適用される手当でございます。

す。

現在の医師不足については、平成16年から始まりました新研修医制度により大学病院の医局から地域の病院への新たな医師の派遣が困難になったことが大きな要因であります。公立病院では、夜間、休日の勤務が増加し、勤務医師に係る負担は多大となり、それが公立病院から医師離れに拍車をかける悪循環となるとともに、地域医療への深刻な影響を招いております。

本市におきましても、医師の確保が非常に厳しい状況にありまして、今後の病院経営及び地域医療の継続のための医師確保対策は、喫緊かつ重要な課題でございます。

今回の改正は、そうした現状を踏まえ、厳しい勤務条件下にある病院勤務医師に対し、勤務状況に応じた適正な労働対価として地域手当を設け支給することによるものでございます。

なお、地域手当の月額につきましては、給料、扶養手当及び管理職手当の合計額の100分の15以内といたしております。よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。

議長 以上で理事者の説明は終わりました。

(追加)

議長 次に、追加日程第2、意見書案第2号「市立宇和島病院の保険医療機関指定継続を求める意見書(案)の提出について」を議題といたします。

事務局長に朗読いたさせます。

九鬼事務局長 「市立宇和島病院の保険医療機関指定継続を求める意見書(案)」。

市立宇和島病院は、南予救命救急センターや宇和島圏域最大拠点病院、脳死移植臓器提供病院、地域がん診療連携拠点病院、病院群輪番制病院、地域周産期母子医療センター、小児救急医療支援病院、エイズ治療拠点病院、原爆被爆者一般疾病医療取扱病院、医師臨床研修病院等の指定を受けており、宇和島圏域はもとより愛媛県南予地域や高知県との県境地域を含めた広範な地域の拠点病院として機能し、この地域には同病院にかかわるべき医療機関はほかにないのが実態である。

同病院においては、このたび保険診療報酬の不正請求等を行ったとして、厚生労働省などによる共同監査を受けたところである。こうした不正請

求等に対する行政上の措置として、同病院に最も重い処分が科せられた場合、宇和島圏域の地域医療は危機的な状況に陥ることになり、地域住民への影響ははかり知れないものになる。地域住民が安心して医療を受けられる体制を確保するためには、引き続き同病院で保険診療が受けられることは欠かすことのできない要件である。よって、国におかれては、保険医療制度の公正・公平な運用を図ることも必要ではあるが、まずは地域にとって必要とされる医療を確保するという前提に立って保険診療機関に空白が生じないように、同病院に対する保険医療機関の指定について、特段の措置を強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月4日、愛媛県西予市議会。

提出先、衆議院議長河野洋平外5名。

以上です。

議長 ただいま議題となっております本案は、会議規則第37条第2号の規定により提案理由の説明を省略することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております意見書案第2号「市立宇和島病院の保険医療機関指定継続を求める意見書(案)の提出について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員です。よって、意見書案第2号は原案のとおり決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次回は明日3月5日午前10時より一般質問を行います。

散会 午後3時34分

平成20年第1回西予市議会定例会会議録(第2号)

- 1.招集年月日 平成20年3月5日
 1.招集の場所 西予市議会議場
 1.開 議 平成20年3月5日
 午前10時00分
 1.散 会 平成20年3月5日
 午後 2時46分

1.出席議員

- 1番 田 中 剛
 2番 松 山 清
 3番 宇都宮 明宏
 4番 松 島 義幸
 5番 元 親 孝志
 6番 嶋 川 武文
 7番 沖 野 健三
 8番 森 川 一義
 9番 亀 井 秀男
 10番 名 本 修三
 11番 河 野 作生
 12番 藤 井 朝廣
 13番 浅 野 泰義
 14番 浅 野 忠昭
 15番 三 好 幸夫
 16番 岡 山 清秋
 17番 酒 井 宇之吉
 18番 兵 頭 勇
 19番 山 本 英男
 20番 山 本 昭義
 21番 梅 川 光俊
 22番 鍵 原 芳和
 23番 菊 地 ミスギ
 24番 宇都宮 二郎
 25番 岡 田 周三
 26番 山 本 安男
 27番 平 野 武男
 28番 大 竹 忠盛
 29番 二 宮 元
 30番 坂 本 隆重
 31番 浅 野 豊重

1.欠席議員

なし

1.地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

市 長 三 好 幹 二

- 副 市 長 別 宮 静
 副 市 長 三 好 藤 治
 教 育 長 二 宮 宇 明
 会 計 管 理 者 森 英 二
 総務企画部長 清 水 忠 夫
 産業建設部長 安 藤 芳 夫
 生活福祉部長 武 田 勉
 教 育 部 長 上 甲 福 重
 明浜総合支所長 小 玉 岩 康
 野村総合支所長 三 瀬 通 忠
 城川総合支所長 吉 良 孝 一
 三瓶総合支所長 鶴 岡 康 年
 消防本部消防長 中 野 竹 夫
 総 務 課 長 炭 倉 貞 明
 財 政 課 長 河 野 敏 雅
 企画調整課長 清 水 享 司
 監 査 委 員 池 畠 賢 治

1.本会議に職務のため出席した者の職氏名

- 事 務 局 長 九 鬼 則 夫
 議 事 係 長 井 上 千 浪

1.議 事 日 程 別紙のとおり

1.会 議 に 付 し た 事 件 別紙のとおり

1.会 議 の 経 過 別紙のとおり

議 事 日 程

1 一般質問

2 議案第11号 西予市一般廃棄物処理施設等建設基金条例制定について

議案第12号 西予市後期高齢者医療に関する条例制定について

議案第13号 西予市職員の期末手当及び勤勉手当の特例に関する条例制定について

3 議案第14号 西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第15号 西予市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第16号 西予市一般職の任期付職員

- | | | | |
|-------------|--|-------------|---|
| | の採用に関する条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 3 1 号 | 西予市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について |
| 議案第 1 7 号 | 西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 3 2 号 | 西予市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について |
| 議案第 1 8 号 | 西予市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 3 3 号 | 西予市単独市営住宅条例の一部を改正する条例制定について |
| 議案第 1 9 号 | 西予市特別会計条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 3 4 号 | 西予市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定について |
| 4 議案第 2 0 号 | 西予市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 3 5 号 | 西予市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 議案第 2 1 号 | 西予市母子家庭医療費助成条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 3 6 号 | 西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 議案第 2 2 号 | 西予市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例制定について | 6 議案第 3 7 号 | 市道路線の廃止について |
| 議案第 2 3 号 | 西予市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 3 8 号 | 市道路線の認定について |
| 議案第 2 4 号 | 西予市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 3 9 号 | 西予市営土地改良事業の施行について |
| 議案第 2 5 号 | 西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について | 7 議案第 4 0 号 | 字の区域を新たに画することについて |
| 議案第 2 6 号 | 西予市居宅介護支援事業所設置条例の一部を改正する条例制定について | 8 議案第 4 1 号 | 平成 1 9 年度西予市一般会計補正予算(第 6 号) |
| 議案第 2 7 号 | 西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について | 9 議案第 4 2 号 | 平成 1 9 年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第 2 号) |
| 議案第 2 8 号 | 西予市小集落改良住宅管理条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 4 3 号 | 平成 1 9 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第 2 号) |
| 議案第 2 9 号 | 西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 4 4 号 | 平成 1 9 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号) |
| 5 議案第 3 0 号 | 西予市明浜ふるさと創生館条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 4 5 号 | 平成 1 9 年度西予市老人保健特別会計補正予算(第 3 号) |
| | | 議案第 4 6 号 | 平成 1 9 年度西予市介護保険特別会計補正予算(第 4 号) |
| | | 議案第 4 7 号 | 平成 1 9 年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第 5 号) |

議案第 4 8 号	平成 1 9 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 3 号)	議案第 6 7 号	西予市病院事業職員の諸手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 4 9 号	平成 1 9 年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第 4 号)	本日の会議に付した事件	
議案第 5 0 号	平成 1 9 年度西予市上水道事業会計補正予算(第 4 号)	1	一般質問
議案第 5 1 号	平成 1 9 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第 2 号)	2	議案第 1 1 号 西予市一般廃棄物処理施設等建設基金条例制定について
1 0 議案第 5 2 号	平成 2 0 年度西予市一般会計予算		議案第 1 2 号 西予市後期高齢者医療に関する条例制定について
1 1 議案第 5 3 号	平成 2 0 年度西予市授産場特別会計予算		議案第 1 3 号 西予市職員の期末手当及び勤勉手当の特例に関する条例制定について
議案第 5 4 号	平成 2 0 年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	3	議案第 1 4 号 西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 5 5 号	平成 2 0 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算		議案第 1 5 号 西予市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 5 6 号	平成 2 0 年度西予市国民健康保険特別会計予算		議案第 1 6 号 西予市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 5 7 号	平成 2 0 年度西予市老人保健特別会計予算		議案第 1 7 号 西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 5 8 号	平成 2 0 年度西予市後期高齢者医療特別会計予算		議案第 1 8 号 西予市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議案第 5 9 号	平成 2 0 年度西予市介護保険特別会計予算		議案第 1 9 号 西予市特別会計条例の一部を改正する条例制定について
議案第 6 0 号	平成 2 0 年度西予市簡易水道事業特別会計予算	4	議案第 2 0 号 西予市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について
議案第 6 1 号	平成 2 0 年度西予市農業集落排水事業特別会計予算		議案第 2 1 号 西予市母子家庭医療費助成条例の一部を改正する条例制定について
議案第 6 2 号	平成 2 0 年度西予市公共下水道事業特別会計予算		議案第 2 2 号 西予市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例制定について
議案第 6 3 号	平成 2 0 年度西予市上水道事業会計予算		議案第 2 3 号 西予市デイサービスセンタ
議案第 6 4 号	平成 2 0 年度西予市病院事業会計予算		
議案第 6 5 号	平成 2 0 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算		
1 2 議案第 6 6 号	西予市農林漁業後継者住宅条例の一部を改正する条例制定について		

	一条例の一部を改正する条例制定について	7	議案第40号	字の区域を新たに画することについて	
議案第24号	西予市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	8	議案第41号	平成19年度西予市一般会計補正予算(第6号)	
議案第25号	西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について	9	議案第42号	平成19年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)	
議案第26号	西予市居宅介護支援事業所設置条例の一部を改正する条例制定について		議案第43号	平成19年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第2号)	
議案第27号	西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について		議案第44号	平成19年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	
議案第28号	西予市小集落改良住宅管理条例の一部を改正する条例制定について		議案第45号	平成19年度西予市老人保健特別会計補正予算(第3号)	
議案第29号	西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について		議案第46号	平成19年度西予市介護保険特別会計補正予算(第4号)	
5	議案第30号	西予市明浜ふるさと創生館条例の一部を改正する条例制定について		議案第47号	平成19年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)
	議案第31号	西予市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について		議案第48号	平成19年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
	議案第32号	西予市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について		議案第49号	平成19年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
	議案第33号	西予市単独市営住宅条例の一部を改正する条例制定について		議案第50号	平成19年度西予市上水道事業会計補正予算(第4号)
	議案第34号	西予市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定について		議案第51号	平成19年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第2号)
	議案第35号	西予市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について	10	議案第52号	平成20年度西予市一般会計予算
	議案第36号	西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について	11	議案第53号	平成20年度西予市授産場特別会計予算
6	議案第37号	市道路線の廃止について		議案第54号	平成20年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
	議案第38号	市道路線の認定について		議案第55号	平成20年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算
	議案第39号	西予市営土地改良事業の施行について		議案第56号	平成20年度西予市国民健康保険特別会計予算

- 議案第 5 7 号 平成 2 0 年度西予市老人保健特別会計予算
- 議案第 5 8 号 平成 2 0 年度西予市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 5 9 号 平成 2 0 年度西予市介護保険特別会計予算
- 議案第 6 0 号 平成 2 0 年度西予市簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 6 1 号 平成 2 0 年度西予市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 6 2 号 平成 2 0 年度西予市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 6 3 号 平成 2 0 年度西予市上水道事業会計予算
- 議案第 6 4 号 平成 2 0 年度西予市病院事業会計予算
- 議案第 6 5 号 平成 2 0 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算
- 1 2 議案第 6 6 号 西予市農林漁業後継者住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 6 7 号 西予市病院事業職員の諸手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

開議 午前10時00分

議長 本日は大勢の傍聴まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は31名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(日程1)

議長 日程第1、これより一般質問を行います。

この際、申し上げます。

各議員の発言は申し合わせの発言時間15分以内でお願いいたします。質疑については2回までとし、あわせて5分以内でお願いいたします。

通告順に質問を許可いたします。

まず、16番岡山清秋君。

16番岡山清秋君 おはようございます。

私も4年のこの任期、最後の年でありまして、間もなく任期切れとなるわけではありますが、この任期最後の一般質問ということで、ここに登壇するというのが最後になるかもしれませんということで、きのう床屋に行きました。若干首の方が寒くなりまして、ちょっと声がかれるかもしれませんが、お許しいただきまして一般質問をさせていただきたいと思います。

それでは、議長より質問の許可をいただきましたので、お手元に配付いたしております4点につきお尋ねをいたします。

まず、1点目ではありますが、スポーツ立市についてであります。

西予市は4年前、三好市長みずからがスポーツ立市構想をうたわれており、5町が合併をして海から山までの自然環境と景観のすばらしさと気候、風土で多種多様な特色ある地域ごとに親しむスポーツがあり、地域の活力に大きな役割を占めております。既に西予市は健康の町、交流の町、人が育つ町となることを目指しておりますが、9年後いわゆる2017年には、本県で国体が開催されることから、郷土の国体選手を育成するということを視野に入れて西予市スポーツ振興計画を策定し、スポーツ関係団体と行政が後押しをして積極的に取り組みがなされるはずであると私は思っておりました。ここへ来てみまして、残念ながら目立った愛媛国体に向けての準備もなく、先般

の体育振興課関係の報告によりますと、西予市内の体育指導委員の大幅な削減計画があると聞きました。市長のやろうとするスポーツ立市、これは一体何を意味するものか、心配になるものであります。

また、各地域における体育関係の設備の老朽化も見受けられ、全く修理等も取り組みがなされておりません。何も手をつけていないが現状であり、旧町時代に設置をした各地区における運動場の夜間照明施設も壊れて使えない地区もあります。点検整備を急務をしているところがあるにもかかわらず、財源がないということで、何ら対応をされてないままであり、各団体に不便をかけていることを市長はご存じでありませうか。単に予算がないからといって、ほうっておいていいのでしょうか。市長のスポーツに対するお考えと現実とは随分かけ離れた状況にあると私は考えますが、この辺のお考えをどうなのか、まず1点お伺いをいたしておきます。

次に、2点目ではありますが、私は余り好きでない言葉であります限界集落についてお尋ねをいたします。

この質問は、前定例会の折にもお尋ねがありました。私も角度を変えてお尋ねをしてみたいと思っておりますが、まず集落機能としては、1つ、資源管理機能、2つ、生産補完機能、3つ、生活扶助機能、この3つが掲げられます。まさしく過疎の進行と住民の高齢化が進む中、集落機能が維持できなくなってしまい、このような集落における65歳以上の人口が50%以上であり、集落機能の維持が困難になる集落が限界集落と表現されるようになりましてけれども、西予市の現状は337集落、うち限界集落と言われる箇所が64集落であろうと考えられます。10年後には全集落の69ないし70%が限界集落になることも推測されます。私は城川町の出身でありますけれども、城川町でも62地区のうち限界集落は17地区で27.4%となります。55歳以上が50%以上の集落、53地区であり、85.5%が準限界集落となるのが現状であります。このような中で集落機能をどのように保全、保持していくのか、これには限界集落の再編等も考慮に入れる必要があるかと考えます。施政方針の中でもこれを最重点的に取り組まなくては西予市の将来はないのではないかと考えますが、市長の考えを伺っておきま

す。

あわせて、独居老人等の対策であります。が、限界集落の再編等はすぐさまできる事業ではありません。それまでの措置として、今西予市が取り組もうとしているCAテレビ事業の中に光ファイバーを使った防災システムづくりができないか。ワンタッチであらゆる機関への連絡網が可能となり、本庁はもとより消防本部、警察等々にも即座に対応ができ、高齢者の状況が把握できるシステムづくりができれば、全国でもいまだ行政で行われているところがないようでありますけれども、中山間地である西予市だからこそ、これらが必要とされる事業であり、これこそが老人が安心と安全に今後暮らせるまちづくりではないだろうかと思えます。現実、奥地に住む方は、やはりそこに愛着があり、長年住みなれたところを離れることには抵抗があると思われま。単にむだな予算を使って行っている事業等はいま一度見直し、真に求められている事業こそが、市民は待っていると私は思うわけでありま。夢を現実にするのは行政の力であり、市民の税金のむだ遣いは無視できませんけれども、市民が安心・安全に暮らせるためのむだ遣いは大いにすべきであると私は考えますが、お考えを伺っておきま。

次、3点目になりますが、生活福祉バスについてお尋ねをいたしておきま。

これまで隔々まで行き渡る福祉行政のサービスにご尽力をいただいている三好市長の手腕には、心から敬意をあらわすものでありま。

平成18年10月1日から野村地区、城川地区に生活福祉バスの運行が開始されて1年と6カ月になりましたが、城川地区においては、その間路線の見直し、また野村病院までの路線延長、これらを含め今日に至っておりますけれども、西予市生活福祉バス運行については、城川町利用者数は、平成18年は発足当時であり、年間332人の利用で、非常に低調での滑り出しであるようでありました。平成19年度は年間推測で1,773人のうち障害者が38人で、料金徴収者は1,745人で17万4,500円の歳入であるようでありま。平成20年4月からは新しく後期高齢者医療制度が始まり、国が全国一律に定めた制度で、保険料は均等割と所得割額の合計額となり、医療機関で診療を受けたときは、自己負担額は一般の方で1割負担となります。新制度の発足

等もあり、財政的な考えも考えられますが、まず1点目に、福祉バスの無料化、2点目に、路線運行バス時間等の変更等について今後も可能なのか、またその手続に要する期間はどの程度必要なのか伺っておきま。

なお、今回通告はしておりませんけれども、追加で1点お尋ねをしておきま。市内には福祉バス以外に路線廃止バスに伴う代替バス、宇和地区の生活交通バス、これらを初め機能訓練バス、温泉バス等が運行されております。それぞれ内容と目的の違いはあるわけでありま。が、路線バス代替バス利用住民の声として、料金等にさまざまな格差があるように聞いております。住民サービスが不平等にならないような格差のない施策を願うものでありま。が、いかがお考えであるのか、伺っておきま。

最後に、4点目になりますけれども、林家への救済についてお尋ねをいたしま。

今や林業を取り巻く環境は極めて厳しく、林業従事者の高齢化や木材価格の低迷など、長い期間厳しい状況が続いております。経営管理が放棄される、いわゆる放置林の増加が多く、山林荒廃が懸念されているところでありま。

一方、地球温暖化防止の対策や持続可能な循環型社会のために林業の再生が強く求められております。このために林業再生の課題である素材生産コストの縮減の方策として、簡易で耐久性の高い作業路網の整備と高性能林業機械の導入が一体となった効率的な間伐施業システムの導入が林業再生に大きな効果を発揮するものと期待され、今現実化しております。木材住宅の地域産材使用についての補助金や林内作業道網の開設補助金、あるいは間伐促進のための間伐材代の補助金などが、現在すべてが半減している今、夢の持てる林業経営を維持するための施策として、新たな事業メニューを検討されているところでありま。けれども、山積された課題の解決にはまだまだ時間がかかるようでありま。林家への救済は急を要することでありま。林家の再生こそが、私は大きくは西予市のような林業を主要産業とする地方の再生であると私は考えるものでありま。が、市政の対策、どう考えておられるのかお伺いし、私の質問を終わります。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、私の方から、最初の質問についてお答えいたしますが、その前に、今回の一般質問、私どもや皆さん方の任期の最後の一般質問になるわけでございます、また本日はこのように多くの方が傍聴いただきましたことを改めて厚くお礼を申し上げたいと思います。

西予市の発足以来、ともに西予市の建設にいろいろご指導をいただきました、また西予市の建設にいろいろな方面でお助けをいただいた議員の皆さん方に、この場をかりまして厚く感謝を申し上げる次第でございます。

今回はこの一般質問、その集大成の一般質問になるかと、このように思っております。思いを込められた一般質問になるかと思ひますし、また今もそのようにされましたが、私どもも心を込めて回答をいたしたいと思ひますので、よろしくお願ひを申し上げます。

それでは、岡山議員の一般質問でございますが、岡山議員、皆さんもご案内のとおり、スポーツに対する強い熱意のある議員さんでございます、とりわけ厳しい今の質問もあったと思ひますが、そのスポーツ立市のことについてお答えをさせていただきますと思ひます。

愛媛県国体に向けての取り組みにつきましては、相撲競技会場が当市に内定をしております。他の競技についても西予市で実現可能であれば、今後取り組みを進めていきたいと考えておひまして、水面下にいろいろ交渉をしているところでございます。

国体選手の育成につきましては、野村高校が競技力向上へ向けた指定校となりましたので、今後期待をいたしたいと考えておひます。

昨年3月に制定いたしました西予市スポーツ立市振興計画の基本理念に、教育的機能、経済的機能、社会的機能を掲げ、さらに5つの基本目標を掲げ実現に向け計画を推進しているところですが、すぐれた選手を育成するには、スポーツに親しむことから入らなければなりません。そのために基本理念の一つとしておひます総合型地域スポーツクラブの設立を目指すとともに、子供のスポーツの普及、体力の向上など運動部活動の振興が大切であります。現在西予市では、旧町ごとに年次計画による設立を目指しておひまして、平成20年度に三瓶地区におきまして、まず設立の予定であります。総合型スポーツクラブを育成するこ

とは、地域形成機能を高めるとともに、クラブづくりには人づくりにつながるものと考えておひます。多くの方が加入いただけるよう支援をしていきたいと考えておひます。

また、4月から、今回の予算にも計上をさせていただきますおひますけれども、愛媛大学と連携をいたしまして専門的知識を有する指導者を雇用して総合型地域スポーツクラブの成立、育成とジュニアスポーツの充実を図りたいと考えておひます。

体育指導委員につきましては、西予市の非常勤職員として各種スポーツ大会の企画立案、技術的な指導、スポーツ組織の育成等を推進していただくものでありますので、近隣市町との均衡を保って委員定数を40人以内とさせていただきます。今後ともスポーツ振興にご支援、ご協力をお願いいたします。

それから、照明施設の老朽化に伴う修繕等につきましては、学校における夜間照明施設について、業者による全施設の点検を終えましたところでありまして、今後計画的に修繕計画を実施することとしておひます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 清水総務企画部長。

清水総務企画部長 それでは、岡山議員のワンタッチ防災システム関係についてお答えをいたします。

現在、市内の65歳以上のひとり暮らしの高齢者は3,131人ありますが、市ではひとり暮らし高齢者及びひとり暮らしの身体に重度の障害がある人への対策として、協力員、民生児童委員、消防署と連携を持ち、緊急通報体制と整備事業を実施しており、対象者の約8%に当たる希望者256人に対して緊急通報装置を貸与して設置してあります。

この緊急通報装置は、急病や災害、その他の緊急時に迅速かつ適正に対応することができるように、専用の緊急ボタンを押すことで、一般電話回線を利用し、受話器を持たずに会話することができます。必要な措置を講じるとともに、親族や近くの協力員に連絡し、消防署や病院など関係機関へ連絡できるようになっておひます。

さて、岡山議員のご質問のとおり、限界集落問

題や高齢者状況をかんがみますと、確かに将来を見据える上では、ワンタッチ防災システムづくりも視野に入れていく必要性は十分あるのではないかと考えておりますが、しかし現在市が取り組んでおりますケーブルテレビ事業は、高速通信及びデジタル放送に対応するために、市内全域に光ファイバーケーブル網を敷設して、市民の皆様へ通信サービス及び行政情報や議会情報、地域の情報などの放送サービスを提供するインフラ整備を行うものでございます。したがって、当初のCATV事業構想の段階から防災システムの構築を図る計画は持ち合わせておりませんでしたので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 武田生活福祉部長。

武田生活福祉部長 岡山議員からのご質問、第3点目の福祉バスについてお答えを申し上げます。

福祉バスは地域住民の交通手段の確保を図り、それをもって福祉の向上に寄与することを目的に、平成9年11月から宇和町において、また平成18年10月からは、野村・城川地区においても同様の趣旨により運行を実施しているところでございます。

この福祉バスの利用料金につきましては、条例で定めているところの1回につき片道100円を利用者に負担をいただいているところでございます。

議員ご質問の1点目、運賃の無料化についてでございますけれども、市では、平成18年10月から野村・城川地区で福祉バスを廃止するに当たりまして、料金体系について鋭意協議した結果、利用1回につき100円と市内の福祉バス料金を統一した経緯がございます。議員ご指摘のとおり、料金の無料化を初め、現在でもその利用料金につきましては、高いあるいは安いとさまざまなお意見もございます。この100円という料金設定が適切であるかどうかにつきましては、今後類似事業実施自治体などの例、これらを参考にしながら、また市の財政状況等も踏まえ、あらゆる角度から検討してまいりたいとこのように存じております。

次に、2点目の時間の変更及び路線の見直し

等々についてでございますが、平成18年10月1日の道路運送法の改正によりまして、従前の許可制から登録制へと変更となっております。福祉バスの運行路線に係ります廃止及び変更等につきましては、市町村が設置する地域公共交通会議の協議が必要となっておりますところでございます。本市におきましても、昨年5月に地域公共交通会議を立ち上げ、必要なダイヤ及び路線変更等の事案が発生した場合には交通会議を開催し、対処することとしておるところでございます。この具体的な一連の手続の流れをご説明申し上げますと、まず地域からの要望等が出された後、地域公共交通会議での協議を経て、最終的に四国運輸局からの登録証の交付を受け、利用者への周知をもって一連の手続が終了いたすところでございます。この間に要する期間といたしましては、おおむね3カ月から5カ月程度必要となっております。参考までに、昨年8月の実施例を申し上げますと、城川の地域での福祉バス路線の延長による利用者の増加の例がございます。これは地域からの強い要望に沿ったものでありましたが、昨年8月に地域公共交通会議での最終協議を経て9月から野村病院まで延長する路線変更を行ったところ、その効果によりまして路線変更前と比較しますと、利用者が5倍に増加したという実績も上がっているところでございます。

なお、制度上、競合する区間におきましては、乗降できません等のこういった規定もございしますが、今後市といたしましても、地域の皆様からの声を広く酌み取り、利用者ニーズに沿った福祉バスの運用に取り組んでまいりたいとこのように存じております。今後とも貴重なご提言、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

議長 安藤産業建設部長。

安藤産業建設部長 岡山議員の4点目、林家への救済についてお答えいたします。

森林・林業を取り巻く環境は、国産材利用の回復の兆しがあるものの、木材価格の低迷、林業従事者の減少、高齢化の進行などの要因により、十分な間伐など手入れの行き届かない森林が多いものの、今後伐期を迎える人工林の急増が見込まれることから、今こそ適切な間伐等の推進による森

林整備と木材の利用拡大をついた森林・林業の再生と山林の活性化を図っていくことが重要な課題であると思っております。

西予市におきましては、木材資源の需要拡大を目指した西予市産材木造住宅建設促進事業や間伐材出荷促進対策事業等により積極的に林業育成施策を行っており、成果が上がっておりと感じております。今後、さらに林業振興を図るため、川上から川下までの連携した施業、経営の集約化、生産・流通・加工の徹底したコスト縮減により安定した供給を行い、需要の拡大について林業家の還元をふやす必要があると思っております。

また、地球温暖化に向けた森林吸収源対策では、森林が極めて重要な役割を果たしていることから、引き続き森林整備を推進するため、新規事業を初め各種補助事業の導入を検討し、美しい森づくりを推進してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 16番岡山清秋君。

16番岡山清秋君 それぞれ答弁していただきました。皆さんそれぞれがきれいな答弁をしていただきましたが、私は4点についてそれぞれまた再質問をさせていただきますが、市長、先ほど言われました体育指導委員の大幅な削減、私言いました。市長は単に40人の定数にしたと言われましたけれども、これまで西予市の定数、指導委員の定数、何人かおわかりですか。当然知っておられると思います。これは教育長にお尋ねした方がいいかもかもしれませんけれども、私の手元には、先般の西予市の体育指導委員会の資料がございますが、体育指導委員の規則並びに現在の定数等々の問題についての資料がありますけれども、これまで西予市は70人の定数でありました。これが一挙に40人という定数になった。30人という者を減らされたわけです。今市長が合併当初から言っておられる、体育関係についても言っておられる中の市長の所信の中に1点入っております中で、体育振興というものを大事にしなければならないと言っておられるにもかかわらず、体育に関する指導委員というものを大幅に、約半数程度の者を今回削減される、このことについては、何でこのような大幅な削減をされたのか。予算的なものがあるのならば仕方がないんですけども、そ

こらあたりのこと、所管の課長に聞いてみますと、予算的なものは70人から40人にしても変わらないということは、今までの70人分の入り用というものは40人で賄うということ、予算が変わらないということですから。でもそれは、私は考えが違おうと思うんですよ。予算的なもんじゃないと思うんです。なぜ人数をこんだけ減らさなければならないのか。指導委員の当事者、城川の場合は、今13人ですか、おりますけれども、今度6人になると言っておりますけれども、この13人の方は、私らは手当なんか要らないよと。ボランティアでやっているんだから、何もそんなお金が問題じゃないと言っております。私はこれが本当だろうと思います。あえて私は城川のことを言いますけれども、城川町は今城川オリンピック、ご存じのオリンピックやら、またいろんな体育事業等やっております。駅伝等々やっております。その中で体育指導委員のこの13名の方の活躍というものは、私は自分も体協関係、役をしております関係上、わかっておると思うんですけども、率先して彼らが、何もこちらから言わなくてもお手伝いに来てくれます。その彼らの声というものは、まだまだ本来ならばもっともっとふやしてほしいというところの中で、今このような大幅な、特に城川の場合、半数以下になるということはいかななものか。そこらあたり教育委員会関係で話があったらと思います。当初私がこの話を聞いたのは2月の半ばでした。そのときには、体育振興課の方も言われました中で、今各市内でそれぞれの町で駅伝等々冬はやっておられます。この中の言葉として、職員の方が言われた、私本当にびっくりしたんですけども、今それぞれ各支部でやっておられる駅伝は、極力やめてください。一つにまとめて西予市でやってくださいという声を職員が言われました。私はこれを聞いて、何ということ言うんだろうと思いましたが、市長がこれだけせつかく市長レベルで話をされている体育振興をしなければならないと言っておられるにもかかわらず、職員の方がそういうことを発せられるということは、極力少なくしてください、行事を少なくしてください、これは市長の考えと相反するところがあるのではないかと私は思います。これでは幾ら市長がスポーツ立市をと言っても、なかなか前向きにいかないではないか、この西予市はいかないんじゃないか、そ

こらあたりの心配をしたわけでありませう。そういつたことが重なつて各施設の修繕等々も後回しになつてゐる。恐らくそれは市長さんはわかつておられないんじゃないかと、今までの事情が。すべて教育委員会で、もう悪いですけれども、とまつてゐるんじゃないかといふやうな感じがいたします。事実私が2月にこの会のお話をお聞きしたときには、教育委員会関係の方に聞きましたときには、この指導委員の定数等の問題についても、市長さんはご存じなんですかと私はあえて聞きました。その時点では、まだ市長までは上がつてないと。これ市長さん聞かれたら、本当びっくりされますよといつたんですけれども、事実そういうことがありました。そういうこともあわせて言つておきます。

それから、CAテレビ事業の中で当初取り組みがなされてないといふことで、今言つても恐らくそれは確かにそのとおりだろつと思ひますけれども、やはりいろいろなこと事業をやる中では、将来を見据えた上で、何年先の見据えた上でやつておられると思ひますよ。先ほど総務部長が言われましたけれども、当初にその予定が入つていない。CAテレビ事業をやるといふことについては、それらあたりは当然考えられるべきであると思ひます。だつたら何で最初にこの構想も入つてなかつたのかと思ひわけでありませうが、そこらあたり再度煮詰めていただきたいと思ひます。

議長 簡潔にお願ひいたします。

16番岡山清秋君 ごめんなさい。

路線バスについては、先ほど本言われましたけれども、いろいろなバス、実際温泉バスがただで、早口で言へば温泉バスがただで、三瓶から城川町で行くのにただで行く。ただ城川町から杉之瀬の診療所まで行くのに、病気の方が苦勞をして家を出てそのバスに乗つていかれる。何でお金を取るのかと、端的に言へばそういうこともあります。そこらあたりの均等な、やはりバスといふものは統一した方が、西予市内のバスは、いろいろなバスの方法ありますけれども、統一された方がいいんじゃないかと思ひます。

それから、林業につきましては、先ほど部長が言われましたけれども、やはり林業で一番大事なのは、今川上から川下までと言われましたけれど

も、川上の、一番の川上におられる方のことを本当に部長さん思つておられるんですか。そこらあたりが私はわかつてないと思ひます。一番の川上いわゆる山方で一番先に仕事をされる方、重労働されておられる方が考えられてないんじゃないか。ただそれから下のこと、川下のことばかりきれいごとばかり並べられてゐるんじゃないかといふやうな気がいたします。やはり一番今の西予市の中で山をいろられる方は、一番先にいろつ、その山方で、私もそういうことに携わつておりますので、一番わかりますけれども、一番ご苦勞されるのは山方です。一番の川上の方です。その方のことを本当に思われてない。今行政ではきれいごとを並べておられます。いろいろな補助がある、だからやれるんだといつておられますけれども、実際に法人化された方、いわゆる城川の場合は、林業会社がありますけれども、そういう方には補助があります。しかし、一番の山方の一人一人が一人で山を守つておられる方、その方については、何ら対応策がないといふことを私は言ひたいんです。そこらあたりのことも考へていただく余地がないかといふことを言つておきます。

議長 10分になりましたので。

上甲教育部長。

上甲教育部長 岡山議員さんの再質問のうち、体育指導委員につきてご答弁をさせていたきたいと思ひます。

体育指導委員さんにつきては、岡山議員さん初め大変スポーツ振興につきてご協力をいただいておりますことを重ねて厚くお礼を申し上げたいと思ひます。

70名の定数につきては、合併時に調整ができなかつた関係もありまして、現在まで70名の定数を維持しておりました。18年の第1回の定例会の中で、他の議員さんからも指導委員の定数についての質疑がありまして、その段階で体育指導委員さんは2年の任期でありますので、今後2年間の中で調整をさせていただひいて、定数を減にしたいといふ答弁をさせていただひいておりますが、今回他の市町村の定数なども見比べた上で40名といふ定数にさせていただきます。この体育指導委員につきては、岡山議員さんもご存じのとおり、スポーツ振興法に基づく関係での体

育指導委員でありますので、現在宇和島市が30名、八幡浜市が27名、大洲市が41名、伊予市が30名というような状況でありますので、体育指導委員会、理事会等にも諮りまして40名という定数にさせていただきました。大変今までと人数は減りますが、より一層ご協力をお願いしたらと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、岡山議員の再質問の2点目と4点目について回答をさせていただきます。

CATVの問題でございますけれども、このことにつきましては、ご指摘のことが非常にあるかと思っております。限界集落等の問題の中で、できるならやっただいいいんではないかというのは、内々では今協議をしておるところであります。精度がそこまで、技術的なものでいけるかどうかという問題があるわけでありまして、そのところができるとしたら、当初からそういう中に入れるのもいいのではないかという案は持っているところでございます。

4番目の川上の林業の大切さと言われましたが、これは私も本当に思っているところでありまして、私も子供のときから、小学生から山に木苗植えをやった人間でございます。したがって、川上の大切さというのを非常に思っております、それは岡山議員と同じ気持ちだと思っております。

そういう中で、私は西予市産材の建設に対する助成あるいは西予市産材に対する公共施設の活用ということをやらせていただきまして、それは川上に対する思いを込めてやらせていただいております。ぜひともご理解をいただきたいと思っております。

しかし、この川上を守るためにはどうしたらいいかということになりますと、国の制度上の問題があって、私たちは、やはり議員の皆さんも私も同じであります。住民の皆さんの安心あるいは生活の安定を目指すためには、国に対して提言をしていかないといけない。私はこれは政治的な構造的な問題があると。だから外材の輸入に対してどうするか、あるいは不当伐採に対する外材の輸入に対してどうするか、そういう構造的な問題

から提言をしていく必要があります。ともにその運動をやらせていただいたらとこのように思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 武田生活福祉部長。

武田生活福祉部長 岡山議員の再質問のバスの関係につきましてご答弁をさせていただきます。

いろいろなバスがございます。路線バスそしてさらには福祉バス、そしてリハビリあるいは温泉バス等々、市内の中でこのようにバスが走っているところがございますが、これを統一したらというご質問であろうと思っております。

料金体系につきましても、あるいはほかの関係につきましても、これは競合区間につきましては、乗りおりができないという国の制度上がありまして、なかなか統一も難しいところでありまして。

しかしながら、できないからといってそのままにするわけにはまいりませんので、今後はこれらのごことを統一あるいは研究しながらこの問題に当たっていきたくとこのように考えておりますので、よろしくご意見申し上げたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 次に、2番松山清君。

2番松山清君 西予市議会1期目の最終の一般質問となりましたが、平成20年第1回定例議会で質問の機会を得ましたので、今気になっていることの一端を述べ、通告に基づき質問いたします。

西予市議会は、4年前31名の議員で出発しました。合併すると一般質問の内容も港湾関係から酪農や林業関係など多岐にわたり、旧宇和町時代と比べるとこれまで考えもしなかった幅広い問題が西予市にはあるということを実感したものであります。合併を決定する前の段階では、サービスは高く、負担は低くという合い言葉で、国も地方に合併を迫りましたが、合併後4年間の実態は、その言葉とはほど遠いものでした。そのため市民の中には、いまだに合併しなかった方がよかったと言われる方も多いのですが、もうそろそろ一つになろうよという段階に差しかかってきました。合併特例債などにより多くの事業が実現し

ました。議員定数の削減や職員数の減少など確実に行政コストも下がっていると思います。国自体が借金まみれでどうしようもない状態、その中でいわゆる税金などのむだ遣いやあいまいさが至るところに見られるありさまを見て、国民は国に対して不信感を抱いていますが、西予市の合併は誤りのない選択だったと自信を持って言えるよう、次のステップへ進んでいかなければならないと私は考えております。

来年度予算案では、宇和中学校の修学旅行での松本市開智学校訪問の補助金が削減され、市内代表20名での交流訪問という形になっており、正直申しまして、これまでの伝統が寂れていくのでは、それくらいは継続してもらえないだろうかと心配な気持ちになりました。

しかし、行政の補助で宇和中生だけが松本市に行くというのも、西予市全体から見るとあるべき姿とは言えず、財政難の中で理事者の改革にも一定の理解を示さなければならぬのだからと思えます。宇和中生全員が行くことよりも代表の20名が交流や歴史の研究などを通じて、今後はより多くの成果を上げてくれることを期待しております。

姉妹間提携をしている松本市の人々の温かさ、姉妹市町提携をしている北海道黒松内町の皆さんの熱い心などを今後も忘れることなく引き継いでいきたい。また、多くの市民に知ってほしいものであります。

さらに、つけ加えておきたいのは、開明学校が宇和町にできた意味、それを建設した宇和の人々の思いを後世の心にしっかりと刻み込むこと、先人たちの教育に対する情熱を子供たちによく理解してもらいたいということです。明治2年に町内の勉学意欲高まりを受け、町民有志5名が中心となり学校の原型である申義堂をつくりました。それでは手狭となり、明治15年にさらに多くの町民が費用を寄附して洋館風の開明学校ができ上がりました。このような教育に対する町民の熱意があったからこそ開智学校との縁も生まれ、それが中学生の松本市訪問へとつながったのだと思っております。その先人方の教育への情熱と思いをこれからも子供たちに確実に伝える教育をしてほしいと私は思います。

合併第2ステップへ移行するに当たり、改革を進めるべき点と忘れてはならないこと、これまで

先輩が築かれた精神も大切にしながら西予市の未来へ誤りのない道を歩んでいきたいのであります。そのために今西予市がすべきことは何かについて質問いたします。

まず初めに、JR卯之町駅前再開発とJA本所土地取得についてお伺いいたします。

平成19年3月に策定された西予市都市計画マスタープランによると、JR卯之町駅は西予市の広域的な玄関口として位置づけられている駅であり、駅前広場の整備を推進するとなっておりますが、今後の取り組みについて市長の考えをお伺いいたします。

また、JA本所については、議会にも西予市の方で買い上げてほしいという陳情書が提出されておりましたが、駅前広場を整備するのであれば、この際土地の価格にもよると思いますが、不当に高くないのであれば、西予市で取得しておくのがよいとも思うわけでありますが、市長はどう考えているのでしょうか。JAとしても売却の意思を提示してからかなりの時間が経過しており、今後の計画なども立てにくいのではないかと心配しております。何分市の中心部であり、土地というものはタイミングを逸すると入手することは困難となります。西予市及びJAにとってベストの選択となるよう市民も期待しているところであります。現在の駅前広場は、タクシーの待合スペースも狭隘で、通行にも支障を来しているのは周知のとおりです。また、自転車置き場などにしても、あるにはあるが、駅前として取ってつけたような位置にあり、庁舎建設とあわせてそのあたりについても再検討して整備すべきだと思います。もともと保健センター前あたりは、日通の倉庫があったところに道路をつけたものですから、駅前広場としての機能が果たせておりません。タクシーもバックでつけているところなど他にも余り例を見ないものであります。ここらも改善して待避所の整備も必要かと思えます。西予市としては、今後南予の中心になる可能性も秘めており、その玄関口にふさわしい駅前広場にしたいものです。宇和島バスのバス停も含め、駅前広場についても計画やビジョンを立てるべきではないかと私は考えております。理事者の考えはいかがでしょうか。

次に、集会所の公共下水接続費用補助について伺います。

旧宇和町では、公共下水道事業が進められてい

ますが、各集会所の接続工事について、その費用がその地区にとって負担になり過ぎるという問題が起きています。市の2分の1補助制度もあり、それを活用することもできるのですが、それでもかなりの負担となり、下水道が供用開始されてもすぐには接続できない、接続工事に着手できないという状態です。公共下水事業は市の施策で進められていることであり、また個人の家については、それぞれの負担で実施するにしても、さらに集会所までの分を個人から集めて負担するというのを回避できないものではないでしょうか。旧宇和町内を回ってみると、ひとり暮らしの高齢者世帯が非常に多く、しかも借家住まいも極めてその数は膨大です。自宅も公共下水接続の改修ができるだろうかと心配になってくるくらいなのに、集会所の分担金まで出すようにというのが気の毒なくらいです。そのような状況から、例えば集会所については、その接続費を市で負担するとか、市が一時的に負担して、分割で後払いなどにして、下水道が来れば、すぐに接続工事にかかれるような対策をしてほしいと思います。集会所は区長がその管理をしているとはいえ、今回の場合はできる限りその工事費の負担を2分の1よりも軽減する措置を考えてもらいたい。特例として公共下水接続工事あるいは集会所の合併浄化槽設置工事の場合は、3分の2補助するなどでも助かると思うのですが、市長の考えをお伺いいたします。

ところで、公共下水の接続は問題なく順調に進んでいるのでしょうか。供用開始したところの接続率は1年たってどれくらいになっていますか。一般家庭を見ても、その経費負担ができないとか、高齢者のひとり暮らしのため、改修してもその後何年も利用できないのではないかなどという理由で接続したくない人もいと聞きます。今後の見通しや対策などについてもお聞かせ願いたいと思います。

最後に、西予市特産品の販売促進について伺います。

昨年新潟産のコシヒカリと宮城県産のひとめぼれを中国で販売したら、価格が地元産の2.5倍ではるかに高くてもよく売れて、中国の上流階級に大変人気となっているそうです。日本産米は、大都市の富裕層を対象にした商品ということで、値段が安いものを追求するというのと違った発想であり、そこに販路を開拓したことによって生産者

は新しい活路が広がり、活気が出てきているということで、今後も中国本土に米を長期的に売っていく戦略だそうです。西予市の特産品では、まずミカンが上げられますが、これを従来の販売ルートを経ずに上海などを初めとする中国に新鮮なままスピーディーに輸出し、西予市のブランド品として販売する指導を市として取り組めないものでしょうか。愛媛県の方でもアイテム愛媛などでそれに類する機関を立ち上げていますが、そのような販路拡大に伴うリーダーが、市の中で必要です。

また、特産品はミカンに限らず鮮魚なども考えられると思います。約4年ほど前に徳島県上勝町の葉っぱビジネスを視察したことがありましたが、どこにでもある葉っぱがビジネスとして成功した陰には、販路開拓を地道にしていたJA職員がいました。このようなリーダーがいてこそ、葉っぱが宝の山となったのだということでした。西予市の宝の山は何かと考えたときに、やはりミカンや鮮魚などであり、また木材などその他のものもあるかもしれません。しかし、民間だけではその販売ルートや特産品として売り出すところまではノウハウがなく、行政のリーダーシップや指導が必要なのだと私は思います。第1次産業が西予市の中心的産業であり、その生産者が張り合いを持って仕事に従事できる環境整備に市としても努める必要があると思いますが、理事者の考えをお伺いします。

以上で質問を終わります。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、一般質問の常連であります松山議員の質問についてお答えをさせていただきます。

まず、最初のJR卯之町駅前再開発とJA本所土地の取得について回答をさせていただきます。

四国横断自動車道の工事が南予延伸に向け急ピッチで進められております。地域活性化に大きな期待を寄せているところでございます。これからの南予地域を考えますと、我が西予市は広域交通軸あるいは良好な住環境を整えた市街地整備、工業や流通業務等産業の拠点、歴史文化拠点、災害時の活動拠点等、南予の中核都市になり得る要素を多く秘めておると思います。加えまして、JR

卯之町駅がこの地にあるということは、交通結節機能を持つ大きな魅力をさらに助長するものとなっております。

しかし、現在ＪＲ卯之町駅前付近は、憩える広場等もなく、あわせて曲折した道路形状等によって車の往来やＪＲ利用者に支障を来している状況であります。

一方、その駅前にはＪＡひがしうわ本所事務所がありますが、そのＪＡひがしうわは、将来を展望した事業改革活性化基本構想によりまして、本所事務所の移転計画等を含めまして総合的な経営改革を検討されているところでございます。駅前の一角でありますＪＡひがしうわ本所用地は、西予市の玄関口にあり、まちづくりの核となる駅前再開発を左右するほど重要な位置にあるため、西予市といたしましては、ＪＡひがしうわとの諸条件の合意が得られれば、本所用地を購入し、今後の西予市における中心市街地ビジョンづくりの核としていきたいと考えているところであります。このことにつきましては、議会の特別委員会の審議をお願いを申しております、さらに全員協議会にもかけさせていただき、また市民検討委員会にも諮って協議を重ねていきたい。その結果によって最終購入決定に向けた努力をしていきたいとこのように考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 清水総務企画部長。

清水総務企画部長 それでは、松山議員の集会所の公共下水道接続費補助についての答弁をさせていただきます。

西予市には地域住民みずからが特色ある活動を展開しながら、地域の活性化や福祉の向上を図っていくための支援として、平成１８年度に市単独の誇れる地域づくり事業補助金交付事業を創設いたしました。この補助事業には、集会所改修事業という事業種目がありまして、トイレの水洗化に係る改修工事についても補助対象にいたしております。

さて、集会所は地域住民が自主財源によって独自に建設されたもの、あるいは市が事業主体で建設したもの等々がありますが、それぞれ関係住民の応分の負担を持って建設しているものであり、また建設後の利用形態におきましても、地域住民

が主体で使用しているのが現状であります。したがって、建築後の維持管理につきましては、本来関係住民の負担が原則であります。

しかし、地域コミュニティーの醸成を初め、多岐にわたる地域づくりの活動がまちづくりに果たす役割を考慮して、今回地域づくり事業の補助対象といたしております。そういったことも含めまして、こういった事情をご賢察いただきまして、従来どおり応分の負担につきましては、地域関係者でお願いしたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 安藤産業建設部長。

安藤産業建設部長 松山議員の公共下水道の接続状況について答弁をいたします。

現在の公共下水道接続状況についてであります。野村処理区につきましては、供用開始３年で接続可能数１，２７０戸に対しまして接続率は約５５％、７００戸であります。宇和处理区につきましては、供用開始１年で接続可能戸数の９６０戸に対しまして約３０％、２９０戸であります。いずれも計画に対しましておおむね順調に加入されております。今後につきましては、両地区とも処理区域を順次拡張することとなります。全体計画では供用開始１０年後に加入率８０％を見込んでおり、目的達成のために新たに拡張していく区域だけでなく、既に整備されている区域も含め、関係者の理解と協力を得ながら接続率を高めるよう努力してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

次に、西予市特産品の販売促進についてお答えをいたします。

西予市の農林水産業は、里、山、海の豊かな立地条件を生かした多種多様な農林水産物を生産されており、販売については、農協など系統流通、卸市場、産直、ネット販売など多様化しつつあります。このような中で活力ある農林水産業を推進するためには、商品の開発、販売戦略を含めた現場指導や特産品の認証表示、さらには環境に優しい安全・安心の取り組みを通じた地域特産品のブランド化が販売促進に重要なものになると思っております。西予市のブランド化につきましては、県が農林水産業の振興及び関連産業の振興のため

に立ち上げましたえひめ愛フード推進機構の発足を受け、西予市では地域産品のブランド化の推進に対しまして支援を行い、これまでに主に宇和で栽培しているイチゴの「あまおとめ」、明浜特産温州ミカンの「浜風みかん」、三瓶特産の温州ミカン「mikamikan」ほか二、三品、城川の奥伊予特産グリが愛あるブランド産品に認定されており、これらを初めとする県産品の販売拡大を図るため、東京、近畿地区の市場や量販店及び県内外でのトップセールスやPRするためのホームページの活用、ポスター作成など補助事業の活用による支援を行い積極的なPRと販路拡大を図っているところでございます。

また、推進機構等の支援を受け、県内の百貨店での地産地消フェア、さらにはアジア諸国に向けた農林水産物等の輸出促進セミナーに参加し、地域活性化の方策を研修しているところでございます。

このようなときご承知のとおり、食の安全を揺るがす中国製ギョーザ中毒事件などで消費者の食の安全に対する関心が高まっていることを踏まえ、流通業者大手では、これまでの安さをアピールする輸入商品の戦略から有機食材や減農薬栽培の独自ブランドに転換を図る動きが出ており、当市においても販路拡大を仕掛ける好機が生じつつあり、今後さらに農業支援センターを軸に行政、農業団体と連携を一層密にし、人材育成支援を含めた農山、漁村の産地育成及びブランド化を推進し、高付加価値産品の優位販売の促進に積極的に支援してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 2番松山清君。

2番松山清君 第1点目のJAの本所の土地の取得については、大変西予市の未来に向かって明るい光が差したといえますが、期待の持てる方向に進んでいくんじゃないかという非常に希望を感じました。ぜひこれを推進していただきたい、そう思うわけでございます。

2点目の公共下水道の接続費についてでございますが、今の2分の1の補助というのも大変これはありがたい話であるというのは重々わかっておるわけですが、非常に地域によっては格差といいますか、お金のある地域、ない地域、いろいろ

ところあります。そういう中で、やはり農業集落排水に比べて公共下水の方が接続への取り組みが消極的なんではないかというのが私の感じとるところでありまして、それとあわせて公共下水について、ちょうど地元でありますので、いろんなご意見やクレームやそういったものも来るわけがあります。そういう中でもっとせっかくつくったインフラストラクチャーでありますので、しっかりと活用していかなくちゃいけない。今言われました接続率を向上していかなくてはならない、これが市にとっての課題であるというふうに認識しております。そういう中で接続費を住民の方は市で接続してくれというわけでございますけれども、今ほど理事者の答弁にありましたように応分の負担をするというのも、これも原理原則かと思しますので、さらにこれが進むように、そういう接続率の向上そういったものをご検討いただきたいということでもあります。

これに対してさまざまな角度でのいろんな住民のご意見がありますが、進捗状況が今産業建設部長の話では、順調にいったるようなことでありますけれども、どうも私の耳に届いとるのは、進捗が本来ならば接続できる時期に接続できてない。終わるべき工事、工区が終わってない。仮設の水道を引いてそのままになっとなって、例えば夏なんかは暑くなって野菜や魚が洗えないとか、そういったいろんなことがございまして、それを心配して後段の部分の質問をしたわけでありまして。そういうことがもしあるのならば、改善をしていただきたいということと、やっぱり住民に対する周知説明が徹底してない部分があると。例えばことしやるというとして来年になるのであれば、それはきちっと区長とか住民レベルまで説明をおろしてほしいし、そういう苦情は大変多く私のところには来ております。ですので、そういうところも私もまた知りたいところもあるわけでありまして、とにかく公共下水道事業というのはすごく大きな事業であり、今後も住民の理解を得ながら進めていかなくてはならないものなので、そのところを確実にやっていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長 清水総務企画部長。

清水総務企画部長 松山議員の地元に対します熱き思いといいますが、そういったものは十分理解をいたしております。ただ先ほどもお答えいたしましたとおり、集会所の維持管理につきましては、これはもう地元が負担するというのが原則でございますので、そういう中でも集会所の役割というものは、大変大きいものがございまして、平成18年度に集会所の補助要綱を創設しております。それはあくまでも創設したということは、特例あるいは例外的な措置というふうに私は認識しております。これをまた補助率のアップとか全額補助とか申しますと、例外中の例外ということになってきょうかと思っております。そういうことで、原則論を崩しますと、やはりもう根本的に何もかも崩れてしまうのではないかとこのように思っておりますので、先ほどの答弁どおりやはり補助は2分の1をお願いしたいとこのように考えております。

議長 安藤産業建設部長。

安藤産業建設部長 松山議員の再質問でございますが、宇和处理区の加入状況でございますけれども、順調に進んでいると申し上げましたのは、宇和处理区につきましては、昨年の4月からでございますけれども、予定戸数が380戸のうち約290戸、予定の戸数の接続率からいきましたら約80%程度の加入率になっているかと思っております。それで順調という格好でご説明を申し上げます。

それから、現場の方の利用者からの苦情とか、そこらへの連絡が行ってないんじゃないかということでございますが、その点下水道課で十分説明はいたしておるとは思いますが、また説明不足の点がございましたら、十分説明するようにご指導しますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長 暫時休憩いたします。再開は11時20分であります。(休憩 午前11時10分)

議長 再開いたします。(再開 午前11時20分)

次に、22番鍵原芳和君。

22番鍵原芳和君 議長から発言の機会をいただきましたので、私は次の2点について理事者のご見解を伺いたいと思っております。

まず第1点は、農業振興対策、特に小農対策についてお伺いをいたします。

農畜産物価格の低迷や燃料、飼料などの生産資材の高騰により、地域農業は過去に例のない危機的状況にあります。加えて食糧品の偽装問題、さらには中国製ギョーザによる中毒事件など生産者も消費者も安全・安心の生活を脅かされている現状にあります。原油高の影響は、生産者から消費者まで多大なものがありますが、特に地域農業の中で肥育牛農家について現状を見てみますと、飼料の高騰によりまして、出荷時の売り値が元牛代と飼料代に満たない場合がかなり多いわけでありまして、畜産農家は廃業も視野に入れた厳しい経営が続いているのが現状でございます。このことは他の業種、養鶏、酪農、養豚など畜産業共通の課題であります。特に畜産は県内の5割のシェアを誇る西予市の基幹産業でありまして、畜産業の衰退は地域農業の崩壊にもつながりかねない重要課題であると思っております。今残っている畜産酪農家は、過去の厳しい環境の中でそれぞれ努力をしてきた方ばかりでありまして、飼料高や原油高がこのまま続けば、今以上に厳しい環境になることが心配をされるところであります。さきの新聞報道によりますと、国においても畜産酪農関連対策で支援制度を創設するとのことでありまして、その新聞報道によりますと、酪農に対する緊急措置として、生産性向上に取り組む酪農家に対し、生乳1キロ当たり乳価で2円を助成、肥育牛の緊急対策では、肉用牛肥育経営安定対策、これは専門語でマルキン事業というふうに言われておるようでありますが、これを拡大をいたしまして、粗収益が物財費を割り込んだ分の6割程度を補てんする。養豚の緊急対策では、地域肉豚生産安定基金造成事業の地域保証価格を1キロ70円以上引き上げる等々の緊急対策を講じると発表をいたしておるようであります。このときに当たり、国の緊急対策とあわせて市単独緊急経営安定対策を期間限定で講じてはいかがかなものかと思うものであります。国の緊急経営強化対策でも、2008年度限りということと言われておるようでありまして、原油高が落ちつくとするならば、飼料価格も安定をするのではないかとこのように

考えております。一時的な補助金、交付金制度など緊急避難的な西予市としての柔軟な対応ができないものか、お考えをお伺いをいたしたいと思っておりますが、実は私が質問通告書を提出後、市当局におかれましても、緊急対策についてご検討をいただいたようでありまして、昨日20年度の当初予算で、畜産産地粗飼料流通緊急対策支援事業補助金1,400万円の提案がありましたし、さらに補正予算(第6号)でも、大野ヶ原育成牧場経営損失負担金として244万5,000円、提案説明があったところでありまして、質問が前後して大変恐縮に存じますが、畜産関連の緊急対策についての考え方について理事者の所見をお伺いをいたします。

次に、小規模農家経営に係る問題について1点お伺いをいたしますが、後継者不在、高齢化など農地の保全が大変厳しい難しい状況にあります。現状は私どもの地域では、幸いにいたしまして、農作業受託組織が9組織ございまして、水稻栽培に限って申しますと、植えつけ、刈り取り作業については、機械による請負作業により何とか農地を保全し、不耕作農地の解消に努めているのが現状であります。当面は現状の対応で耕作放棄地は防げると思っておりますが、オペレーターの加齢とともに今後10年もすれば、組織の経営維持もできなくなるのではないかと地域全体の課題として心配をされるところであります。

また、大型機械例えばコンバイン等については、更新時の経費について、現在の請負経費のほとんどを将来の更新費の一部に充てるべく基金としている場合が多いわけでありまして、オペレーターの皆さんの犠牲的精神で成り立っているというのが現状であります。農業機械については、共同の場合、原則として初動開設費については補助制度がありますが、更新時については、支援がないのが通常でございます。そこで今後の大型機械の更新時について、市単独の支援制度が考えられないものかと考えるものであります。農地が荒廃をいたしますと、環境保全にもかかわってくるわけでありまして、財政殊のほか厳しいことは重々承知をいたしておりますが、このことは限界集落の振興対策としてもご理解がいただけるのではないかと考えております。所見をお伺いをいたします。

次に、2点目ではありますが、人権同和教育対策

についてお伺いをいたします。

同和対策につきましては、昭和44年生活不安の整備を目的とする同和対策事業特別措置法、同対法の公布施行を受け、小・中学校への文部省研究指定校の指定や同和教育推進教員の配置、昭和46年には県教委に同和教育係が設置されるなど条件整備が進められてまいりました。昭和48年には、県同対協による対話と協調、行政と共闘、教育との連帯を基軸とする、いわゆる愛媛方式が確立されまして、みんなのためにみんなでき取り組む同和教育が推進をされてまいりました。県教委も同和教育係から同和教育班、さらには同和対策室、同和教育課が設置されるとともに、県でも啓発資料であります「人の世に熱と光を」が刊行され、同和問題学習資料も充実をしましてまいりました。そんな中で昭和49年、小学校教科書に同和問題が記述されたことで、校区别同和教育懇談会が展開をされ始めまして、保護者や県民一般に広く共通理解を求めることになりまして、同和教育の推進が大きく前進をすることになったわけがあります。昭和62年には特別対策から一般対策へ移行するための最終法律であります地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律、いわゆる地対財特法が施行されました。

さらに、平成4年にはその5カ年延長、そして平成7年には人権差別撤廃条約批准と人権教育のための国連10年が始まりました。平成12年には人権教育啓発推進法の制定、さらに平成13年には、愛媛県人権尊重の社会づくり条例が制定をされまして、西予市におきましても、西予市人権尊重のまちづくり条例が平成17年に制定をされていることは、ご案内のとおりであります。

平成14年には地対財特法が失効をするなど、人権同和教育に関する法律も国内外の情勢の変化とともに急変をしましてまいりました。そのような変化の中で県教委は、平成13年同和教育課を人権教育課に改称をされまして、県同協も平成15年には愛媛県人権教育協議会と改称されて今日に至っております。

私、城川のことを例に出して大変恐縮ですけれども、城川地域における人権同和教育の取り組みを紹介をいたしますと、昭和56年度から同和問題に対する理解と認識を深めるとともに、差別解消に向けた集落ごとの分館座談会が実施をされてきております。これは市職員はもとより学校の校

長先生を初め教職員の協力のもと、ことしで27年目を迎えておるわけであります。

また、分館座談会の推進指導者を中心とした人権同和教育講座も年4回開催をされるなど、人権教育の推進に努められているところであります。過去には宇和町の草の根運動に学ぶとともに、あらゆる場を通じ、啓発学習活動の充実に努めてきたところであります。

そこで、私は合併後の西予市の人権同和教育の推進を考えてみますと、旧町別の取り組みについては格差があるのではないかなど、そんな思いを強くしてなりません。もちろん地域の特性を生かした教育が推進をされていると思っておりますが、少なくとも県人権教育協議会西予支部としてのその年度の共通した学習課題を各地で話し合い学習することが、市全体の人権教育の向上につながるのではないのでしょうか。

そこで、私は以下の点についてお伺いをいたしたいと思います。まず1つは、西予市の人権同和教育推進の基本方針に沿った市民相互の推進体制が十分機能しているかどうか、合併後の状況についてお伺いをいたします。

それから、教科書に同和問題が記述をされて久しいわけですが、このことの意義やその対応に仕方について、保護者やPTAや地域住民に十分定着ができていくかどうか。

3つ目には、マンネリ化だ学習から実践行動へということで、最近は体験型学習やグループ討議、教育指導方法などの改善に取り組まれておりますが、その成果はどうか。

4つ目に、差別の現実に学ぶという基本理念について、被差別の現実、事実の把握、確認などを教育課題とする実践に努められているかどうか。

以上の点を含め県人権教育協議会西予支部としての合併後の総括と取り組みの現状について伺いたいと思います。

2007年昨年ですが、明浜町出身のハンセン病回復者塔和子さんの文学碑建立に係る地域市民総ぐるみの募金活動を契機として、明浜町ではハンセン病問題の歴史を後世に伝えるべく資料の収集と今後の人権同和教育に活用されることとありまして、大変すばらしいことである、このように思っております。私たちの日常生活の中にもいろいろな差別、人権問題が後を絶たないと言われております。21世紀は人権の世紀と言われる

中、お互いが心豊かに生活をしていくために家庭・学校・社会教育が連携を密にして、人権文化をはぐくんでいきたいと願うものでございます。

以上、2点について理事者の所見をお伺いをいたします。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、鍵原議員の一般質問についてお答えいたします。

いつものことながら非常に配慮の行き届いた質問内容であろうと思っております。真摯に答えさせていただきます。

まず、私の方は、農業振興対策、特に小農対策について回答をさせていただきます。

議員お示しのとおり、世界的なバイオエタノール需要の増大や原油の高騰による影響で輸入粗飼料価格が高騰して、農家の経営危機が深刻になる中、先月21日でございますけれども、政府は畜産・酪農政策価格と関連対策として、前年度を632億円上回る総額1,871億円の緊急的な経営安定に配慮した対策を決定されたところでございます。四国有数の畜産地域の西予市といたしましても、畜産・酪農経営の切実な要望にこたえる強力な支援措置を歓迎する一方、配合飼料価格安定制度の見直しなど今後の追加対策に期待するところでございます。

それでは、粗飼料の高騰による一時的な補助金、交付金制度などの緊急避難的な対応ができないかとのこととでございますけれども、先般畜産農家代表、JA関係者を招集して緊急の対策会議を開きまして、農家の厳しい状況や要望を伺ったところでございます。市といたしましても、この危機的な状況が地域産業の衰退を招くおそれがあることから、畜産粗飼料に係る流通経費の一部として、私どもは2年間を考慮しておりますが、2年間の限定で市単独事業といたしまして、畜産産地粗飼料流通緊急支援事業と名称をつくりまして、これを実施することといたします。

平成20年度の当初予算に、昨日もご説明をいたしましたけれども、1,400万円を計上しているところでございます。議員各位にはよろしくご理解をいただきましてご決定いただきますよう重ねてお願いを申し上げます。

今後の中期・長期的な対策としましては、輸入

飼料に依存した畜産から耕畜連携による自給飼料
麦わらの増産に取り組む畜産の転換に積極的に支
援していきたいと考えておるところでございます。

次に、小規模農家経営にかかわる問題について
お答えをさせていただきます。

西予市の集落営農組織が57の組織がありまし
て、そのほとんどが任意組織の農業機械施設の共
同利用、農作業の受委託組織であります。昭和4
0年代からの圃場整備事業の推進とあわせて
機械化、効率化を図るために導入いたしました。
地域リーダーを中心とした小規模農家を支えてい
る現状でございます。

しかしながら、今日の農業構造改革による担い
手に対象を限定した諸施策が重点化され、小規模
農家にとっては大変厳しいものがあると思ってい
ます。このような中、地域農業を支える集落営
農組織の育成を図るために、平成19年度に県単
助成事業が創設されましたが、事業予算が非常
に少額でありまして、十分な要望にこたえ切れな
いのが実情であろうと思っております。

このようなことから、今後大型機械の導入に市
単独の支援につきましては、地域農業が厳しい中
で持続発展を促すためにも補助制度を検討してい
く必要があるかと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 二宮教育長。

二宮教育長 それでは、鍵原議員の2点目につ
きまして答弁をさせていただきます。

人権同和教育においても、旧町の活動に学びな
がら西予市としての一体感を高めつつ、さまざま
な取り組みを行っているところであります。合併
後の西予市の人権同和教育の推進上、旧町別の組
織については格差はありはしないかというご指摘
ですが、取り組みの格差というよりは、取り組み
方の違いであり、各地区の持つすぐれた点を取り
入れながら協議や工夫を重ね、時間をかけ西予市
の取り組みとして構築していきたいと考えており
ます。

次に、市民総ぐるみの推進体制についてであり
ますが、市民総ぐるみとは、人権同和教育活動を
生涯学習の一環として位置づけることであり、市

民が生涯を通してあらゆる機会に人権同和教育を
学べる場をつくり、理解を深め、人権問題解消へ
実践に結びつけることであると考えております。
これを達成するために学校教育と社会教育がそれ
ぞれの役割を果たしながら、郷土の中で機能的な
取り組みを展開しているところであります。

次に、教科書記述の意義、その対応についてで
ありますが、昭和44年から同和対策事業特別措
置法の制定により、同和対策事業の始まりやその
後社会科教科書への同和問題の記述とあわせて同
和教育の必要性と関心が高まってまいりました。
その社会科教科書には、身分制度の歴史認識が盛
り込まれておりましたが、その後資料が発見され
たり研究が進み、現在当時の教科書の内容が大きく
変更されています。それらの対応については、
学校の対応はもちろんですが、指導者研修、各種
講座、学習会等を通じて保護者や地域住民の理解
を図っているところであります。今後も機会ある
ごとにこういった研究の成果の周知に努めてまい
りたいというふうに考えております。

次に、教育指導方法及び実践についてであります
が、最近では学習会にもワークショップと言われ
る参加体験型学習の手法を用いたり、昨年4月
に詩人塔和子さんの文学碑建立をきっかけに、差
別の現実に学ぶという基本理念をもとに、多くの
学習の場や機会を提供し、一定の成果を上げてい
ると思っております。

愛媛県人権教育協議会西予支部の総括と取り組
みの現状についてであります。この協議会組織
は、平成16年7月に設立し、旧町ごとの5つの
分会を設置しております。この分会活動を基本に
講座や指導者育成等の各種事業を展開し、人権啓
発に努めております。西予支部の取り組みとしま
しては、愛媛県人権教育協議会や関係機関との連
携を図り、各種大会等への派遣、県人教機関紙の
頒布、人権作品集の発刊など取り組みのほか、本
年度は西予市民の人権に対する意識調査を実施
し、現在集計、分析中であります。この調査結果
をもとに、より効果的な教育啓発活動を推進して
いきたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 次に、15番三好幸夫君。

15番三好幸夫君 ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、さきに通告いたしました1点について理事者の考えをお聞きしたいと思います。

5町合併から4年が過ぎようとしています。私どもの任期も区切りを迎えるわけですが、私はこれまで3回の一般質問を通じまして、端々の地域振興への市長のお考えを伺ってまいりました。短いような4年間でございましたが、この間、野村で乙亥の里が完成し、明浜に塩ぶろが完成し、城川のクアテルメ宝泉坊、三瓶の海の駅等々、また卯之町の商店街も新しい舗装で全く見違えるようになりました。

また、教育施設の面でも、惣川小学校、魚成小学校の新築、やがて現在建てかえられております三瓶中体育館、また大野ヶ原小学校等、市内全般にわたってよくここまで展開できたものと感にたえぬところでございます。三好市長の手腕に敬意を表するものでございます。

しかしながら、地方における不況の波は改善の兆しもなく、今や原油高騰を原因として農畜産業等1次産業の危機が叫ばれる状況でございます。昨年の参議院選挙を経て、政府及び与党の姿勢も地方重視に変わってきたと思われませんが、国債残高等を見ますと、地方自治体の財政がこれから楽になるとも思われません。そのような中で、西予市におきましても、公の施設等の民間活力による活性化といえますか、経費節減、施設効果の向上を目的といたしまして指定管理者制度を設けておられますが、乙亥の里につきましていささかお伺いしたいと思うものであります。

と申しますのも、最近市民の中に温泉がなくなるのではないかと聞かれることがあったからであります。乙亥会館は、野村町民、長い間の夢でございました。国技館を模した姿は町民の誇りであり、市街地活性化の核となる施設でございます。相撲だけでなく多目的に活用でき、温泉を引きましたることにより日常的に大勢の人が集まる施設となっているのであります。事の始まりは、温泉経営が赤字であるということでありまして、平成17年に開業いたしましたから毎年1,300万円から800万円市が補助をして帳じりを合わせております。内容を見ますと、毎年経費節減に努められておりますが、収入つまり入浴客数は毎年同じぐらいであります。年間約6万人から6万5,0

00人、ただし途中で城川のクアテルメ宝泉坊が開業いたしまして、あれも立派な施設でございます。そういったことから考えますと、頑張っていると見ることもできようかと思いますが、そういうわけで、赤字の経営であるということが問題になっておるわけでございます。指定管理者制度を導入したころの市としての姿勢は、施設を運営できる程度の委託料を考えるとという答弁があったように記憶しております。それからいたしますと、最も経費を節減してあります19年度の数字に当てはめて約800万円の補助が必要となります。

しかし、協定書を見せていただきましたが、その委託料はどういうわけか145万5,600円となっております。特別な事情が生じた場合は変更することになっているようであります。いささか疑問に思うわけでございます。最初から赤字決算を前提にしておれば、その経営者、向上心なかなか出てこないんじゃないかと思う次第であります。赤字決算が前提なら、経営者は経費節減にばかり気を配りまして、赤字が減っただけで満足してしまう、守りの姿勢に徹してしまうのであります。黒字にすることなど不可能と考えてしまうのではないのでしょうか。この制度では、民間の経営努力で収益性の拡大を図ることになっておりますが、向上心を起こさせる仕組みにしておく必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

乙亥の温泉もかつては月に1度の休みでありまして、10時から夜の10時まで営業してございました。他の施設と比べても長時間でございましたので、私もよく利用したものでございますが、経費削減のためにいつの間にか営業時間が短縮となりました。それから週に1度の休みともなりました。これでは経費節減のための縮小均衡でございまして、赤字経営が最初からわかっておれば、究極の均衡は廃止となってしまいます。乙亥の里は市街地活性化を目的として設けられた施設でございます。周辺には百姓百品、それからインキュベーター店舗もございます。温泉だけで現在6万5,000人の集客があります。アリーナのつまり体育館の利用等を考えますと10万人近くの方が集まるわけでございます。夜の10時まで営業すれば、私じゃございませんが、またアリーナの利用者にも入浴の機会ができるのではないかと思います。経営者はその方々に入浴を促すようなこ

とを方策を考えることでございましょう。単に増収を目指して入浴料を上げるのでは、これは一番下策といえますか、最も避けるべき対策じゃないかと思えます。周辺の温泉の入浴料も大体同じでございますから、そういった中で、特に思えますのは、黒字をふやすというか、黒字をふやす努力と赤字を減らす努力、内容的には同じことになるわけでございますが、しかしながら、基本的に同じことでも、経営者としての精神的には全く違うのではないかと考える次第であります。確かに税金の投入は慎重でなければなりません、全体に対する効果を考えれば、戦略的に下策とされる逐次投入ではなく、現時点での収支均衡となる委託料として増収目標を指定管理者に課して、逐次減額していくのが良策ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

なお、このとき私、乙亥会館いろいろと見まして、残念なことにレストランはなくなってあります。しかしながら、喫茶スペースぐらいはあったらいいのじゃないかと考えた次第ですが、事務所の横に相撲資料館がございまして、資料館としては、ちょうど大きな窓に面しております、余りよくないんじゃないかならうかと感じた次第でございますが、地階にございまして地階というか1階のレストランの跡へ移して資料館を、資料館の跡へ喫茶スペースを設けてはいかがかと。それによって人がまた多く使っていただけるんじゃないかならうかと考える次第であります。野村地区の市街地活性化の核となる地域でございます。その地域につきまして、特にお考えいただいて、先ほど申しました委託料の設定方針と指定管理者への指導、またこの会館の改築等ができるのかどうか、そのあたりをお伺いしたいと思います。

以上、私の質問とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

議長 三好市長。

三好市長 三好議員の最初の質問の中にもありましたとおり、私も議員各位のご理解によって、また市民の皆様のご協力によりまして合併時に策定いたしました西予市建設計画、西予市まちづくり計画であります、その主なものあるいは緊急な事業につきましては、本当に実現をできました。市民の理解の本当にご理解をいただいたと

ころでございまして、またこれを大いに利用いただいたらとこのように思っておるところでございます。西予市の基礎づくりに幾分寄与できたのではないかとこのように思っておるところでございます。

三好議員のご質問につきましては、本当にジレンマの現実を踏まえられたご質問だとこのように思っておりまして、乙亥の里カロト温泉についてご回答をさせていただきます。

まず、委託料の設定方針と指定管理者の指導につきましてでございますが、乙亥の里の指定管理者であります当時の野村町商工会、現在の西予市商工会であります、野村町商工会と西予市との間で、平成17年度から3年間にわたる協定を締結しております。議員ご指摘の委託料につきましては、別に年度協定を締結するよう定めておまして、平成17年度につきましては、144万5,600円でございます。この額につきましては、乙亥の里のインキュベーター施設などの使用料収入を想定いたしまして、その想定分を計上した次第でございます。

では、なぜこの額で指定管理者と合意に至ったかの理由でご説明いたします。

乙亥の里周辺を含めた建設は、当時の野村町商工会がTMO構想を打ち出したのきっかけに中心市街地活性化事業で取り組んだ経緯があります。乙亥の里の管理運営については、商工会でもコンサルタントやアドバイザーなどからの意見を参考に慎重に協議された結果、利用料金方式による運営で指定管理者として申請が提出されたもので、協定書に基づいて3年間にわたる締結をした次第であります。

しかしながら、入浴客数は当初この計画で見込まれたのが10万人の計画でありましたが、大きく下回りまして、現在は5万9,728人の実績でありました。入浴料収入の減少に加えて燃料、灯油の高騰による支出の増加のため、年度の末に1,314万4,400円の多額の委託料を補正させていただきました。ちなみに平成17年度の委託料は総額で1,459万円となりました。運営の当初年度ということもありまして、高額な委託料を補正することとなりましたので、指定管理者に改善勧告の指導を行いました。平成18年度以降につきましても、利用料金方式での運営を尊重しまして、委託料の当初予算を前年度同様14

5万5,600円として、以後の経営努力を見きわめるようにした次第であります。結局平成18年度は1,043万6,000円、平成19年度は945万5,600円の委託料となる見込みでございます。金額だけを見ますと、経費削減の努力は理解できますけれども、私どもの指導内容としましては、それ以外にもイベント等さまざまな方法で集客の増加につながる計画などを立てて、インキュベーター全体の各施設を初め乙亥の里全体の利益が上がるよう期待している次第でございます。

しかしながら、なかなか要望どおり運営が進まず苦慮しておりますが、今年度で3年目の協定期間が終了するのを機会に、平成20年度は委託料当初予算で500万円計上する次第でございます。

次に、乙亥会館の改築についてでございますが、この施設は、当初イノベーション事業という国庫補助事業で建設いたしました。中心市街地活性化計画であります。そのために乙亥会館内の場所や用途などの変更につきましては、補助金等に係る予算の執行の適正に関する法律との絡みもございまして、国との協議が必要となります。そのために目的、入居者、利用方法などについて詳細な計画が必要となりますので、現段階で結論を下すのは、非常に困難な状況であります。したがって、今後の検討課題とさせていただきます。

なお、現在休止中のレストラン部分につきましては、平成20年度から運営をいただく指定管理者と協議の上、有効利用を考案していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 15番三好幸夫君。

15番三好幸夫君 基本的には理解されるわけなんです、地域の市街地活性化といいますが、そういったまさに中心地でございます。地域の人間の期待をできるだけ尊重できるように進めていただけたらと思う次第でございますが、よろしくをお願いします。

議長 三好市長。

三好市長 再質問についてお答えいたしますが、私どもも非常に大事な問題だとこのように思っております。私の考えは、なぜ今ご提案をしておるのは、400円の使用料を500円にいただいたらどうだろうかという、これは一つの提案であります。その100円上げるお金で、単純で言いますと、今5万9,000と言いましたけれども、5万5,000ぐらいあるいは5万になったとしても500万円というお金ができます。それをカロト温泉というのは、位置づけは、あそこの乙亥の里全体に対する波及効果をねらうわけでありまして、そこで単なる赤字だけではだめだよと。そのお金を利用してそこにイベント等々、いろんなことをやることによって波及効果をやらないとだめだということをお願いをしておるわけでありまして、だから単に上げるという発想ではありません。そのお金をご利用くださいという発想を私は言っておるわけでありまして、それがあそこの果たす役割、イノベーション事業、中心市街地活性化計画の果たす役割はそういうことだということではご提案をしていきたい、このような考えであります。ぜひご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

議長 以上で一般質問を終結といたします。

暫時休憩いたします。再開は午後1時15分、13時15分です。(休憩 午後0時05分)

議長 再開いたします。(再開 午後1時13分)

これより日程順に質疑を行います。質疑は大綱の質疑のみをお願いいたします。

所属常任委員会の質疑はご遠慮願います。

(日程2)

議長 日程第2、議案第11号「西予市一般廃棄物処理施設等建設基金条例制定について」から議案第13号「西予市職員の期末手当及び勤勉手当の特例に関する条例制定について」までの3件を一括議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

まず、議案第11号「西予市一般廃棄物処理施設等建設基金条例制定について」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 次に、議案第12号「西予市後期高齢者医療に関する条例制定について」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番酒井宇之吉君。

17番酒井宇之吉君 新たに高齢者の医療が県下新しい制度でなされるわけでございますけれども、この点につきまして1つご質問をさせていただきたいと思います。

広報とかそして愛媛新聞いろいろな形で詳細な制度を現在説明がなされておるところでございますけれども、75歳以上等々身障者の問題もございまして、先般から75歳以上の方々から質問が来ておりますのは、今までとどれだけ違うのかという質問が返ってきます。私の場合は上がるんだろうか、それとも下がるんだろうかと。夫婦二人である場合はどうなんだろうかと。それがよく聞いてみますと、情報化条例の問題で所得の問題が我々には教えていただけませんので、私の方が幾ら幾らという説明もできません。そして、75歳以上でございますので、電卓で自分で計算することも余りできない。その独居の方々はどうしたら親切的な形でその人たちに理解できるように相対面談で説明できるのか。弱者に親切な方法論をご提示していただかないと、上意下達的な形の説明に現在陥っているのではなからうかと。90歳の方がそういう質問をされましても、我々には所得の問題もありますし、そのあたりをどのように少子・高齢化の中で対応策をとっているのか。条例制定の前でちょっとお尋ねしたいと思います。

議長 武田生活福祉部長。

武田生活福祉部長 本制度につきましては、75歳以上の対象者ということで、西予市内には9,107名の方がおられるわけでございます。もちろんもう体が弱って歩けない方、あるいは元気にクローカー等々やられておる方いろいろおられるわけでございますけれども、まず市のPRと申しますか、まずそこらあたりから進めてまいっておるところでございます。特にこの制度の趣旨を踏まえながらその中身の説明等々、これにつき

ましても、夜集まっていたいて、例えばいつどこそこへ皆さん対象者お集まりくださいよということもなかなかないですね。そこで担当といたしましては、クローカーをやられておったり、あるいは何かのサロンのお寄りになっておるような場所、そこらあたりへ大勢の方が寄っておられるところ、そちらの方へ出向いていきまして、いろいろ職員が説明等々をやっております。まだこれでもなおかつ不明であろうと思っておりますので、今後いろんな形、広報紙等々はもちろんでございますけれども、そのほかにつきまして、いろんな形でPRしながら中身の説明等々は精力的に今後進めてまいりたいと、このような考えがござい

ます。あと最終的に所得の問題であるとか、その方がどのように所得を構成されておるか、非常に個々千差万別でございますので、そこらあたりがなかなかわかりにくいところでございます。そこら辺も含めまして、例えば後期高齢においては、保険料が当然必要になってまいりますよ、あるいは均等割と所得割方式になりますよ。今までの国民健康保険とは分離された、国民健康保険には当然資産税割あるいは所得割、均等割、平等割これらが入っておるわけですが、これから離れた、いわゆる後期高齢では均等割の4万1,659円という愛媛県のこれは均等でございまして。それとあと所得割につきましても7.85%、ただしこの7.85といえますのは、これも年齢によって変わってきますし、例えば年金受給者であれば、その年金から基礎控除の33万円を引いた残りに対してかかりますよと、そういったるいろんな課題がございまして。これを先ほど申し上げたような方法でもって今鋭意説明に回っております。また、改めて説明に来てほしいというようなところがありましたら、またこれにも十分対応していきたいと、このような考えで今進めておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 17番酒井宇之吉君。

17番酒井宇之吉君 西予市に約9,000名ぐらいおられるわけでございますけれども、クローカーとかそういうところへ出られる方は、やはり自己判断ができる方が結構おられる。中での説

明。そして、先般西予市の方からチラシをいただきました。内部見てみますと、その方がどれだけかかるかということがわからない、なかなか。我々も説明できない。そうすると、一番その人たちが知りたいのは、個々の今までとどう自分の保険料が変わるのかということが一番の知りたいところなんです。これを細かく9,000名の方にあなたはこれだけですよというのは、なかなか難しいでしょう。そして健常者であるクロッキーとか出られる方っていうのは、9,000名の中でやはり半分か、半分より少し上ぐらいだろうと思うんです。そのあたりをどのように対処していくか。今後行政の弱者に対する優しさという行政をやっていくためには、ここが一番西予市の腕の見せどころということですので、ひとつきめ細かい説明とそして人件費はかかるでしょうけども、先ほども言いました必要があれば出向くということでしたけれども、所得の情報公開条例で守秘義務も出てまいりますので、難しい問題でしょうけども、きめ細かい説明と納得いく形を施行より前に早くわかり得るような対策をとってほしい、思います。

議長 武田生活福祉部長。

武田生活福祉部長 実は、ことしの1月からもう既に出てまいっております、特に各総合支所におきましては総合支所の担当、それから本庁におきましては本庁の担当の方、そういうような形で昼、夜を問わず出向いてまいっております。土曜日でも日曜日でもそういうご要望がありましたら、もうぜひ納得のいくようなご説明は今後進めてまいりたい、このように思っております。

議長 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 次に、議案第13号「西予市職員の期末手当及び勤勉手当の特例に関する条例制定について」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程3)

議長 次に、日程第3、議案第14号「西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改

正する条例制定について」から議案第19号「西予市特別会計条例の一部を改正する条例制定について」までの6件を一括議題といたします。

これより本案に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程4)

議長 次に、日程第4、議案第20号「西予市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について」から議案第29号「西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について」までの10件を一括議題といたします。

これより本案に対する一括質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程5)

議長 次に、日程第5、議案第30号「西予市明浜ふるさと創生館条例の一部を改正する条例制定について」から議案第36号「西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について」までの7件を一括議題といたします。

これより本案に対する一括質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程6)

議長 次に、日程第6、議案第37号「市道路線の廃止について」から議案第39号「西予市営土地改良事業の施行について」までの3件を一括議題といたします。

これより本案に対する一括質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

20番山本昭義君。

20番山本昭義君 議案第38号について、提案についてお尋ねをしたいと思います。

19-9と19-10の路線なんです、これ80センチと1メートルで認定をしたいという提案をされております。この説明をお願いしたいと思います。幅が、道路の幅員が。

議長 安藤産業建設部長。

安藤産業建設部長 幅員が1メートル、この分は、今現在は法定外で払い下げいたされました里道でございます。そこへ向けてバイパス的に広げるといふ路線でございます。

議長 20番山本昭義君。

20番山本昭義君 今の説明では、赤道だからという説明だったと思うんですが、そうだったら今から1メートル足らん道が申請をした場合には、皆市道認定するという形になるんですか。

議長 安藤産業建設部長。

安藤産業建設部長 市道の認定に幅員規定はございません。といいますのは、今の道を拡幅するというのが前提ではございませんので、起点から終点まで、そこまでの道が必要かどうかという認定でございますので、例えばバイパス的な道だったら、当然その途中の道はないわけでございますので、その起点から終点までが道路にしていいかというような認定でございますので、現在の道を認定という、現道の認定のという市道の認定ではございません。

議長 20番山本昭義君。

20番山本昭義君 それでは、たびたび済みませんが、格付委員会やなんかのところで一応そういう要綱はつくってないということ、もう何でも構んということですか、申請書出したら。

議長 安藤産業建設部長。

安藤産業建設部長 申請さえすれば何でも構んというんじゃないに、起点から終点までの道が必要かどうかということで認定をするわけでございますので、そこにその起点から終点の道が、これはちょっと市道として認めるのはおかしいんじゃないかということになれば、その道があるという仮定でのあれじゃありません。道はなくても道を今からつくるといふことでも当然市道として認定しなければ市道の事業ではできませんので、そういう意味でございます。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程7)

議長 次に、日程第7、議案第40号「字の区域を新たに画することについて」を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番酒井宇之吉君。

17番酒井宇之吉君 添付された資料の中で、赤いのと黄色いのとあるんですが、これはどういうことでしょうか。

議長 別宮副市長。

別宮副市長 お答えをいたします。

お手元にお配りをしております図面ですが、造成の区域が明石を字とする区域と新城を区域とする分かれております。したがって、赤の部分が新城を字とする区域でございます。黄色が明石を字とする区域でございます。これ2つを一緒にしたいと、このようなことでございます。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 続いて、予算に関する質疑を行います。

(日程8)

議長 日程第8、議案第41号「平成19年度西予市一般会計補正予算(第6号)」を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

28番大竹忠盛君。

28番大竹忠盛君 補正予算関連の歳入について、ちょっと理事者の所見を伺っておきたいと思っております。

先般お配りをいただきました監査委員さんの監査報告書これを見ておりますと、かなりの未収金が上がっております。税の公平性からも申しまして、もちろん職員の方、それぞれの所管で改善に努力をされておるといふことは伺っておりますが、将来このように多くの未収金が出てまいりますと、他の税にも影響してくるのではないだろうか、こんな心配をいたしておるわけでありま

す。理事者の方でこれらの未収金の対策に対して、今後どのようにお考えをなさっているのかどうか、このことについてお伺いをいたしたいと申します。

議長 清水総務企画部長。

清水総務企画部長 税の未収金に対する考え方ということでございますが、今税務の方では一生懸命未収金の徴収に取り組んでいるところでございます。それで、私ここで資料持っておりますが、18年度の県下の徴収実績を少し述べさせていただきますと、県下20市町の中で、西予市は普通税におきましては2番目の位置にあります。徴収率が94.78%ということで、県下で2番目の徴収率を誇っております。ある悪い市では、92.6%ということにもなっております。

それから、国民健康保険税につきましても、本市におきましては2番目の位置にあります。

それから、もうご承知のとおり、滞納の大きい大口滞納につきましても、機構の方をお願いしておる分があります。これが年間約40件ほど引き受けていただいておりますが、金額的には約4,000万円ほどお願いをいたしております。それで機構の方につきまして、約2,000万円程度徴収をしていただいておりますのが現状でございます。大体半分程度徴収しておるとというのが現状でございます。

それから、特に職員が頑張っておりますのは、もう今どんどんと差し押さえも行ってあります。例えば、預貯金の差し押さえ、これが1月末の実績でございますが、昨年度といたしますと、18年度が31件の200万円に對しまして19年度は1月末現在で76件の750万円ほど預貯金を差し押さえしております。

それから、また所得税の還付金の差し押さえも行ってあります。これが前年度比較いたしますと26件増の約200万円の増といたしております。

それから、給与の差し押さえも行ってあります。これが9件の約320万円、全体では18年度が56件の400万円に對しまして本年度は136件の約1,500万円というふうな滞納処分を行っているところでございます。したがって、今後もこのように厳しい滞納整理を行ってまいりたいとこのように考えております。

議長 三好市長。

三好市長 大竹議員のご質問について、税については総務部長が答えたとおりでございます。それ以外のいろいろな未収金がふえているいろいろな部門にあります。私もこれは倫理観の欠如の問題もあろうかと思っておりますが、例えば保育料の未収金が不思議にふえております。これはやはり倫理観の問題がこのごろ始まってきております。ローンには払っても保育料を払わないという人が中にはおります。この辺を根本的なところから私も住民に訴えていかなければいけない時期に来たのではないかとこのように思っています。そういうことも含めて今後対応を考えていきたいなとこのように思う次第であります。これはしっかりしないといけないと思っておりますので、今後ともご理解のほど、また見ていただいたらと思っております。

以上です。

議長 ご質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程9)

議長 次に、日程第9、議案第42号「平成19年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)」から議案第51号「平成19年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第2号)」までの10件を一括議題といたします。

これより本案に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程10)

議長 次に、日程第10、議案第52号「平成20年度西予市一般会計予算」を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

5番元親孝志君。

5番元親孝志君 議案第52号につきまして、歳入について質問をさせていただきたいと思いません。

歳入の中で地方交付税それから特別交付税が前年対比、ことしは2億1,000万円増額になっております。これは財政担当者にとりましたらほ

っと一息つかれたんではないかなというふうに思うわけですが、これはよくよく考えてみますと、今回の交付税の措置、増額措置というのは、私が想像するのに、さきの参議院議員選挙で政府が敗北をされたということで、国民は政府に対してノーといったわけでありまして、国民はこれなぜノーといったかというのは、国の三位一体改革あるいはグローバル政策によって都市と地方の経済格差が大変ひどくなっているということで地方の判断というふうに関心されたわけですが、先般愛媛新聞に載っておったと思いますが、東京都民1人当たりの1年間の所得と愛媛県民1人当たりの所得を見たときに、愛媛県は約2分の1でありました。そしてまた、愛媛県下においても、四国中央市と南予は70%ということは加戸知事が言われた数字であります。そうしますと、我々西予市民は、東京都民と比べますと2分の1のさらに70%ということになりますので、単純な数字で言いますと、35%ぐらいな所得しかないというのが現状であります。その中で国民がこれに対して政府に対してこの格差是正をどうするかということで参議院選挙の結果が出たのではないかなというふうに思っております。そこで緊急に政府としても、これは何とかしなければいけないということとった対策が、この交付税の増額措置であったんでないかと思っております。これは本来は国民にもらうべき金額を地方自治体にこれ配付したということになっておりますので、地方自治体としては、この住民の不満に対して、当然こたえていく必要、義務があるんじゃないかと思っております。今回の当初予算において、こういったものに対して自治体はどう国民にこの問題に対して説明をされるのかということをもまず1点お伺いしたいと思います。

議長 三好市長。

三好市長 今回の元親議員のご質問でございますが、私どもも今回の地域再生枠としていただいた地方交付税の増額については、非常にありがたいとこのように思っております。ご案内のとおり4,000億円の地方再生の特別枠があって、そのうち市町村に2,500億円の枠が設けられたということの中で、私どもの西予市はある程度のところまでいただくようになったと、これは合併を

したことによる特別枠、特別的な加算があったり、面積の広さの枠があったりいたします。そういうことの中で、ほかの合併をしないあるいは面積の小さいところより少し余分にいただけるようになったのかなとこのように思っております。

この再生の枠としていただいた交付税をどうするかということでございますが、これも有効に利用していきたいと思っております。

まず、地域的な市単独の問題といたしましては、先ほどもちょっとご提案を一般質問の中にも、あるいは昨日のご質問にもお答えいたしましたとおり、例えば畜産農家等々の現実を直視して、その特別の緊急枠をつくらせいただきました。このような利用の仕方も応じてやっていきたいなとこのような思いであります。

しかしながら、この枠がふえたからといって、西予市は急激に楽になったわけではありません。三位一体の改革の中で、今ないとしたときと比べて、1年間で約10億円ぐらいの差がまだあったりしました。そんな中でこれだけふえたからといって楽になったわけでは、率直にしてありません。そういうこともご理解をいただきたい、このように思っております。

以上です。

議長 5番元親孝志君。

5番元親孝志君 市長の説明、よくわかりますが、そこでもう一つ関連して質問させていただきたいと思っておりますが、昨日の市長の施政方針の中で、市長が特に重点的な施策として限界集落対策それから都市基盤の整備、これをことしが元年と位置づけて提言をしていきたいというふうな趣旨で説明をされたわけですが、私は今の限界集落の問題は、さきの一般質問にありましたが、今やはり地方が抱える最大の課題は、限界集落問題であるというように私も思っております。やはりこれから10年先に西予市内においても70%が限界集落、野村町においたら、町の中心部の町中ですら10年以内に限界集落になるというふうなことを皆さん言われ始めまして、これがすべてのやはり閉塞感につながっておりまして、先のお話をしようにも、ここがもう一つの話の限界ということになってまいりまして、地域の活力は今非常に低

迷っております。ですから、西予市といたしましても、こういうふうには元年と位置づけてしっかりとやっていただくという、市長としては大変評価するわけでございますが、残念言葉に対してこの裏づけが今回の当初予算にないというふうには私は思っております。私が期待したのは、今回の予算書の中で、やはり過疎対策としての費用というものを当然計上されておるといふふうに思っておりました。しかし、現実は見当たりません。

それと、またお金でできないのであれば、知恵でやるしかないと思います。そうした場合に西予市役所内の機構改革をやって、やはりこれは緊急事態ですから、やはり限界集落対策室なり、やっぱり設置して、西予市はこれに取り組むという姿勢をやはり市民に向けて全面的にアピールしないと、この施政方針で言われておりますこれを問題の元年と位置づけると言われても我々は納得できないというふうに思いますが、その点につきまして市長の考えをお伺いしたいと思っております。

議長 三好市長。

三好市長 きのうの所信表明の中に言わせていただきました限界集落都市基盤の今後やる元年にしたいということを述べさせていただきました。これはあくまでも今からやっていきますよという表明でありまして、ことし即いわゆる予算に入れるという単純な発想で言ったわけではありません。ただ、私はこの限外集落の問題は非常に重要と思って以前からいっておりましたが、ことしの中で調査をしたり、しっかりやった上でやっていきたいということで、今は内部の検討を重ねておるところでございます。

また、愛媛県の過疎自立促進協議会の今私は会長職にあります。その中で先般も総会を開いたわけでございますが、この中で愛媛県とその促進協議会とタイアップをして研究調査をやっていこうということに、その事務局を西予市が持つということにしております。それも含めまして両方がタイアップしながら、まずどこが問題なんか、どういことがやれるのかということをもっとしっかり把握をした上で予算に反映できるようにしていければいいのではなかろうかとこのように第1点目については思っておるところであります。

第2点目につきましては、知恵を本当に出さな

いといけない思っております。知恵の出し方によって、地域それぞれの市町村の差が出てくるんだとこのように思うわけでございますが、特に私も水源の里全国協議会にも参加をさせていただきました。この中でやはり国に対しても、もはやこれをおくれないと、スピーディーある対策を国の方にもとっていただきたいということも、ここの全国の水源地協議会とともどもにやらせていただきたいと思うわけであります。私どもの西予市の中におってもそれに対する対策として、今政策秘書室の方でどうするかということは今含めて案をつくっていかうということで、案を今から考えております。その中で、まず現状を皆さんに知らしめるということで、広報にいろいろ調査をした上で今出させていただいておりますが、まず住民の方に認識をいただくというところが必要ではなかろうかとということで、今シリーズ物として広報に出しておるところであります。そういうことも含めて、今ほど元親議員がご提案いただいた、本当に知恵について、ともども研究をし、出させていただくような流れをつくらせていただいたらとこのように思っております。

以上でございます。

議長 5 番元親孝志君。

5 番元親孝志君 市長のお気持ち、よくわかりましたので、ぜひとも、これはもうだれが歩いてみても、西予市内もうこれで今行き詰まっております。

そしてまた、私は先般八幡浜で国土交通省で南予活性化について勉強会ありましたけども、あのときも申し上げらせていただきましたが、この問題は西予市一自治体で解決できる範囲と到底できない範囲が、私はあると思います。これは日本でも根幹にかかわる問題を含んでおりますので、どうしても地方自治体だけでなく、やはり国を動かすぐらいの気概を持って取り組まないと、もう時間は10年しかない。やがて10年、15年でこれは消滅集落になるわけですから、日本の歴史、地方の歴史も何百年とって続いた歴史が、ここ数十年のうちに消滅するという、もう現実が目の前に来ているわけですから、我々はひとときも憂慮ならないというふうには私は思っております。ここは自治体といたしましても、ひとつふんどしを

引き締めていただきまして、地域の限界集落対策問題に積極的に私は取り組んでいただきたいということをお願いして終わりたいと思います。

議長 23番菊地ミスギ君。

23番菊地ミスギ君 184ページの自主防災組織活動育成補助金のことで伺いたいと思います。

これは今各地区に立ち上げをされているということをお聞きいたしておりますし、もう既にやられている明浜もございまして、これは368万2,000円の金額はどういうふうに分けられて計上されているのか、詳しく説明をいただきたいと思います。

議長 清水総務企画部長。

清水総務企画部長 自主防災の組織であります。今現在2月1日現在でございますが、25の組織が結成されております。それで、全世帯の50.5%ということになっております。それで、予算計上のあり方でございますが、これは人口1人当たり100円ということに基本的なものを持ってあります。それで、また100人未満の集落といたしますが、地域につきましては、1万円を限度とするというようなことでございます。

それで、今回は人口4万5,000人に対して、今年度70%を目指したいなという考えのもとでこのような数字を上げさせていただいております。

議長 質疑は大綱のみでお願いいたしますが、17番酒井宇之吉君。

17番酒井宇之吉君 本年度ケーブルテレビの予算が計上されておりますが、1点合併当初からの問題もございましてお尋ねさせていただいたと思います。

ケーブルテレビの光ファイバーそのもの自体が、当初予算を上げるときに三瓶町の発注でやったもんですから、実を申し上げますと、依津地区までに来るのが一番最後ということになっております。今後ケーブルテレビをやるに当たりまして、宇和が主管本部でございますので、宇和から

ケーブルテレビの線を張るといふ、もう一度再構築をやるような考え方はございませんか。

といいますのは、依津地区が一番終点でございますので、一番近いところが本部と最短距離でつながってない。三瓶がぐるっと大崎入ってやると。大崎の桜の木のところから光ファイバーの線があると。そしてぶらぶらいつ切れるかわからない、この不安を今回のケーブルテレビの設置の予算の中に何とかできまいかという意見が出ておりますので、大綱としてご検討願うということでもよろしく申し上げます。

議長 清水総務企画部長。

清水総務企画部長 ただいまのご質問につきましては、ちょっと私もその点、細かいことは承知しておりませんので、また今後情報推進課と十分詰めていきたいとこのように考えます。

議長 28番大竹忠盛君。

28番大竹忠盛君 農業振興費について1点だけお伺いしておきたいと思いますが、予算を見てみますと、3億5,000万円近くの一般財源を投資して、疲弊をしているという1次産業の活性化に努められておることは大いに評価をするわけではありますが、その振興費の中で、ページが131、農作物生産振興対策補助金が1,900万円余り、それからその下に野菜安定事業補助金1,000万円を組まれておるわけではありますが、この内容等について簡単にご説明をお願いをいたしたいと思っております。

議長 安藤産業建設部長。

安藤産業建設部長 最初の西予市農作物生産振興対策費1,911万円でございますが、この分につきましては、現在実施いたしております県営多田地区の中山間総合整備事業、それから営農飲雑用水の施設整備事業の関連事業でございます。平成19年度から始めております。平成19年度にはイチゴハウスの解体をいたしまして、その事業費が3,406万7,000円、これはJAの分が3分の1でございますので、市といたしましては3,028万8,000円でございます。

20年度に計上いたしております1,911万8,000円でございますが、これはその19年度に取り壊しましたイチゴハウスの、ショウガハウスの組み立て、これを予定いたしております。この事業につきましては、21年度で終わるわけですけれども、全体事業費が2億1,188万5,000円ということになっております。

次に、野菜安定基金でございますが、1,000万円でございますが、これは市と農協と農家が各3分の1ずつの負担でございます。それは、野菜営農作物がキュウリ、ピーマン、ナス、イチゴ、トマト、ミニトマト、シシトウという7品目に対しまして、経営の安定を図るために過去3年間のこれらの出荷額の平均価格が、その3年間の平均価格に下回ったときに、その下回った差額分を8割程度負担するという事業でございます。

議長 そのほかございませんか。

1 番田中剛君。

1 番田中剛君 19ページ、民生費負担金の2節児童福祉費負担金、公立保育所保護者負担金過年度分2万円及び私立保育所保護者負担金過年度分2万円について質問いたします。

就労のため子供を保育所に預けた保護者から徴収する保護者負担金は、生活保護法による被保護世帯から前年分所得税が41万3,000円以上の世帯の7つに分け、収入に応じた納付しやすい設定になっておりますが、負担金の滞納は年々ふえて、3月4日現在62.7万円にまでなっているようであります。これに甘い対応をすると、次は学校給食費の不払いがふえるのではないかと大変危惧いたしております。20年度はこの滞納負担金の収入を2万円ずつしか計上しておりませんが、回収はどのようにするのでありましようか。

地方公共団体が特定の事業に要する経費に充てるため、サービスを受ける者に対し賦課徴収すべき負担金であり、公平負担の原則からも年々滞納がふえていくのは大きな問題であります。先ほどの大竹議員の質問と類似しますが、公立・私立保育所保護者負担金における未納額の解消についてどのように対応するのか、お伺いいたします。

議長 武田生活福祉部長。

武田生活福祉部長 議員ご指摘のとおり、大変滞納額が年々増加をしておる傾向がございます。これは公立のみにかかわらず私立の保育所の保育料等についても全く同じようなことがあらわれておるところでございます。いずれにしましても、公平負担の原則、これは堅持しなければなりません。したがって、所得が全くない方等々につきましては、これはゼロという方法も当然出てくるわけございまして、そういう状況があらわれた確定したような場合には、これは徴収は免除するという方法の手続をとっておるところでございます。

未納につきまして、今後じゃあどう対応していくかということでございますけれども、このことにつきましても、担当、係あるいは課の職員等々で構成をいたしまして、督促さらには納付のお願いをしていく、このような状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 7番沖野健三君。

7番沖野健三君 今回の予算で、小学校費の中で私は心配しとりました小学校にAEDの設置の予算を組まれていること、非常に私も安心したのでありますが、今後もう一つ心配なのは、先日も宇和島市で市立体育館でバスケットボールを観戦した親が心肺停止になって、AEDで一命を取りとめたというようなことは新聞に出ておりましたが、西予市の、例えば体育施設、また人が大勢集まる文化会館とかというようなところにAEDの設置についてどのように考えておられるか、お伺いいたします。

議長 二宮教育長。

二宮教育長 ただいまのご質問ですけども、おかげをもちまして小・中学校にはAEDの設置ができることになりました。今後は、今議員のおっしゃられたように、人が集まる施設については、鋭意設置するような方向で努力をしていきたいというふうに考えております。

議長 そのほかございませんか。

21番梅川光俊君。

21番梅川光俊君 1つだけお聞きをしたらと思っております。

ちょうど臨時職賃金の中でも清掃にかかわる賃金のことなんですけども、基本的に、もう具体的にしゃべります。城川総合支所なんかってというのは、15分間早く来て職員が清掃をして、それから朝礼をやって、それからスピーチもやって、それから仕事にかかるという形の中で、自分たちで清掃をされておりました。それがそんなに大きな金額ではございませんけれども、それが私たちの自主的に職員がやってくれるという自主的な誇りに思っておりましたけれども、今回それが逆にほかと合わすように、逆に半日間臨時職員を雇うってというものの判断の中でできているみたいでございます。やっぱりその辺は、私らは城川町の総合支所が、本当にそれが自分たちでやっていく、それがずっと総合支所、それから本庁へもつながったらいいのかなってという誇りに思った分が、逆にほかやってるから、そしたらそれは半日雇いなさいという形の中で出てきたみたいなんですけども、それはものの考え方が逆ではないのか。ほかのいろんな補助金とか、いろんな分がカットされている中で、そういうことは、私ものの考え方、人として逆行してるんじゃないか。だからその辺は慎重な対応をお願いをしたいなと思っております。

以上です。

議長 総務ですね。総務副委員長ですね。

(21番梅川光俊君「全体」と呼ぶ)

全体ですか。全体ですって。

ちょっと暫時休憩いたします。(休憩 午後2時01分)

議長 再開いたします。(再開 午後2時05分)

清水総務企画部長。

清水総務企画部長 ただいまのご質問につきましては、大変恐縮でございますが、総務委員会の方で答弁させていただきます。よろしく願いいたします。

議長 そのほかございませんか。

5番元親孝志君。

5番元親孝志君 税について1点だけお伺いしたいと思います。

今、子を持つ親の立場にして、今一番心配することでございますが、親とすれば、何とか一人ぐらいは西予市に残して跡継いでいただきたいという思いはそれぞれの皆さんあると思います。

しかし、残念ながらこの西予市の中で、ここに残ってやれる仕事というのが非常に今少なくなっております。そこで西予市といたしましても、産業創出課といったものをつくって、そういった検討をされておるといのはよくわかります。その中で、先般例えばコカ・コーラボトリングというのが企業誘致で西予市に来られました。それに対して、企業誘致条例に基づいて幾分か補助金が支出をされております。あれだけの大企業に対してこれぐらいの金額が要るのかなと私は思ったんですけども、それと相反して、この地域でみずから何か産業を興して地域の活性化をとというふうに思いついたときに、土地の購入あるいは建物の取得というものが要ります。そこから借金をして始めるわけですけども、そうしたときに、まず税務課が課税評価に来られます。そしてまず徴税から始まって企業を運営していかなければいけないと。経営する側には非常にリスクを背負った挑戦をするわけですけども、まず行政は容赦なくそこに入ってきます。コカ・コーラボトリングに補助金が出て、地元の小さい本当に超零細企業っていうんですか、個人がそういったものを西予市の中で思いついたときに、行政はいささか冷たいんじゃないかなというふうな思いがするわけです。それを考えたときに、やはり産業創出私は大きいものが1つある方がいいのか、小さいものが100ある方がいいのかわかりませんが、いずれにしてもこれも産業であることには変わりないわけでございますので、やはり西予市内で、地元そういった企業なり個人なりがそういう努力をすることに対して市の支援といったものが、何らかの形であってもいいんじゃないかなという思いがいたしますが、市長の考え方をお伺いしたいと思います。

議長 三好市長。

三好市長 西予市内にそれぞれの雇用環境をつくっていくというのは、大事な命題だと思ってお

りまして、私も市の中で産業創出課をつくりながら、あるいはいろいろな方面の中で、自分もある程度のトップセールスをしながらかやっておるところでございます。そういう中で、何ぼかの企業も来ていただいたり、それに対する企業の誘致条例の中で、過少最初の導入的なところで条例の内部で支援措置も企業にとっておるところでございます、それが雇用がふえたものに対するものでございます。

地域内の活性化に対する支援でございますけども、ご案内のとおり、まず最初、企業を興される場合においては、まず100万円の支援をいたしますよというのを昨年つくらせていただいておりますのでございまして、ぜひともやはり最初やる際には、金融等々がなかなか支援ができないというようなこともあります。だから市単独としても企業をつくるに当たっては、100万円お出ししますよと、あるいは県の中でもそういう支援措置があります。そういうものをまず最初のときは十分ご利用をいただきながら、私どももいろいろな方面でお助けできることがあったら、別の金銭的以外についてもご支援をしていきたいと思ひますし、また今ある企業につきましては、お金を借りたいというような場合においては、私どもが基金をつくっておるところで銀行から融資も受けられる制度もやっておりますので、ぜひご活用できるように、ご活用していただいたらいいのではなからうかとこのように思っておりますのでございます。

議長 22番鍵原芳和君。

22番鍵原芳和君 恐れ入りますが、ちょっと休憩をお願いします。

議長 暫時休憩いたします。(休憩 午後2時10分)

議長 再開いたします。(再開 午後2時16分)

ご質疑ございませんか。

5番元親孝志君。

5番元親孝志君 消防費についてお伺いしたいと思います。

私も消防団員として31年間務めてまいりまし

て、ことしの3月で晴れて退団をするわけですが、この間に各消防施設、非常に整備をされまして、今非常によく充実をしておるといふふうに実感しておるところでございます。ただ心配するのは、さきの愛媛新聞にもありましたように、県の方が消防施設に関して補助金を出さないといふふうなことになりました。今年度の当初予算の中にも小型ポンプの積載車、動力ポンプ、それからまた耐震性の防火水槽等がありますが、これ全部市の単独事業になっておるといふふうでございます。心配するのは、これから大変な数の機械器具を西予市も所持しておりますので、毎年自動車ポンプあたりも1台、2台は更新していかなければいけないことになります。そうした場合に多額の負担が市にかかるわけですが、懸念することは、こういった財政厳しき中でこういう状態が発生すれば、更新時期をおくらせてくるのか、あるいはまたかつて旧町時代にありましたけども、受益者負担を取るのか、もうそういった選択が今後起こってくるんじゃないかという懸念をいたしておりますが、市として財政見通しについてお伺いしたいと思います。

議長 三好市長。

三好市長 消防費に対するご質問でございますが、非常に私も遺憾なところがあります。県の方も環境整備事業が廃止にするということで、これは昨年度から廃止されておりました。だからそれが廃止されるということは、20年度から廃止されるわけでありまして、決定されました。私どもこれに気づいたのは、昨年の市長会に気づきまして、市長会にも私を初め何人かの市長さんにご発言をされて、これはどういうことだという発言がありました。この地域環境整備事業というのは、消防あるいは集会所等々がひっくるめていわゆる県単事業でございましたが、地域の一番身近なところで削減をされるということに対していかなるものかと、私どもも発言をさせていただいたところでございます。

それに対しては、新たな事業としてできるのかなというようなニュアンスをちょっと私どもは持っておりますが、残念ながら、先般の県の担当者の説明の中には、新たな事業がソフト事業しか措置されておられません。ハードはないという現状

だとこれも聞いておりました、非常に私も遺憾であると、このように思っておりますし、市自身で考えますと、それを削減するわけにはいきません。したがって、負担を市自身の中にかぶるということをせざるを得ない事業でございますので、その辺のところは今後十分認識した上で今後の対応をしていきたい。先ほど言われたおくらすか受益者負担を入れるかということについても検討課題にはなるかと思いますが、現実的には市が過分の負担を負わなくてはいけないのではなからうかとこのように思うわけであります。

同じような事業が、今回私も福祉の社会にもあります。1億円近い財源が市が過分に負担をしなくてはいけないのが20年度予算に出ております。私も非常に遺憾であります。これが市という一つの現実の一番身近なところでそういうことを受けなくてはいけない今の制度設計の問題はどうなのかということは今後ともども皆さんと一緒にやっていかさせていただくと、これは大変なことになるとこのように思っております。

以上です。

議長 暫時休憩いたします。

それでは、再開は2時30分、14時30分より行います。(休憩 午後2時20分)

議長 再開いたします。(再開 午後2時30分)

質疑はありませんか。

10番名本修三君。

10番名本修三君 C A T V事業についてちょっとお伺いをしたいと思います。

本年度13億円ちょっと切れるぐらいの予算でC A T V事業が始まったと、実施をされるということでございますが、私も地元でよく話をするわけですが、ぜひ加入をしてくださいよということを言って、地域の役員さんたちに話をするわけですが、全然C A T Vに対する情報が行き渡っていないということが、非常に私は危惧をしております。公共下水等も当市もやっている加入者の問題等いろいろあるとは思いますが、そういうことをなくして、やはり100%の加入に持っていけるような状況で十分対応しながら事業を進めていかないと、結局後にまた予算を

補正をしながら維持管理をしていかなければならないという状況ができてくるのではないかと非常に心配をしております。そういう状況の中で、やはり基本料金そして最低の加入金が幾らになるのか、やはりそこら辺の説明を再度重ねて十分住民の方に周知徹底をしながら加入の勧誘をできるような状況で進めてほしいとこのように思っているわけですが、そういう取り組みについてお伺いをしたいと思います。

議長 清水総務企画部長。

清水総務企画部長 議員ご指摘のとおり、本当にC A T Vの事業につきましては、加入率が一番大きな問題だと思っております。それで、どのような方策をとれば加入率が上がるかというふうには本当に私たち頭を痛めておるところでございます。当面今考えておりますところは、キャンペーンを実施するか、あるいは難視聴地域の組合、こういった組合に対して全員入っていただければ割引しますよとか、またあるいは、その地区、組の単位をしまして、全員が入ってもらえば、それも割引しますよとか、もろもろの考え方を持っております。

それともう一点、私が思っているのは、番組ですね。番組を高度の高い番組をつくって情報を伝達するという方法もあるのではなからうかというふうには考えております。そういったところで、4月1日にケーブルの新会社が設立いたします。そういったところで、4月に入れば、直ちにそういった情報を流してまいりたいとこのように考えております。

議長 そのほかありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程11)

議長 次に、日程第11、議案第53号「平成20年度西予市授産場特別会計予算」から議案第65号「平成20年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」までの13件を一括議題といたします。

これより本案に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

28番大竹忠盛君。

28番大竹忠盛君 議案第63号の上水道の關係について1点だけお伺いをいたしたいと思いますが、私の記憶では、水道料金に各町にかなり差異があるのではないかというふうに聞いておるわけですが、基本料金でもトン当たりでも結構でございますが、まず前段旧町ごとの水道料金の現状についてお伺いをいたしたいと思いません。

議長 安藤産業建設部長。

安藤産業建設部長 上水道料金の現状でございますが、宇和地区でございますが、8トンまでが1,000円、それから1カ月平均、大体20トン使用のときで3,490円でございます。それから、明浜上水道で8トンまでが1,500円、同じく1カ月の20トン使用で4,900円、野村町で8トンまでが650円、20トン使用の場合で2,490円、三瓶町でございますが、8トンまでが950円、20トン使用の場合で2,810円でございます。

議長 28番大竹忠盛君。

28番大竹忠盛君 ご案内のとおり、水道は毎日常生活に欠かせないものでございます。今聞いてみると、かなり基本料金にも差があるようです。これには合併その他の経過があるろうかと思しますので、軽々な判断はできないかと思っておりますが、毎日使う市民の水は、できるだけ不公平感をなくさないといけなことはないかなと。何年かのうちに是正していくと、こんな方向があってもいいのではないかと、こんな思いを持っておるわけですが、将来の水道料金体系について理事者の考えをお伺いをいたしたいと思いません。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、大竹議員の水道料金のことについてお答えをさせていただきます。

この上水道会計につきましては、旧町の料金体系を引きずっておるところでございますが、今ほど部長が話しましたとおり、大きな差があります。一番安い野村上水道と一番高い明浜上水道におきましては、2倍近い差があるわけでありまし

て、これも少し明浜もちょっと安くなりました。これを言いますのは、南予水道企業団におきまして、昨年私どもの方から償還が終わったものについて少し安くしてほしいということの中で料金体系が基本料、少し安くしていただきまして、2.5倍の差が実際はありよったんですが、ここまで落ちたことは現実あります。少し努力をさせていただきますが、ただこれだけの差が今後とも続くのがいいかどうかという問題に行き当たるわけでありまして、これについては、やはり真剣に検討する時期に来ておるのも確かでございます。ただ一遍にこれを一つにするというのは、なかなかこれは難しいところでありまして、この流れを今後どうしていくかということをも十分考えていながら水道事業計画をやっていくということにしたいと思っております。愛媛県下もそのようないろんな流れをどうもつくられ 県下の各市町、つくられておるみたいでございますから、それも一緒に参考にしながらつくっていきたく思います。

ただもう一つの問題は、やはり野村ダムの上水、南予用水の水を使ってという、どうしても高い水を買っておるという背景があるわけでありまして。明浜地区のまず解消というのが、どうするのかが大事になってまいりますので、そこに対する支援措置等々が今後ほかの上水を飲まれる方々のご理解をいただけるかどうかにかかってくるとこのように私は理解をしております。今後とも十分そのことを踏まえながら対応する流れをつくっていかせていただきたらと思っております。

以上でございます。

議長 17番酒井宇之吉君。

17番酒井宇之吉君 それでは、病院会計の件について1点お尋ねをさせていただきます。

補助金として一般会計補助金の繰入金、野村病院で7,500万円で、宇和病院が3,500万円となっておりますが、予算的に正直申し上げまして、昨年度決算、ほで本年度の経過勘定のお話を聞き及びますと、一般会計からこれだけの補てんでよろしいのでしょうか、お尋ねします。

議長 三好副市長。

三好副市長 お答えをさせていただきます。

この繰入金は企業債の償還金、元金利子の分でございます。したがって、野村病院はまだ償還が随分残っております。そういう関係で宇和病院に比べまして額が多い、こういうことでございます。

議長 そのほかございませんか。

2番松山清君。

2番松山清君 私も関連して、議案第64号「平成20年度西予市病院事業会計予算」についてお尋ねするんですが、この予算書の123ページに病床数とかという予定数量があるんですけども、私は宇和病院のことを非常に心配しておりまして、これくらいどんどん寂れていっていると。これを何とかしなくちゃいけないという思いがあるわけですが、ここの中の病床数につきましては、宇和病院144床になっとりまして、これは以前のままの病床数と。そして、年間の患者数とかそういったものが、どういった根拠でこの予算組みされているのか。恐らくこれは去年の実績とか、そういったものではないかと思うんですが、今の状況を見とると、この数値が本当に合ってるのかどうか、今言うベッド数についても144ということは、もうあり得ないと思うんです。医師の数が減とりますから、そういう予定数量というのはおかしいんじゃないかと私は思うんですが、そこは実態を踏まえてこの数値的なものはどうなのか、お伺いいたします。

議長 三好副市長。

三好副市長 お答えをさせていただきます。

このベッド数といいますのは、公称、登録してあるベッド数でございます。現状は宇和病院につきましては、一般病棟は今90床になっておりますけれども、済みません、全体で144床になっておりますけれども、確かな数字ではございませんが、120床ぐらいの運用になっております。だから、このベッド数というのは、現状と合っていない。ただこれを一度ベッド数を減しますと、なかなかこれをまたふやすということが非常に難しい。許可が難しい、そういう面がございますので、現状と合いませんけれども、こういう形で運

営をいたしております。

以上でございます。

議長 2番松山清君。

2番松山清君 年間患者数なども医師が減ってきている中で、この数値で予定をして、予算立てをしてよろしいのでしょうか。

議長 三好副市長。

三好副市長 年間の患者数につきましては、前年度実績に基づいて計上をいたしております。

議長 2番松山清君。

2番松山清君 そうだと思うんですが、今年度もこの予定患者数で予算立てできる見込みがあるんですかという質問なんですけど。

議長 三好副市長。

三好副市長 あるものとして計上をいたしております。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程12)

議長 次に、日程第12、議案第66号「西予市農林漁業後継者住宅条例の一部を改正する条例制定について」及び議案第67号「西予市病院事業職員の諸手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」の2件を一括議題といたします。

これより本案に対する一括質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております案件のうち、平成19年度補正予算について、これより採決を行います。

議案第41号から議案第51号までの11件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

まず、議案第41号についてお諮りいたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第41号「平成19年度西予市一般会計補正予算(第6号)」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第41号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第42号から議案第51号までの10件についてお諮りいたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

これらの採決は一括採決といたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。

議案第42号「平成19年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)」から議案第51号「平成19年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第2号)」までの10件について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第42号から議案第51号までの10件は原案のとおり決定いたしました。

本日採決いたしました11件を除く議案については、お手元に配付しております各常任委員会付託表のとおり各常任委員会に付託いたします。

各常任委員会においては、各議案について十分に審査を行い、最終日に本会議において、委員会の審査の経過と結果について、各常任委員長の報告を求めることといたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次回は3月19日午後2時より会議を開きます。

ご苦労さまでした。

散会 午後2時46分

平成20年第1回西予市議会定例会会議録(第3号)

- 1.招集年月日 平成20年3月19日
 1.招集の場所 西予市議会議場
 1.開 議 平成20年3月19日
 午後2時00分
 1.閉 会 平成20年3月19日
 午後3時30分

1.出席議員

- 1番 田 中 剛
 2番 松 山 清
 3番 宇都宮 明宏
 4番 松 島 義幸
 5番 元 親 孝志
 6番 嶋 川 武文
 7番 沖 野 健三
 8番 森 川 一義
 9番 亀 井 秀男
 10番 名 本 修三
 11番 河 野 作生
 12番 藤 井 朝廣
 13番 浅 野 泰義
 14番 浅 野 忠昭
 15番 三 好 幸夫
 16番 岡 山 清秋
 17番 酒 井 宇之吉
 18番 兵 頭 勇
 19番 山 本 英男
 20番 山 本 昭義
 21番 梅 川 光俊
 22番 鍵 原 芳和
 23番 菊 地 ミスギ
 24番 宇都宮 二郎
 25番 岡 田 周三
 26番 山 本 安男
 27番 平 野 武男
 28番 大 竹 忠盛
 29番 二 宮 元
 30番 坂 本 隆重
 31番 浅 野 豊重

1.欠席議員

なし

1.地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

市 長 三 好 幹 二

- 副 市 長 別 宮 静
 副 市 長 三 好 藤 治
 教 育 長 二 宮 宇 明
 会 計 管 理 者 森 英 二
 総務企画部長 清 水 忠 夫
 産業建設部長 安 藤 芳 夫
 生活福祉部長 武 田 勉
 教 育 部 長 上 甲 福 重
 明浜総合支所長 小 玉 岩 康
 野村総合支所長 三 瀬 通 忠
 城川総合支所長 吉 良 孝 一
 三瓶総合支所長 鶴 岡 康 年
 消防本部消防長 中 野 竹 夫
 総 務 課 長 炭 倉 貞 明
 財 政 課 長 河 野 敏 雅
 企画調整課長 清 水 享 司
 監 査 委 員 池 畠 賢 治

1.本会議に職務のため出席した者の職氏名

- 事 務 局 長 九 鬼 則 夫
 議 事 係 長 井 上 千 浪

1.議 事 日 程 別紙のとおり

1.会 議 に 付 し た 事 件 別紙のとおり

1.会 議 の 経 過 別紙のとおり

議 事 日 程

- 1 議案第11号 西予市一般廃棄物処理施設
 等建設基金条例制定につ
 いて
 議案第12号 西予市後期高齢者医療に関
 する条例制定について
 議案第13号 西予市職員の期末手当及び
 勤勉手当の特例に関する条
 例制定について
 議案第14号 西予市職員の勤務時間、休
 暇等に関する条例の一部を
 改正する条例制定について
 議案第15号 西予市職員の育児休業等
 に関する条例の一部を改正す
 る条例制定について
 議案第16号 西予市一般職の任期付職員
 の採用に関する条例の一部

	を改正する条例制定について		担金徴収条例の一部を改正する条例制定について
議案第 1 7 号	西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第 3 2 号	西予市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について
議案第 1 8 号	西予市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	議案第 3 3 号	西予市単独市営住宅条例の一部を改正する条例制定について
議案第 1 9 号	西予市特別会計条例の一部を改正する条例制定について	議案第 3 4 号	西予市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定について
議案第 2 0 号	西予市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について	議案第 3 5 号	西予市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 2 1 号	西予市母子家庭医療費助成条例の一部を改正する条例制定について	議案第 3 6 号	西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 2 2 号	西予市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例制定について	議案第 3 7 号	市道路線の廃止について
議案第 2 3 号	西予市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例制定について	議案第 3 8 号	市道路線の認定について
議案第 2 4 号	西予市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	議案第 3 9 号	西予市営土地改良事業の施行について
議案第 2 5 号	西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について	議案第 4 0 号	字の区域を新たに画することについて
議案第 2 6 号	西予市居宅介護支援事業所設置条例の一部を改正する条例制定について	議案第 5 2 号	平成 2 0 年度西予市一般会計予算
議案第 2 7 号	西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について	議案第 5 3 号	平成 2 0 年度西予市授産場特別会計予算
議案第 2 8 号	西予市小集落改良住宅管理条例の一部を改正する条例制定について	議案第 5 4 号	平成 2 0 年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
議案第 2 9 号	西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第 5 5 号	平成 2 0 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算
議案第 3 0 号	西予市明浜ふるさと創生館条例の一部を改正する条例制定について	議案第 5 6 号	平成 2 0 年度西予市国民健康保険特別会計予算
議案第 3 1 号	西予市農業集落排水事業分	議案第 5 7 号	平成 2 0 年度西予市老人保健特別会計予算
		議案第 5 8 号	平成 2 0 年度西予市後期高齢者医療特別会計予算
		議案第 5 9 号	平成 2 0 年度西予市介護保険特別会計予算
		議案第 6 0 号	平成 2 0 年度西予市簡易水道事業特別会計予算
		議案第 6 1 号	平成 2 0 年度西予市農業集落排水事業特別会計予算

議案第 6 2 号	平成 2 0 年度西予市公共下水道事業特別会計予算		の採用に関する条例の一部を改正する条例制定について	
議案第 6 3 号	平成 2 0 年度西予市上水道事業会計予算			
議案第 6 4 号	平成 2 0 年度西予市病院事業会計予算	議案第 1 7 号	西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	
議案第 6 5 号	平成 2 0 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算	議案第 1 8 号	西予市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	
議案第 6 6 号	西予市農林漁業後継者住宅条例の一部を改正する条例制定について	議案第 1 9 号	西予市特別会計条例の一部を改正する条例制定について	
議案第 6 7 号	西予市病院事業職員の諸手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第 2 0 号	西予市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について	
追加 議案第 6 8 号	平成 1 9 年度西予市一般会計補正予算(第 7 号)	議案第 2 1 号	西予市母子家庭医療費助成条例の一部を改正する条例制定について	
議案第 6 9 号	平成 1 9 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 4 号)	議案第 2 2 号	西予市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例制定について	
議案第 7 0 号	平成 1 9 年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第 5 号)	議案第 2 3 号	西予市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例制定について	
議案第 7 1 号	平成 1 9 年度西予市病院事業会計補正予算(第 4 号)	議案第 2 4 号	西予市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	
議案第 7 2 号	西予市乙亥の里の指定管理者の指定について	議案第 2 5 号	西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について	
本日の会議に付した事件				
1	議案第 1 1 号	西予市一般廃棄物処理施設等建設基金条例制定について	議案第 2 6 号	西予市居宅介護支援事業所設置条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 1 2 号	西予市後期高齢者医療に関する条例制定について	議案第 2 7 号	西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 1 3 号	西予市職員の期末手当及び勤勉手当の特例に関する条例制定について	議案第 2 8 号	西予市小集落改良住宅管理条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 1 4 号	西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第 2 9 号	西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 1 5 号	西予市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第 3 0 号	西予市明浜ふるさと創生館条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 1 6 号	西予市一般職の任期付職員		

議案第 3 1 号	西予市農業集落排水事業分 担金徴収条例の一部を改正 する条例制定について		議案第 6 2 号	落排水事業特別会計予算 平成 2 0 年度西予市公共下 水道事業特別会計予算
議案第 3 2 号	西予市営住宅管理条例の一 部を改正する条例制定につ いて		議案第 6 3 号	平成 2 0 年度西予市上水道 事業会計予算
議案第 3 3 号	西予市単独市営住宅条例の 一部を改正する条例制定に ついて		議案第 6 4 号	平成 2 0 年度西予市病院事 業会計予算
議案第 3 4 号	西予市特定公共賃貸住宅条 例の一部を改正する条例制 定について		議案第 6 5 号	平成 2 0 年度西予市野村介 護老人保健施設事業会計予 算
議案第 3 5 号	西予市水道事業の設置に関 する条例の一部を改正する 条例制定について		議案第 6 6 号	西予市農林漁業後継者住宅 条例の一部を改正する条例 制定について
議案第 3 6 号	西予市簡易水道及び愛媛県 条例水道の設置に関する条 例の一部を改正する条例制 定について	追加	議案第 6 7 号	西予市病院事業職員の諸手 当に関する条例の一部を改 正する条例制定について
議案第 3 7 号	市道路線の廃止について		議案第 6 8 号	平成 1 9 年度西予市一般会 計補正予算(第 7 号)
議案第 3 8 号	市道路線の認定について		議案第 6 9 号	平成 1 9 年度西予市農業集 落排水事業特別会計補正予 算(第 4 号)
議案第 3 9 号	西予市営土地改良事業の施 行について		議案第 7 0 号	平成 1 9 年度西予市公共下 水道事業特別会計補正予算 (第 5 号)
議案第 4 0 号	字の区域を新たに画するこ とについて		議案第 7 1 号	平成 1 9 年度西予市病院事 業会計補正予算(第 4 号)
議案第 5 2 号	平成 2 0 年度西予市一般会 計予算		議案第 7 2 号	西予市乙亥の里の指定管理 者の指定について
議案第 5 3 号	平成 2 0 年度西予市授産場 特別会計予算			
議案第 5 4 号	平成 2 0 年度西予市住宅新 築資金等貸付事業特別会計 予算			
議案第 5 5 号	平成 2 0 年度西予市育英会 奨学資金貸付特別会計予算			
議案第 5 6 号	平成 2 0 年度西予市国民健 康保険特別会計予算			
議案第 5 7 号	平成 2 0 年度西予市老人保 健特別会計予算			
議案第 5 8 号	平成 2 0 年度西予市後期高 齢者医療特別会計予算			
議案第 5 9 号	平成 2 0 年度西予市介護保 険特別会計予算			
議案第 6 0 号	平成 2 0 年度西予市簡易水 道事業特別会計予算			
議案第 6 1 号	平成 2 0 年度西予市農業集			

開議 午後2時00分

議長 ただいまの出席議員は31名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありであります。

(日程1)

議長 日程第1、議案第11号「西予市一般廃棄物処理施設等建設基金条例制定について」から議案第40号「字の区域を新たに画することについて」までの30件及び議案第52号「平成20年度西予市一般会計予算」から議案第67号「西予市病院事業職員の諸手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」までの16件を一括議題といたします。

各委員会における審査の経過と結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、藤井総務常任委員長の報告を求めます。

藤井朝廣総務常任委員長 総務常任委員会審査報告書。

総務常任委員会の報告を申し上げます。

去る3月5日の本会議におきまして、当常任委員会に付託されました議案10件に対しまして、3月6日及び11日の両立、関係部課長の出席を得て委員会を開催し審査を行いました。

審査の結果はお手元に配付されております委員会審査報告書のとおりでありまして、いずれも全会一致にて原案可決した次第であります。

今委員会報告では、議案10件の中で、特に質疑の多くなされました議案第13号「西予市職員期末手当及び勤勉手当の特例に関する条例制定について」及び議案第52号「平成20年度西予市一般会計予算」の2件につきまして、審査の過程における主な質疑内容、また委員から出された特徴的な意見、要望等について、その概要を抜粋してご報告を申し上げます。

まず、議案第13号「西予市職員期末手当及び勤勉手当の特例に関する条例制定について」の質疑では、管理職手当の減額措置を講じたことによるこれまでの効果について理事者の考えをただしたところ、年間3,000万円程度の削減効果が上げられたこととともに、厳しい財政事情の中で経費削減に対する職員の意識改革を図ることができたとの答弁がありました。

次に、議案第52号「平成20年度西予市一般会計予算」についてであります。財政課所管分の中で一般会計総額で、対前年比3億3,200万円の増額であるが、大型事業であるCATV事業及び庁舎建設事業を考慮すると、実質的には減額予算とも考えられる。その中で大型事業を除く普通建設事業等工事の状況、その状況が地域経済に及ぼす影響についての質疑がありました。

このことについて、理事者からは、大型事業については、国県補助金、過疎また合併特例債を財源として充当している。このことにより大型事業を除く普通建設事業費は、ほぼ従来どおりの予算枠組みをとっており、今までと同様な形で地域経済へ波及は考えられるんじゃないかと判断しているとの答弁がありました。

総務課所管分においては、行政連絡等委託料に関連して、行政区という自治組織の単位のあり方について質疑がありました。

その中で、高齢化の中、区長等の役員のなり手も苦慮している地区もある。それぞれの地区にはそれぞれの歴史背景があり、一長一短にはいれないが、行政区の見直しを長期的スパンで検討していく必要があるのではないかと意見があり、理事者からは、自治組織であり、行政がどの程度かわかっていくべきかの課題はあるが、限界集落の問題も含めて検討していきたいとの説明がありました。

次に、情報推進課所管によるCATV事業に関する質疑の中では、平成20年度における整備対象区域について説明を求めました。

このことについて、理事者からは、宇和町並びに野村町の中心部との説明がありました。

また、関連してハード面については、これからの整備予定等ある程度理解できるが、ソフト面の情報が不足していると感じている。加入率にも関係してくるので早目にソフト面の検討に入って市民に情報を提供するとともに、CATVに対して住民意識の高揚をより一層図るべきだと考えるが、この方策について理事者の考えをただしたところ、理事者からは、新たなCATV組織の意向を本年4月1日に予定しており、今後株主総会を経て代表者等も決定することとなる。その新体制の中で番組、料金等の検討を行い、ソフト面の内容が決定した段階で再度説明会を開催する計画であるとの答弁がありました。

企画調整課所管では、生活交通バス対策事業費に関連して、福祉バスの運行等、高齢者に配慮した交通安全手段の確保がなされたが、さらに細かい配慮が必要とも考えられる。ダイヤモンドタクシーを実施している自治体の例もあるが、西予市における具体的な将来計画はあるのかとの質疑がありました。

これに対して、理事者からは、市としてもまだまだ不十分であると考えている。有償、無償の問題、路線バスとの関係、タクシーの白地地帯の問題等少々の課題はあるが、バス関係担当者においてよりよい方向を探っていきたいとの答弁がありました。

教育委員会所管分につきましては、3点ご報告を申し上げます。

まず、1点目として、教職員住宅管理費に関連して当市の状況を見ると、入居をしていない教員住宅、空き部屋が多いと考えられるが、これらを一般住宅として活用できないかとの質疑に対し、理事者からは、学校教育に関する検討委員会の答申を受け、公営住宅として転用が可能かどうか関係課と検討、協議した結果、今後転用できる住宅については、公営住宅に切りかえる方向で進めていきたいとの答弁がありました。

これを受け、委員からは、空き住宅等があると環境の面においても悪影響を及ぼすこともあるので、前向きに検討してほしいとの意見がありました。

2点目として、学校の統廃合問題における現在の進捗状況の説明を求めたところ、学校再編検討委員会では、現地調査も終え協議されている段階であり、できれば今年7月末ごろを目安に、同委員会から答申いただければと考えているとの答弁でありました。

3点目には、旧町における町史の編さん状況の推移の中で、町史は将来に残すべく旧町の歴史的資料として大変重要であるので散逸することのないよう、未編さんの町また合併までの空白の期間について行政主導の中で積極的に取り組み、町史として後世に残してほしいとの要望がありました。

以上、今定例会で付託された議案の審査概要について申し上げましたが、適切にご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げまして、総務常任委員会の報告を終わります。

平成20年3月19日、総務常任委員会委員長 藤井朝廣。

議長 次に、大竹厚生常任委員長の報告を求めます。

大竹忠盛厚生常任委員長 厚生常任委員会審査報告書。

厚生常任委員会の報告を申し上げます。

当委員会に審査を付託されました議案22件の審査結果は、お手元に配付の委員会審査報告書のとおりであります。いずれも原案可決と決した次第であります。

以下、審査の過程におきまして、特に議論がなされました事項について、その概要を申し上げます。

初めに、議案第11号「西予市一般廃棄物処理施設等建設基金条例制定について」は、委員から、基金の用途目的や基金額が少ないのではないかとの質疑に対し、市内の廃棄物処理施設全体が老朽化しており、10年以内にこれらの施設の改修が必要と思われる。基金額については、その時々々の財政状況に勘案して積み立てていきたいとの答弁でありました。

次に、議案第12号「西予市後期高齢者医療に関する条例制定について」は、加入する制度によって保険料を負担する人と負担しない人があり、また市町により保険料に高低があったが、新しい制度では、高齢者の方は負担能力に応じ公平に負担することになる制度改正であるとの説明に対し、この制度改正が市民の理解が得られるよう周知徹底を図られたい。また、制度改正により前期と後期に分けたことによる保険料の違いと負担割合、市の負担増はどのくらいになるのかとの質疑に対し、周知については、本庁、総合支所ともに地元からの要望を受け理解を願うべく説明に出向いており、負担割合、負担増については、今の段階では保険料のもととなる19年度中の収入が確定しておらず、また保険料の試算方法にも違いがあるとのこと、市の負担についても、国保税との比較だけでは社会保険加入の高額者分が含まれておらず、正確な数字の把握は困難であるとの答弁でありました。

次に、議案第20号「西予市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について」は、住

民基本台帳カードに対する今後の普及方針、必要性、今まで500円で購入した方との不合理が生じるので適正化を図られたいとの質問に対し、全国的に見てもカード交付者は少なく、今後は住民票等の請求にも本人確認書類が必要となるなど、国の交付税措置のある3年間のみとし、普及推進を図りたくご理解を願いたいとの答弁でありました。

次に、議案第52号「平成20年度西予市一般会計予算」のうち、市民生活課に関する事項については、市民の方々の努力によりごみ減量化が図られた結果であり、使用しておるごみ袋を安くするなど、市民全体に行き渡る政策をすべきではないかとの質疑に対し、今後の検討課題としたいとの答弁でありました。

また、今年10月から西予市においてパスポートの発行が予定されているが、市民の利便性を考慮した事務処理を行うよう検討されたいとの意見に対し、印紙販売許可の問題もあるが、市民の方々が利用できやすいように配慮していきたいとの答弁でありました。

次に、社会福祉事務所に関する事項については、社会福祉関連の施設のあり方について質疑があり、法人化研究委員会を立ち上げ、その中で研究してまいりたいとの答弁でありました。

その他福祉バスのサービス向上に努められたいとの意見もありました。

次に、議案第56号「平成20年度西予市国民健康保険特別会計予算」については、事業勘定の医薬品の共同購入について質疑があり、昨年共同購入しており、全体的に安くなっているとの答弁でありました。

次に、議案第59号「西予市介護保険特別会計予算」については、要介護度の同等の方で、同等な症状でグループホームと介護保険施設に入所した場合の個人負担の差額について質疑があり、個室と多床室でも金額が変わってくるが、介護に必要な費用はほぼ同じである。グループホームは、部屋代、食事代とも自由に設定ができ一番高い。

また、介護保険3施設は、所得に応じ費用が変わってくるとの答弁でありました。

次に、議案第64号「平成20年度西予市病院事業会計予算」については、企業債償還金、地方交付税、病院経営状況等について質疑がありましたが、病院経営について最善の努力をしていき

いとの答弁でありました。

以上、慎重に審査いたしましたので報告いたします。

平成20年3月19日、厚生常任委員会委員長 大竹忠盛。

議長 次に、田中産業建設常任委員長の報告を求めます。

田中剛産業建設常任委員長 産業建設常任委員会審査報告書。

産業建設常任委員会の報告を申し上げます。

去る3月5日の本会議において、当常任委員会に付託されました議案16件について、3月6日、7日に審査を行いました。

審査結果はお手元に配付の委員会審査報告書のとおり、全会一致で原案どおり可決決定いたしました。

以下、審査の過程におきまして、特に指摘、要望のありました事項を抜粋して報告申し上げます。

まず、議案第30号「西予市明浜ふるさと創生館条例の一部を改正する条例制定について」かんきつ類のジュース委託加工に係る加工上の利用料金を設定するもので、搾汁に係る瓶1本の単価を250円以内に定めるものとの説明があり、全員異議なく、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第31号「西予市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について」これは加入分担金17万円を20万円以内に改めるもので、これまで17万円を市に納め、残り3万円を地元の組合で徴収していたのを、農集が一元化経営となったことにより組合を存続する必要がなくなったため、20万円以内に改定するものとの説明があり、全員異議なく、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第32号「西予市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について」、議案第33号「西予市単独市営住宅条例の一部を改正する条例制定について」、議案第34号「西予市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定について」理事者より、国交省の指導により県下統一の条例改正となっているもので、暴力団員の入居を制限するものとの説明がありました。先ほど総務委員長の報告にもありましたが、教員住宅の空き

家が目立っており、教員住宅を一般住宅にすることはできないかと尋ねたところ、補修して使用できるものであれば公営住宅に転用し、補修費用がかかり過ぎて採算が合わない場合は、取り壊すなど等を教育委員会と調整中である。また、先般国交省の説明会があり、統合により教員住宅等が余っているが、これらに関しては住宅マスタープランを作成し、土地開発公社に一たん譲り受けて、それを市で買い取ることができれば補助ができるという指導を受けているとの答弁がありました。

これを受け、委員より、各地区過疎化が始まっているので、住宅等に低額所得者や一時滞住者が入れるような対応をしていただきたいとの要望がありました。

全員異議なく、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第37号「市道路線の廃止について」及び議案第38号「市道路線の認定について」さまざまな議論が交わされましたが、理事者から格付委員会そのものは、道路認定だけを主に置いたものではなく、道路認定したものをどのように運用していくかが格付委員会の重要な役割であり、審議もあわせて行ってもらっている。道路認定は市長の権限において提出するものだが、諮問委員会である格付委員会の意見を尊重し、市長が判断して議会の議決を得て決定しているとの答弁がありました。

検討の結果、全員異議なく、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第63号「平成20年度西予市上水道事業会計予算」について、委員より、野村ダムも25年が経過しており、南予水道企業団より明浜と三瓶に一部通水している野村ダムからの水道料金を一挙に下げてもらい、そして各町の水道料金を統一したらどうかとただしたところ、南予水道企業団の償還金が減額された分については、受水費の単価を下げられているが、償還金が相当額残っている。この設備投資費用及び維持管理費用が受水費にかかっているため、にわかには下げるのは難しい状況であるとの答弁がありました。

次に、議案第52号「平成20年度西予市一般会計予算」のうち、当委員会に付託となりました予算についてを議題とし質疑に入りました。

まず、建設課分について、請負業者から入札制

度の中で入札指名が来たら小さな工事でも提出書類が多く、非常に手間になっているとの意見が出ているが、これを簡素化する方法はないかとただしたところ、補助事業もあり、必要な書類は決まっている。それは業者の責務と考えていただきたい。

また、業者の質の向上といった観点からも必要であるとの答弁がありました。

次に、用地課分について、未登記の土地が多く今の人員体制では対応がとれるので、機械をどんどん入れて積極的にやっていくようただしたところ、現在は現年度分と過年度分の登記事務をあわせて進めているが、まずは過年度分の残りについて手がけていきたい。新たに図面をつくる際には、委託するなどの人員配置が必要になるとの答弁がありました。

次に、産業創出課分についてであります。コールセンターの職員数及び企業誘致委員会は何回開いたのかをただしたところ、コールセンターの職員は定着率が低く、現在16名程度となっており、再度募集をかけている状況との報告を受けている。企業誘致委員会は、条例に適用する企業かどうかの審査であり、19年度は予定していた企業の申請がおくれた関係で開いていないとの答弁がありました。

次に、商工観光課分について、竜沢寺緑地公園の管理状況についてただしたところ、継続して建設業者に委託しているとの答弁がありました。

次に、農林水産課分についてであります。森林整備地域活動支援事業802万2,000円について、市内の財産区有林の1,600ヘクタール、ヘクタール当たり5,000円ということだが、来年度が初めてなのかただしたところ、これは新たに2期目の森林整備地域に対する支援交付金であり、1期目の5年が平成18年度で終わり、平成19年度より5カ年間実施するものである。申請者は森林組合であるが、財産区有林との実施協定が調ったことから本事業に取り組むものであるとの答弁がありました。

以上、議案16件すべて原案のとおり可決決定いたしました。

以上で産業建設常任委員会の報告を終わります。

平成20年3月19日、産業建設常任委員会委員長田中剛。

議長 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結といたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結といたします。

お諮りいたします。

まず、議案第11号「西予市一般廃棄物処理施設等建設基金条例制定について」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員です。よって、ただいまの議案第11号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第12号「西予市後期高齢者医療に関する条例制定について」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員です。よって、ただいまの議案第12号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第13号「西予市職員の期末手当及び勤勉手当の特例に関する条例制定について」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員です。よって、ただいまの議案第13号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第14号から議案第19号までの6件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第14号「西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について」から議案第19号「西予市特別会計条例の一部を改正する条例制定について」までの6件は委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

次に、議案第20号から議案第29号までの10件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第20号「西予市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について」から議案第29号「西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について」までの10件は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

次に、議案第30号から議案第36号までの7件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第30号「西予市明浜ふるさと創生館条例の一部を改正する条例制定について」から議案第36号「西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について」までの7件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

次に、議案第37号から議案第39号までの3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第37号「市道路線の廃止について」から議案第39号「西予市営土地改良事業の施行について」までの3件は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第37号から議案第39号までの3件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第40号について採決いたします。

お諮りいたします。

議案第40号「字の区域を新たに画することについて」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員です。よって、ただいまの議案第40号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第52号について採決いたします。

お諮りいたします。

議案第52号「平成20年度西予市一般会計予算」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員です。よって、議案第52号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第53号から議案第65号までの13件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第53号「平成20年度西予市授産場特別会計予算」から議案第65号「平成20年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」までの13件は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員です。よって、議案第53号から議案第65号までの13件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第66号及び議案第67号までの2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第66号「西予市農林漁業後継者住宅条例の一部を改正する条例制定について」及び議案第67号「西予市病院事業職員の諸手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」の2件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

暫時休憩いたします。(休憩 午後2時35分)

議長 再開いたします。(再開 午後2時50分)

ただいま市長から提出されました議案第68号「平成19年度西予市一般会計補正予算(第7号)」から議案第72号「西予市乙亥の里の指定管理者の指定について」までの5件を本日の日程に追加し、追加日程といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、5件を本日の日程に追加し、追加日程とすることに決定

いたしました。

(追加)

議長 まず、追加日程第1、議案第68号「平成19年度西予市一般会計補正予算(第7号)」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好市長。

三好市長 議案第68号「平成19年度西予市一般会計補正予算(第7号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回提案します主な補正予算は、歳出では、一般管理費で報償費の増額、大野ヶ原小学校改築事業の継続費の変更と工事請負費の減額及び庁舎建設事業基金の積み立て、また歳入では、特別交付税の決定によります地方交付税の増額計上をするものであります。

一般管理費の報償費の増額につきましては、平成18年3月に三瓶町在住の男性から提起された本市を被告とする損害買取請求訴訟の一審判決が出されたことによるもので、本訴訟における本市の訴訟代理人弁護士への報償金であります。

本訴訟につきましては、去る平成20年3月10日に裁判所の一審判決が出され、本市の主張がほぼ全面的に認められ、原告の請求棄却で結審し、約2年間続いた本訴訟も一応の決着を見ることができました。

大野ヶ原小学校改築事業につきましては、3月17日の入札により工事請負費が決定しましたので、それに伴う変更であります。

また、新庁舎建設の財政負担軽減を図るため基金積み立てを行っております。

これによりまして既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ9,022万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を242億5,926万1,000円と定めるものであります。

なお、今回の補正では、庁舎建設調査研究事業を初めとする18事業の繰越明許費を計上しております。

以上、説明いたしました。詳細な点につきましては、担当課長から補足をいたさせますので、よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

議長 河野財政課長。

河野財政課長 それでは、予算書に沿って補足説明をさせていただきます。

まず、歳出につきまして説明をさせていただきます。

11ページをお開き願います。

1目8節報償金149万円につきましては、本市を被告とする損害賠償請求訴訟の一審判決で、原告の請求棄却で結審となりましたので、それに係る本市の訴訟代理人弁護士への報償金であります。

同じく3目28節農業集落排水事業特別会計繰出金マイナスの433万円につきましては、農業集落排水事業加入者の増により繰出金を減額するものであります。

12ページをお開き願います。

3目15節工事請負費マイナスの687万8,000円のうち、国保分につきましてはマイナスの686万円ですが、これはさきの入札により大野ヶ原小学校改築事業における工事費の確定により減額であります。

同じく1目25節庁舎建設事業基金に1億円を積み立てておりますが、これにより平成19年度末現在高は6億1,654万3,000円となります。

次に、歳入でございますが、9ページをお開き願います。

特別交付税1億5,210万2,000円につきましては、3月18日に交付決定通知があり、増額計上するものであります。

なお、平成19年度の交付決定額は、10億6,210万2,000円で、前年度比7.7%、8,899万6,000円の減額となっております。

次に、基金繰入金でございますが、財政調整基金繰入金5,248万1,000円を減額することによりまして、19年度末残高は約14億9,000万円となりますが、しかし20年度当初予算で5億4,000万円を取り崩す予定になっておりますので、実質9億5,000万円の残高となります。

10ページをお開き願います。

小学校債マイナスの940万円でございますが、これは大野ヶ原小学校改築事業における工事費が確定したことにより減額であります。

4ページに返っていただきたいと思っております。

第2表継続費補正でございますが、これは大野ヶ原小学校改築事業における工事費が確定しましたので、その総額と年割り額の変更を行うものであります。

次に、5ページでございますが、第3表繰越明許費であります。まず庁舎建設調査研究事業610万1,000円につきましては、当初平成20年1月から3月にかけて庁舎建設のための地質調査業務を計画していたところであります。基本設計の着手がおくれましたとともに既存施設の取り扱い等の検討作業により庁舎の配置、規模の方針決定等に時間を要しますので、当該事業予算につきまして平成20年度に繰り越すものであります。この業務完了時期は、平成20年6月下旬を予定しております。

次に、ひまわりの郷整備事業590万円につきましては、社会福祉法人ひまわり育成会が運営をしております宇和ひまわりの郷の施設増築事業であります。用地購入に不測の日数を要したため、年度内完了が見込めなくなったことにより一部繰り越しをするものであります。なお、完成は平成20年5月中旬の見込みとなっております。

次に、西予農業振興地域整備計画書作成事業131万3,000円ですが、これはこの整備計画の変更策定につきまして、県と事前協議中ではありますが、協議に不測の時間を要し、また県知事の同意を要しますので、年度内完成が見込めなくなったことにより当該事業予算について繰り越すものであります。なお、完成見込みは平成20年5月でございます。

次に、営農飲雑用水施設整備事業311万8,000円ですが、この事業は城川町川津南地区において導水給水施設工事を施工しておりますが、水源施設計画変更による設計の変更及び県道日向谷高野子線の道路占用協議に日数を要し、また県発注の管水路工事との施工計画協議の結果、年度内完成が見込めなくなったことにより一部繰り越しをするものであります。完成見込みを平成20年5月31日としております。

次に、国道378号俵津バイパス道路改良工事負担金事業3,960万円でございますが、これは県が道路改良工事の一部を平成20年度に繰り越すことに伴い一部繰り越しをするものであります。

次に、垣生漁港漁村再生交付金委託事業605

万8,000円ではありますが、これは県が施工しております国道378号改良にあわせて県に委託をしている事業であります。県が道路改良工事の一部を平成20年度に繰り越すこととなりましたので、それに伴い一部繰り越しをするものであります。なお、完成は平成20年5月31日の予定であります。

次に、漁港利用調整事業1億5,828万9,000円につきましては、鋼材等の価格騰貴により資材入手に不測の日数を要したため年度内完成が見込めなくなったことにより一部を繰り越すものであります。なお、完成は平成20年6月30日の見込みであります。

次に、道路新設改良事業宇和分6,324万円につきましては、その内訳といたしまして、まず市道旧町地区277号線改良事業につきましては、3,596万円を繰り越すこととしておりますが、これは工事施工に伴う通行規制について、地元との調整に不測の日数を要し、完成は平成20年5月31日の見込みとしております。

次に、市道旧町地区96号線改良事業につきましては、1,694万円を繰り越すこととしておりますが、これは工法協議に不測の日数を要したため用地買収がおくれ、年度内完成が見込めなくなったことによるものであります。完成は平成20年5月31日の見込みとしております。

次に、市道中川地区26、27、30号線改良事業につきましては、1,034万円を繰り越すこととしておりますが、これは工事に係る水道の河川占用許可申請に不測の日数を要したため年度内完成が見込めなくなったことによるものであります。完成は平成20年6月30日の見込みとしております。

次に、道路新設改良事業三瓶分1,303万7,000円ではありますが、そのうち市道蔵貫浦13号線改良事業につきましては、175万9,000円を繰り越すこととしておりますが、これは用地交渉において地元との協議に不測の日数を要したため年度内完成が見込めなくなったことによるものであります。なお、完成は平成20年6月30日の見込みとしております。

次に、市道垣生24号線改良事業につきましては、1,127万8,000円を繰り越すこととしておりますが、これは改良を計画している当該市道に接続する県施工の過疎農道の用地交渉が難

航し、地権者との調整に不測の日数を要したため年度内完成が見込めなくなったことによるものであります。完成は平成20年6月30日の見込みとしております。

次に、中川原橋改修工事負担金事業855万8,000円ではありますが、県が事業の一部を平成20年度に繰り越すため年度内完成が見込めなくなり一部繰り越しをするものであります。

次に、高速道路周辺整備事業1,351万円ではありますが、宇和地区高速道路周辺整備事業で実施しております稲生地区流末排水路工事におきまして、本事業計画書の一部用地は、国土交通省により買収する計画となっておりますが、その用地買収が難航し、本工事の設計ルートが確定できなかったため発注がおくれ、年度内完成が見込めなくなり一部を繰り越しをするものであります。完成は平成20年5月30日を予定しております。

次に、都市計画策定管理事業440万円ではありますが、これは宇和町卯之町伝統的建造物群保存地区の地区決定に関連し、保存計画素案の検討に時間を要し、また県都市計画課との事前協議において、愛媛県都市計画道路見直しガイドラインに沿った都市計画道路の全体的な見直しの検討が必要となり、年度内完成が見込めなくなり当該事業を繰り越すものであります。完成は平成20年12月末を予定しております。

次に、下松葉地区排水路整備事業1,650万円につきましては、四国旅客鉄道株式会社との工法協議に不測の日数を要したため、設計委託業務の着手がおくれ年度内完成が見込めなくなったことにより一部繰り越しをするものであります。なお、完成は平成20年12月末を予定しております。

埋蔵文化財発掘調査380万5,000円ではありますが、これは坪栗遺跡からの出土遺物を保存処理するものであります。保存処理をする前に出土遺物の洗浄、整理、実測及び写真撮影が必要で、出土点数も多く、この作業に不測の時間を要し、また保存処理には10カ月以上の日数を要するため年度内完成が見込めなくなり、当該事業の予算を繰り越すものであります。完成は平成21年3月を予定しております。

次に、古代ロマンの里推進事業2,111万円につきましては、これは笠置峠古墳整備工事ではありますが、この工事におきまして、この工事に使

用する石材の入手に不測の日数を要し、年度内完成が見込めなくなり一部繰り越しをするものであります。

次に、農地災害復旧事業野村分129万3,000円ですが、これは野村町中野地区の畑災害復旧工事におきまして土質が非常に悪く、約1,000立米の土の入れかえを余儀なくされたため繰り越しのものです。

次に、農業用施設災害復旧事業野村分373万3,000円につきましては、さきの畑災害復旧工事と同じ理由でございます。

農業用施設災害復旧事業城川分643万5,000円ですが、これは城川地区辰ノ口頭首工災害復旧工事におきまして、現場精査の結果、復旧延長及び躯体断面に大幅な変更が必要となりこの手続に不測の日数を要し、また事業量、工事費もふえているために一部繰り越しをするものであります。

以上、説明とさせていただきます。

議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第68号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第68号「平成19年度西予市一般会計補正予算(第7号)」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員です。よって、議案第68号は原案のとおり決定いたしました。

(追加)

議長 次に、追加日程第2、議案第69号「平成19年度西予市農業集落排水事業特別会計補正

予算(第4号)」から議案第71号「平成19年度西予市病院事業会計補正予算(第4号)」までの3件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

安藤産業建設部長。

安藤産業建設部長 議案第69号「平成19年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入におきまして、供用開始処理区における新規加入金の増額とそれに伴う繰入金を減額するもので、歳入のみの補正となります。

内容につきましては、供用開始処理区において分譲住宅等の建築が実施されることから、新規加入金433万円を増額し、これに伴い一般会計繰入金を433万円減額いたしております。

これによります歳入歳出予算の総額には、変更ありません。

また、多田地区の処理施設に関する建設工事につきまして、関係機関との協議に不測の日数を要しました等の理由により年度内の施工が困難になったことに伴い繰越明許費2億1,331万2,000円を計上いたしております。完成は6月6日の予定であります。

続きまして、議案第70号「平成19年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、宇和处理区及び野村処理区において、関係機関との協議に不測の日数を要した等の理由によりまして年度内の施工が困難になったことに伴い、繰越明許費3億3,838万7,000円を計上するものであります。完成は20年7月31日を予定いたしております。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 三好副市長。

三好副市長 議案第71号「平成19年度西予市病院事業会計補正予算(第4号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、この4月から6年ぶりに野村病院に常勤の眼科医師が赴任されることから、眼科

手術関連機器の点検をメーカーに依頼したところ、この数年使用した実績がなく、一部ふぐあいも生じております。また、購入後14年が経過をしており、修理も困難な状況であることから、早急に機器の更新を行い、今後予定される白内障手術等に対応するものであります。

内容つきましては、資本的支出で2,576万円を増額するもので、医療機器購入における入札減による1,324万円の減額と超音波白内障手術装置ほか2件の購入費用3,900万円を計上するものであります。

以上の補正により、資本的支出の合計は2億2,792万7,000円となり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する1億9,829万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものでございます。よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。

議長 理事者の説明は終わりました。

これより3件に対する一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第69号から議案第71号までの3件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第69号「平成19年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)」から議案第71号「平成19年度西予市病院事業会計補正予算(第4号)」までの3件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員です。よって、議案第69号から議案第71号までの3件は原案のとおり決定いたしました。

(追加)

議長 次に、追加日程第3、議案第72号「西予市乙亥の里の指定管理者の指定について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

安藤産業建設部長。

安藤産業建設部長 議案第72号「西予市乙亥の里の指定管理者の指定について」提案理由のご説明を申し上げます。

この施設は、地域の歴史・文化の継承を図るとともに、地域商業の活性化に資する施設として整備された施設であり、平成17年4月から旧野村町商工会、現在の西予市商工会が指定管理者として管理運営を行っております。今回、西予市商工会の指定期間が今月末に満了することに伴い、次期指定管理者の候補者につきまして慎重に検討いたしました結果、地域経済との連携及び活性化等を考慮し、引き続き西予市商工会を指名により選定いたしましたので、議会の議決を求めるものであります。

その理由といたしましては、本施設は旧野村町商工会を引き継ぐ西予市商工会が、TMOの機関として中心市街地活性化計画に携わっており、商業活性化の核となる乙亥の里を活用することで商業の発展に大いに寄与できると意欲を示しております。

また、過去3年間の実績を踏まえ、集客に対しまして一層の努力や徹底した人的教育を実施してサービスに支障が生じないよう最善の努力を図ると申し出ていることから、万全の態勢が図られるものと判断したものであります。

なお、西予市商工会の概要及び運営計画概要につきましては、お手元の参考資料をご参照いただきたいと存じます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結とします。

お諮りいたします。

議案第72号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。こ

れにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第72号「西予市乙亥の里の指定管理者の指定について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員です。よって、議案第72号は原案のとおり決定いたしました。

以上で全日程を終了いたしました。

市長より閉会のごあいさつがあります。

三好市長。

三好市長 平成20年第1回西予市議会定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

去る3月4日から開会いたしました本定例会におきましては、議員各位には本会議並びに各常任委員会を通じまして慎重なご審議を賜り、衷心より敬意と感謝の意を表する次第でございます。おかげをもちまして、平成20年度一般会計予算を初め多数の重要案件につきまして原案どおりそれぞれ可決をいただくことができました。ここに成立しました平成20年度予算によりまして、市政各般にわたり所期の施策を推進し、市政の一層の伸長と市民生活の向上発展に寄与してまいりたいと念願しております。

さて、在任中幾多の功績を残されました現議員各位の任期も、私同様によいよ間近に迫りました。皆様と議場でお目にかかることも恐らく本日をもって今任期中の最後となるのではないかと存じますが、今静かに過ぎし4年間の市政の跡を振り返りますと、感無量なものがございます。

本市にとってこの4年の歳月は、平成の大合併に始まり、旧町から引き継いだ懸案事項の処理及び国の行財政改革によりまして始終イバラの道であり、苦難の連続でありました。そういった険しく厳しい道のりではございましたが、それだけに実質的には旧町時代の歴代の議会をはるかにしの

ぐ充実したものであったことは、地方自治を理解する者ひとしく認めるところでございます。今議会のご功績は、我が西予市市政史上に輝くことと存じます。

承るところによりまして、引き続き市議会議員に立候補される方、また本任期をもって後進に道を譲られる方があるように伺っております。引き続き出馬をなされる方々におかれましては、ぜひご健闘をいただき、再びこの議場で西予市の施策について議論を願えることを心からご祈念申し上げます。

また、ご勇退による皆様方におかれましては、今後とも在任中と変わることなく市政に対して何かとご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

私はこの1期4年間、旧5町の歴史・文化・風習を尊重し認め合いながら、残すべきものは残し、変えるべきものは変える信念のもとで、皆様の温かいご理解とご支援を得て何とかその重責を果たすことができました。西予市まちづくりの計画として予定された事業につきましても、早期に多くのことを実現することができました。

また、産業、保健、福祉、教育、文化、さらに財政などの分野においても、基礎を一つずつ積み重ねてまいることができました。これも議員各位と市民の皆様のご理解があつてのたまものでありまして、重ねて感謝とお礼を申し上げる次第でございます。

終わりにになりましたけれども、先般表明いたしましたように、誇れる西予市づくりを目指し、私も再度市政を担うべく挑戦したいと思っておりますので、何とぞご理解をお願いいたします。

以上、甚だ簡単でございますが、この4年間の議員各位の市政へのご尽力に深甚より感謝と敬意を申し上げ、閉会のごあいさつといたします。

皆さん、長い間ありがとうございました。

議長 これをもって平成20年第1回西予市議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後3時30分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長

同 議員

同 議員

平成20年第1回西予市議会定例会議決結果表

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 8号	西予市立三瓶中学校屋内運動場改築工事変更請負契約について	20.3.4	原案可決
議案第 9号	多田地区生活改善工事第17工区工事変更請負契約について	20.3.4	原案可決
議案第 10号	多田地区生活改善工事第21工区工事変更請負契約について	20.3.4	原案可決
議案第 11号	西予市一般廃棄物処理施設等建設基金条例制定について	20.3.19	原案可決
議案第 12号	西予市後期高齢者医療に関する条例制定について	20.3.19	原案可決
議案第 13号	西予市職員の期末手当及び勤勉手当の特例に関する条例制定について	20.3.19	原案可決
議案第 14号	西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について	20.3.19	原案可決
議案第 15号	西予市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について	20.3.19	原案可決
議案第 16号	西予市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例制定について	20.3.19	原案可決
議案第 17号	西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	20.3.19	原案可決
議案第 18号	西予市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	20.3.19	原案可決
議案第 19号	西予市特別会計条例の一部を改正する条例制定について	20.3.19	原案可決
議案第 20号	西予市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について	20.3.19	原案可決
議案第 21号	西予市母子家庭医療費助成条例の一部を改正する条例制定について	20.3.19	原案可決
議案第 22号	西予市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例制定について	20.3.19	原案可決
議案第 23号	西予市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例制定について	20.3.19	原案可決
議案第 24号	西予市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	20.3.19	原案可決
議案第 25号	西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について	20.3.19	原案可決
議案第 26号	西予市居宅介護支援事業所設置条例の一部を改正する条例制定について	20.3.19	原案可決
議案第 27号	西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について	20.3.19	原案可決
議案第 28号	西予市小集落改良住宅管理条例の一部を改正する条例制定について	20.3.19	原案可決

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 29号	西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について	20.3.19	原案可決
議案第 30号	西予市明浜ふるさと創生館条例の一部を改正する条例制定について	20.3.19	原案可決
議案第 31号	西予市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について	20.3.19	原案可決
議案第 32号	西予市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について	20.3.19	原案可決
議案第 33号	西予市単独市営住宅条例の一部を改正する条例制定について	20.3.19	原案可決
議案第 34号	西予市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定について	20.3.19	原案可決
議案第 35号	西予市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について	20.3.19	原案可決
議案第 36号	西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について	20.3.19	原案可決
議案第 37号	市道路線の廃止について	20.3.19	原案可決
議案第 38号	市道路線の認定について	20.3.19	原案可決
議案第 39号	西予市営土地改良事業の施行について	20.3.19	原案可決
議案第 40号	字の区域を新たに画することについて	20.3.19	原案可決
議案第 41号	平成19年度西予市一般会計補正予算(第6号)	20.3.5	原案可決
議案第 42号	平成19年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)	20.3.5	原案可決
議案第 43号	平成19年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第2号)	20.3.5	原案可決
議案第 44号	平成19年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	20.3.5	原案可決
議案第 45号	平成19年度西予市老人保健特別会計補正予算(第3号)	20.3.5	原案可決
議案第 46号	平成19年度西予市介護保険特別会計補正予算(第4号)	20.3.5	原案可決
議案第 47号	平成19年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)	20.3.5	原案可決
議案第 48号	平成19年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)	20.3.5	原案可決
議案第 49号	平成19年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)	20.3.5	原案可決
議案第 50号	平成19年度西予市上水道事業会計補正予算(第4号)	20.3.5	原案可決
議案第 51号	平成19年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第2号)	20.3.5	原案可決
議案第 52号	平成20年度西予市一般会計予算	20.3.19	原案可決
議案第 53号	平成20年度西予市授産場特別会計予算	20.3.19	原案可決

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 54号	平成20年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	20.3.19	原案可決
議案第 55号	平成20年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算	20.3.19	原案可決
議案第 56号	平成20年度西予市国民健康保険特別会計予算	20.3.19	原案可決
議案第 57号	平成20年度西予市老人保健特別会計予算	20.3.19	原案可決
議案第 58号	平成20年度西予市後期高齢者医療特別会計予算	20.3.19	原案可決
議案第 59号	平成20年度西予市介護保険特別会計予算	20.3.19	原案可決
議案第 60号	平成20年度西予市簡易水道事業特別会計予算	20.3.19	原案可決
議案第 61号	平成20年度西予市農業集落排水事業特別会計予算	20.3.19	原案可決
議案第 62号	平成20年度西予市公共下水道事業特別会計予算	20.3.19	原案可決
議案第 63号	平成20年度西予市上水道事業会計予算	20.3.19	原案可決
議案第 64号	平成20年度西予市病院事業会計予算	20.3.19	原案可決
議案第 65号	平成20年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算	20.3.19	原案可決
議案第 66号	西予市農林漁業後継者住宅条例の一部を改正する条例制定について	20.3.19	原案可決
議案第 67号	西予市病院事業職員の諸手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	20.3.19	原案可決
議案第 68号	平成19年度西予市一般会計補正予算(第7号)	20.3.19	原案可決
議案第 69号	平成19年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)	20.3.19	原案可決
議案第 70号	平成19年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)	20.3.19	原案可決
議案第 71号	平成19年度西予市病院事業会計補正予算(第4号)	20.3.19	原案可決
議案第 72号	西予市乙亥の里の指定管理者の指定について	20.3.19	原案可決
発議第 1号	西予市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について	20.3.4	原案可決
意見書案第2号	市立宇和島病院の保険医療機関指定継続を求める意見書(案)の提出について	20.3.4	原案可決